

官報

号外 平成十八年一月三十一日

○第百六十四回 衆議院會議録 第五号

平成十八年一月三十一日(火曜日)

議事日程 第五号

平成十八年一月三十一日

午後一時開議

- 第一 平成十七年度一般会計補正予算(第1号)
第二 平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)

- 第三 平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)
第四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

- 第五 国会議員互助年金法を廃止する法律案(河村たかし君外七名提出)
第六 国会議員互助年金法を廃止する法律案(宮路和明君外六名提出)

- 今日の会議に付した案件
日程第一 平成十七年度一般会計補正予算(第1号)
日程第二 平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)
日程第三 平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)

平成十八年一月三十一日 衆議院會議録第五号

日程第四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
日程第五 国会議員互助年金法を廃止する法律案(河村たかし君外七名提出)
日程第六 国会議員互助年金法を廃止する法律案(宮路和明君外六名提出)

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出)
石綿による健康被害の救済に関する法律案(内閣提出)

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議
○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 平成十七年度一般会計補正予算(第1号)
日程第二 平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)

日程第三 平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)
○議長(河野洋平君) 日程第一、平成十七年度一般会計補正予算(第1号)、日程第二、平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)、日程第三、平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長大島理森君。

平成十七年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書
平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書
平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(大島理森君登壇)

○大島理森君 たいいま議題となりました平成十七年度一般会計補正予算(第1号)外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算三案は、去る一月二十日本委員会に付託され、二十五日谷垣財務大臣から提案理由

の説明を聴取し、二十六日から質疑に入り、昨三十日質疑を終局し、討論、採決を行ったものであります。

まず、補正予算三案の概要について申し上げます。

一般会計予算については、歳入において、災害対策費、義務的経費の追加、国債整理基金特別会計への繰り入れ、地方交付税交付金、アスベスト対策関連経費等を計上する一方、既定経費の節減、予備費の減額を行うこととしております。

また、歳入において、租税及び印紙収入並びにその他収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受け入れを行い、公債金については、その発行予定額を減額することとしております。

この結果、補正後の平成十七年度一般会計予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも四兆五千二百十九億円増加して、八十六兆七千四百十八億円となっております。

特別会計予算については、国債整理基金特別会計、道路整備特別会計など二十特別会計において、所要の補正を行うこととしております。

政府関係機関予算については、中小企業金融公庫について、所要の補正を行うこととしております。

次に、質疑について申し上げます。

質疑は、小泉内閣の政策目標の達成状況、財政健全化への取り組み、補正予算編成のあり方、所得格差の拡大などの財政・経済問題、日中関係、東アジア共同体構想、在日米軍再編などの外交・防衛問題、米国产牛肉輸入再開と再禁止の経緯及び政府の責任、豪雪・雪害対策、アスベスト対策、耐震強度偽装問題、ライブドア問題、子供の安全対策、被用者年金の一元化、IT革命への対

平成十七年度一般会計補正予算(第1号)外二案

応、皇室典範改正問題、鳥インフルエンザ対策等、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われました。

かくして、昨三十日質疑を終局し、補正予算三案を一括して討論に付しましたところ、民主党・無所属クラブを代表して北神圭朗君から、日本共産党を代表して佐々木憲昭君から、社会民主党・市民連合を代表して阿部知子君からそれぞれ反対の意見が述べられました。討論終局後、採決の結果、平成十七年度補正予算三案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。笹木竜三君。

(笹木竜三君登壇)

○笹木竜三君 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました平成十七年度補正予算三案に対し、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

BSE問題に関して、我が党の川内議員が昨年十月に提出した質問主意書に対し、「米国産牛肉等の輸入を再開することとなった場合には、輸入再開以前に、また、輸入再開後も定期的に、担当官を派遣して米国における我が国向け牛肉等に係る食肉処理施設に対する現地調査を実施することが必要」と、政府は昨年十一月に閣議決定の上、答弁をいたしました。

にもかかわらず、米国産牛肉輸入再開を声高に要求するブッシュ大統領の御機嫌を気にしてか、輸入再開を急ぐ余り、みづから決定した前提条件すら無視し、現地調査を行わないまま、輸入再開

を強行いたしました。そして、成田空港に到着した米国産牛肉に特定危険部位が混入するという事態に至ったのであります。

この件に関し、昨日、中川農林水産大臣は、朝には閣議決定どおりになかったと言ひ、夜には閣議決定違反ではないと言ひました。まさに朝令暮改。さらに、閣議決定について、これは行動の指針を示しているにほかならないと思うわけですが、認識を是としたものであり、行動をなすことを決定したものではないという奇妙さで、つなへ理屈を展開されました。こんなへ理屈が許されるのであれば、およそすべての答弁、すべての国会審議が空洞化をいたします。このような無責任は、あらゆる閣議決定、国会審議を空洞化させ、断じて許すことができません。

自由な社会は規範なしでは成り立たない、無責任な自由は必ず自滅する、これは、かつて改革を断行したイギリスの元首相サッチャー女史の言葉です。BSE、耐震偽装、ホリエモン担ぎとライプドア事件等々に見られる政府の軽さ、そして無責任は、日本社会の良識、常識をも崩していくのではないかと危惧するものであります。(拍手)

民主党は、今国会を安全国会とすべきと考えています。今回の閣議決定違反はこの私たちの主張と真つ向から対立するものであり、何より国民にとって、食の安全を脅かす許しがたい事態であります。

国民にとつての不安の種は食だけにとどまりません。昨年は、子供にかかわる凶悪事件が繰り返して発生しました。四月のJR福知山線事故を初めとする鉄道事故や航空機のアクシデントが続発し、十一月には耐震偽装が発覚しました。このような状況で、国民はみづからの安全に大きな不安

を抱いています。政治は、国民の生命財産を守り、不安、不信感を払拭するために全力を挙げなければなりません。だからこそ、私たちは安全国会を提唱しているのです。

一方、政府は、今国会を行革国会と名づけ、数合わせのみに走る、やみくもな小さな政府路線を突き進もうとしています。無駄をなくすことの徹底した改革、大いに賛成です。私たちも、無駄の徹底的な排除など、よい意味での改革競争には賛成です。しかし、小さな政府、小さな政府というのみでは、政治までが小さく、さらに小さく、やがてはむき出しの資本主義と、弱肉強食だから負けないように頑張れというだけの政治になってしまっています。

何から何まで民間にほうり出してしまふような改革には反対です。政府が担うべきことを、政府の責任を明確にした上で効率的に行う政府こそが、私たちの目指す政府です。

以下、反対の理由を申し上げます。

第一に、国民の関心が最も高い耐震偽装に対する対応です。

民主党は、被災者の生活の基盤たる住宅本体への再建支援を行う被災者生活再建支援法改正案を幾度となく国会に提出してきました。そのたびに、政府・与党は、私有財産に公的資金を投入することは望ましくないとの理由で反対をしてきました。

しかし、政府は、本補正予算案に耐震偽装被害者への公的資金投入を盛り込んでおります。災害により住居を失った方には支援をせず、偽装によつて住居を失った方には支援を行う、この不公平、矛盾について、政府は十分な説明をしていません。

また、政府は、公的資金投入の理由として周辺住民の安全性確保を挙げていますが、同じ耐震偽装物件でも、分譲物件には補助するが賃貸物件やホテルなどには補助しないとしています。周辺住民の安全性確保という意味ではいずれも同じ条件であるにもかかわらず、ここにも大きな不公平、矛盾があります。

耐震偽装にかかわる最大の問題点は、政府の責任が不明確なことであり、被害者に対する迅速な対応が必要なのは言うまでもありませんが、だからといって、責任をあいまいにすることがあつてはなりません。建築基準法の確認検査制度の不備、指定確認検査機関や特定行政庁の確認行為の定義の甘さなど、政府の責任に帰すべき点は数多くあります。また、予算委員会では、北側大臣から行政責任を認める答弁もありました。

これらを踏まえれば、被害者に対して、政府は、支援するのではなく、賠償もしくは補償を行うのが筋であります。しかし、政府は、支援というあいまいな言葉で、みづからの責任の所在をごまかそうとしているのです。

その証拠が、事実解明に対する政府の姿勢です。事実解明には関係者の証人喚問、参考人招致が不可欠であるにもかかわらず、政府・与党の姿勢は極めて消極的であり、事実解明に対する熱意が全く感じられません。国民の貴重な税金を使うのです。まずは事実を徹底的に解明し、事実に基づく責任の所在を明らかにし、そして、この責任に応じて負担をするのが当然ではありませんか。改めて、自民党の伊藤公介議員の証人喚問、そして安倍晋三官房長官秘書の参考人招致を求めます。(拍手)

次に、アスベスト被害者に対する救済です。

政府の提出したアスベスト健康被害救済法案による救済と、労災による補償の格差が歴然であり、真にすぎ間のない救済たり得ていません。工場の壁を隔てて外側の人は三百万円をもらったらそれで終わりというのでは、余りにも大きな格差ではないでしょうか。これが小泉総理の言う小さな政府なのでしょうか。

次に、子供の安全についてです。

昨年の子供にかかわる凶悪事件の続発を受け、政府は、年末に緊急対策六項目を決定しました。私たちは、この六項目の対策が補正予算に盛り込まれていると確信をしていましたが、実際には、補正予算には子供の安全にかかわる費用は一切盛り込まれていません。

民主党は、子供の安全を守るため、このたびの補正予算に、学校耐震化、通学路の安全確保のためのスクールバスや防犯灯などの設置、犯罪被害防止のための安全教育、地域ぐるみの学校安全体制の整備、不審者侵入対策などを盛り込むことを強く主張いたします。

国民の安全、安心確保への要請が高まっているにもかかわらず、政府側の対応は全く冷淡であります。特に、さきに申し上げたBSE問題について、中川農水大臣は、輸入再開後であれば調査できないと判断した上での政策変更であるが、閣議決定を経た答弁書どおりにしなかったことについて国会に対し十分な説明をせず、責任を感じているなどと、説明不足であったことだけが問題との答弁を衆議院予算委員会にていたしました。説明責任は当然のこと、何よりも重要なことは、国民の安全、安心を守ることではないのですか。中川農水大臣は、問題の所在を把握する能力、政治家としての責任感に欠けていると断ぜざるを得ません。

みずから閣議決定したことさえ守れず、そして、恐らく役人が書いたへ理屈に乗っかるこの政府の無責任、国民の安全、安心をないがしろにするという、言語道断、前代未聞の行為に及んだ中川農水大臣を、小泉総理は即刻罷免するべきであります。また、このような傍若無人な振る舞いを許す政府・与党は、責任政党ではなく、無責任政党であり、政権担当能力に欠けると言わざるを得ません。

最近、格差社会、下流社会、拝金主義という言葉がささやかれるようになりました。これが、五年近い小泉政権の生み出した影の部分だと私たちは考えています。民主党は、この通常国会において、このような流れを一刻も早く食い止める決意です。

総理は再三、米百俵のエピソードを引き合いに出されます。

○議長(河野洋平君) 笹木君、申し合わせの時間が過ぎましたから、結論を急いでください。

○笹木竜三君(統) 当時の長岡藩の藩士たちがきよのつらさに耐えることができたのは、新しい社会と新しい教育の実現目標がはっきりと示されていたからです。目標のない節約、節約のための節約では、国民に勇気も力もわいてきません。私たちは、影を影として放置せず、国民が安全に生活できる国をつくると同時に、小泉構造改革なるものが一体何であったかを国民の前に明らかにし、目標を明示し、国民の勇気と力を結集できる政治を実現することをお約束し、私の討論を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 松岡利勝君。

(松岡利勝君登壇)
○松岡利勝君 自由民主党、公明党を代表して、

ただいま議題となっており、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

小泉内閣は、改革なくして成長なしの方針のもと、官から民へ、民間でできることは民間でと、抜本的かつ思い切った構造改革に全力で取り組んでこられ、その結果、日本経済は、不良債権の処理目標を達成し、政府の財政出動に頼ることなく、民間主導の景気回復の道を歩んでいます。今後、この改革の綱を緩めることなく財政構造改革を進めていかなければなりません。他方、国民生活の安心と安全の確保を図る上で重大な問題となっており、アスベスト問題や新型インフルエンザ、構造計算書偽装問題などの新たな事態に対し、適切に対処する必要があります。

以下、本補正予算に賛成する主な理由を申し述べます。

賛成の第一の理由は、追加の内容について十分に吟味した上で、緊急性が高く、かつ真に必要な経費を計上していることであります。

まず、災害対策費につきましては、平成十七年発生災害及び過年度発生災害により被害を受けた公共土木施設等の災害復旧等事業費のほか、台風、豪雨、地震等による災害等の防止のため緊急に対応すべき事業として治水、道路等の整備等を推進するため、一般公共事業関係費等を追加するのに必要な経費を計上しております。

次に、義務的経費の追加につきましては、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当給付費負担金、生活保護法に基づく生活保護費負担金、国民健康保険法等に基づく国民健康保険助成費における療養給付費等負担金等の不足額及び不足見込み額などにつき、必要な補てんを行うなど、所要額を計上しております。

上しております。

アスベスト対策関連経費につきましては、アスベストによる健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図るため、独立行政法人環境再生保全機構の行う救済業務に要する資金に充てるための同機構に対する基金造成費の交付に必要な経費を計上するほか、文教施設等のアスベスト除去等に対する補助等を追加するのに必要な経費を計上しております。

国際分担金につきましては、国際連合が行う平和維持活動部隊等の紛争発生地への派遣、停戦の監視及び治安の維持に係る分担金等の支払いに必要な経費を計上しております。

中小企業金融公庫出資金等につきましては、中小企業金融公庫の経営基盤の確保を図るため、中小企業信用保険準備基金に充てるための同公庫に対する出資等を行うために必要な経費を計上しております。

市町村合併推進体制整備費補助金につきましては、市町村が行う自主的な市町村合併の取り組みの進展に伴う必要な経費を計上しております。

また、新型インフルエンザにに対応するため、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の積み増し、及びユニセフ等を通じて行う支援活動等に対する拠出金の支払い等に必要な経費を計上しております。

さらに、大きな社会問題となっております構造計算書の偽装問題による分譲住宅居住者の居住の安定の確保、及び住宅・建築物の耐震性の不安への対応を図るため、地方公共団体等が緊急に対応すべき事業に対する地域住宅交付金及び住宅市街地総合整備促進事業費補助を増額するため、所要額を計上しております。

このほか、障害者居宅生活支援費など、特に緊要となつた事項について所要の経費を計上しているものであります。

賛成の第二の理由であります。財政規律を確保し、改革路線を堅持した点であります。

本補正予算では、既定経費の節減に取り組むとともに、公債の償還財源に充てるため、昭和五十五年度補正予算以来実に四半世紀ぶりに、決算上の純剰余金の全額を国債整理基金特別会計へ繰り入れることとしております。また、改革推進公共投資事業資金貸付金について、償還期限を繰り上げて償還させることにより、国債整理基金特別会計への繰り入れを行つております。さらに、補正予算としては平成に入り初めて、公債発行予定額を減少することとしております。このことは、小泉構造改革の正しさとその成果を明確に示しているものと判断できます。

以上、補正予算三案に賛成する主な理由を申し述べ、賛成討論といたします。

どうもありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 吉井英勝君。

(吉井英勝君登壇)

○吉井英勝君 私、日本共産党を代表して、二〇〇五年度補正予算三案に反対の討論を行います。(拍手)

災害対策など緊急、切実な補正は当然であります。しかし、今回の補正予算には、看過できない重大な問題があります。

第一に、在日米軍再編計画関連経費、すなわち、沖縄県の普天間基地にかわる新しい基地をキャンプ・シュワブ地区に建設するための調査経費を初め、米軍と自衛隊の六つの基地について、基地再編の調査費を盛り込んでいることであります。

す。

これは、昨年の日米合意に基づき日米軍事同盟の再編強化を進め、自衛隊と米軍の軍事一体化、日米同盟の地球規模への拡大を一層推し進めようとするものであります。こうした基地再編に係住民や自治体が強く反対しているのは当然であり、断じてこの予算案は認められません。米海兵隊実弾演習を全国に拡大実施するためのSACO経費も容認できません。

また、記録的な豪雪などで地方が予想を超える財政支出を余儀なくされているにもかかわらず、本来二〇〇五年度に地方に配分すべき交付税を翌年度に繰り越し、国の財源不足の補てんに充てていることは重大です。

さらに、アスベスト対策では、被害者の真の救済や問題の根本的解決にとつて極めて不十分なのであります。

これまでアスベストによる健康被害がありながら一切救済されてこなかった工場周辺住民等の救済に初めて踏み出したことは、長年にわたる被害住民の運動を一定程度反映したものであります。しかし、今回の対策は、国の行政責任と加害企業の責任をあいまいにし、その救済水準は極めて不十分なのであります。少なくとも、対象疾病を中皮腫、肺がんだけでなく労災並みの五つの疾病に拡大し、労災や公害健康被害補償の水準に引き上げ、被害者の通院治療と生活を支えることのできる制度に充実させることを強く要求するものであります。

最後に、耐震強度偽装問題では、建築物の安全確認を民間任せにした政府の責任が厳しく問われており、また、米国産輸入牛肉への除去部位混入問題では、輸入再開を最優先し、食の安全をない

がしろにしてきた小泉内閣の責任は極めて重大であることを指摘し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 阿部知子君。

(阿部知子君登壇)

○阿部知子君 社会民主党・市民連合を代表して、補正予算三案に反対の立場の討論を行います。(拍手)

下校途中の児童をねらった殺害事件、あるいは昨年末に発覚した耐震強度の偽装問題、さらには、本年に入り、アメリカからの輸入牛肉のさまざまな管理実態、加えてライブドアによる虚偽と虚構の株の取引等々、今、私どもの暮らす社会は、著しい不安と不信そして不穏の中に置かれていま

そうした中で組まれる補正予算であれば、当然、国民の生命や財産を守り、安心、安全、信頼の回復に努めるものでなければならぬと考えますが、政府によって提出された補正予算案には一切そうした観点はなく、むしろ、企業の利潤やあるいは政府の責任をあいまいにしたままのびぼう策に終始した結果、そのツケを国民や自治体にツケ回すものになっております。

その端的な表現がアスベスト対策です。

そもそも、一九七〇年代、既に世界的には明らかにした危険性に対して、企業の利潤第一に、さらには、当然とるべき政府の規制や行政指導について、それを怠つてきたことの責任をあいまい化して、被害者救済の名のもとにつくられた新法では、実は、脱アスベスト社会に向けた根本的な取り組みや被害者補償という大きな視点に立った対策は、むしろ後退するものとならざるを得ないと思ひます。

加えて、耐震強度の偽装問題への支出八十億円も、実は、明らかにされるべき事件の全貌やあるいは国土交通省の責任も含めた政府の責任ということが見えなくなる、政治的な幕引きになりかねない危惧を覚えます。

また、本来、補正予算が第一に支出されるべき災害対策費に関しても、未曾有の豪雪、これに見舞われた地方、過疎に悩む地方には非常に冷たい。国民の願いを無視するものになっていると言わざるを得ません。

さらには、昨日の予算委員会の審議の中では、政府は、アメリカからの圧力に本当に簡単に譲つて、閣議決定もほごにすることも辞さない、あるいは国民の生命や安全などまるで眼中にないという姿勢を明らかにしました。

私ども社会民主党は、何よりも格差の是正、しっかりとセーフティーネットを構築するため何をなすべきかに全力を挙げて取り組むことを表明し、反対の討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第四、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長岸田文雄君。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔岸田文雄君登壇〕

○岸田文雄君 たいま議題となりましたハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、戦前、国内のハンセン病療養所と同様の隔離政策が実施されていた国外の療養所に入所していた方々について、その精神的苦痛を慰謝するため、補償金を支給しようとするもので、その主な内容は、

第一に、昭和二十年八月十五日までの間に厚生労働大臣が定める国外のハンセン病療養所に入所していた者であつて、現行法の施行日において生存しているものに対し、補償金八百万円を支給す

ること、

第二に、補償金の請求は、この法律の施行日から五年以内に行わなければならないこと、

第三に、この法律は、公布の日から施行し、施行前に補償金を請求する意思が書面により表示されていたものとして厚生労働省令で定める者については、施行前に死亡した者を含めて、請求があつたものとみなすこと等であります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る二十七日の厚生労働委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつて委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

日程第五 国会議員互助年金法を廃止する法律案(河村たかし君外七名提出)

日程第六 国会議員互助年金法を廃止する法律案(宮路和明君外六名提出)

○議長(河野洋平君) 日程第五、河村たかし君外七名提出、国会議員互助年金法を廃止する法律案、日程第六、宮路和明君外六名提出、国会議員互助年金法を廃止する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。議院運営委員長佐田玄一郎君。

国会議員互助年金法を廃止する法律案(河村たかし君外七名提出)及び同報告書

国会議員互助年金法を廃止する法律案(宮路和明君外六名提出)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐田玄一郎君登壇〕

○佐田玄一郎君 たいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、宮路和明君外六名提出の法律案は、現行の国会議員互助年金法を本年四月以降廃止し、これに伴う所要の経過措置を講じようとするものであり、これにより現職議員が国庫に納めている納付金は四月以降はなくなります。

経過措置の主な内容は、議員OBや遺族の既受給者については、年金権も憲法の保障する財産権であるため、年金の支給自体は継続するものの、国庫負担を軽減するため、OBが受ける年金は最大一〇%削減し、さらに年金の全額支給停止を含む高額所得による支給制限措置の大幅強化を図ろうとするものです。

現職国会議員については、廃止の時点で現行法による年金の受給資格を満たしているかどうかで区分し、在職十年以上のいわゆる有資格者は、廃止時点までの在職期間に対応する、いわば過去分の年金を退職後受けるのみとし、その額もOBを上回る一五%削減した上で、同様の高額所得による年金の停止措置も適用することとしております。なお、年金の受給権を放棄した場合には、これ

にかえて、廃止までに納めた納付金総額の八割に相当する額を一時金として退職時に受け取ることとできることといたしました。

在職十年未満の現職議員は、納付金総額の八割を退職時に一時金で受け取るのみとするものであります。

次に、河村たかし君外七名提出の法律案は、与党案と同様、現行国会議員互助年金法を本年四月以降廃止することを定めるものでありますが、廃止に伴う経過措置については、議員OBが受ける年金は現行より三〇%削減し、また、現職議員については納付金の返還のみとし、その支給割合も五割としている点が主な相違点であります。

両法律案は、当委員会に付託され、去る二十七日提出者宮路和明君及び河村たかし君から提案理由の説明を聴取した後、質疑、討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、河村たかし君外七名提出の国会議員互助年金法を廃止する法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、次に、宮路和明君外六名提出の国会議員互助年金法を廃止する法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。鈴木克昌君。

〔鈴木克昌君登壇〕

○鈴木克昌君 私は、民主党・無所属クラブを代表いたしましたして、たいま議題となりました国会議員互助年金法を廃止する法律案に関し、民主党提出法案に賛成、自民党、公明党提出法案、いわば羊頭狗肉、竜頭蛇尾の法案に反対の立場から討論をいたします。(拍手)

議員年金の改革が本格的に組上に上がったのは、一昨年、通常国会の年金法改正のときからであります。政府提出の改正法が、制度の抜本的な改革を置き去りにしたまま、十四年連続で保険料を引き上げ、年金額を一五%カットするなど、国民に厳しい内容でありました。しかし、一方、国会議員には高額でしかも国庫負担率七〇%を超えるという極めて有利な年金があることに對し、国会議員の特権、国民に痛みを求めるならまず政治家がみずからを律するべきという強い批判が国民から寄せられました。

民主党は、政府改正法案に合わせて、国民年金を含めたすべての年金の一元化を内容とする法案を国会に提出いたしました。その時点で既に、議員年金を廃止して、国会議員も一元化された公的年金制度に国民の皆さんと同様に加入することを主張いたしました。残念ながら、年金制度の一元化への道筋はいまだ見えていませんが、この議員年金改革に対する基本的な思想、すなわち、国会議員も国民と同じ年金を受給する、隗より始めよは微動だに揺るいではいけません。

議員年金改革については、その後紆余曲折を経ました。一昨年の総選挙後、議長のもとに調査会が設置され、昨年の一月には答申が提出されました。本来ならこの答申を尊重することは当然であります。私たちがから見ると、その内容はとても国民の納得を得られるようなものではありませんでした。当事者ではない調査会が余り大胆な改革案を答申できないことは、やむを得なかったかもしれません。民主党としては、やはりこれはみずからを切る決断をし、大胆な改革案をまとめなければならぬと考え、法案作成に着手いたしました。

一方、与党も私たちの提案に応じる形で昨年の総選挙後から取り組みましたが、その後の過程では混乱をきわめました。

与党は、一たん議員年金廃止としながら、廃止期間を明記せず、当面の間、現行制度を微修正した年金制度を継続する案をまとめました。しかし、この案は小泉総理の、このままでは国民の理解は得られないというツルの一声で、与党は慌てて本年四月に議員年金を廃止する方針へと転換しました。さらに、十二月七日には、新方針に基づく与党案に対して小泉総理が、与党案では廃止にならないと再度の指示を出されたわけでありました。これに慌てた与党は、急ぎ総理を説得に走り、今度は総理が説得されて、翌八日には総理が了承するという事態になったわけでありました。小泉総理の朝令暮改でようやく決着したというてんまつとなったわけでありました。

このような事態を招いた最大の原因は、自民党、公明党ともに、議員年金の改革を何のために行うのかという根本が欠落していることにあります。そうでなければ、わずか一日で全く異なる内容の案を両党がまとめられるわけがありません。国民の批判が強いから、何でもいからまとめよう、民主党がやるというから、仕方がないからやっておこうという理念のなさが混乱をもたらしたのであります。

そして、この過程が内容にそのまま反映しています。与党案の最大の問題点は、現職議員が将来の年金受給を選択できることにあります。繰り返しになりますが、この改革のスタートは、国民と同じ目線に立つ、議員みずからが率先してみずからの痛みを伴う改革を断行するということにあります。しかし、与党案では、既に年金受給資格を得てい

る現職議員には痛みがほとんどありません。年金受給を選択すれば、恐らく多くの議員が、これまで納付してきた納付金より多額の年金を受給できます。これ以上年金受給額は上がりませんが、それは負担がなくなるからですから、当たり前のこととあります。

また、与党案では、今後四十年、五十年にわたって現行制度に基づく年金給付が継続する可能性が高く、その財源はすべて国民の血税で賄われることとなります。結果として、巨額の国庫負担が必要となるわけでありました。そもそも、民主党が年金廃止案をまとめたときに、納付金がなくなれば国民負担がふえると民主党案を極めて厳しい口調で批判したのは与党ではなかったでしょうか。

しかし、結果的に、現職議員に対し将来の年金受給もある与党案は、現職議員の将来の年金受給のない民主党案に比べて、極めて巨額の国庫負担が必要となります。なぜ与党は、あれだけ激しく国庫負担の増加に反対したにもかかわらず、民主党案以上に国庫負担の大きい与党案を取りまとめたのか、明確な説明が必要であると考えます。

これに対して、民主党案は、基本的な思想にのっとり、その内容はすっきりしています。現職議員はすべて将来の年金受給を放棄します。OB議員に対しては、その生活の維持に配慮しつつ、給付額を三割カットとさせていただきます。与党は、民主党案に対して、財産権を規定する憲法二十九条に違反すると主張します。しかし、現職議員については、みずからの財産について、みずからが放棄するのでありますから、これを憲法違反だとは考えません。何より、この国の財政を考え、また、隗より始めよとみずからが痛みを感じ

る改革が必要だと考えている以上、この程度は当然だと考えています。

また、与党案でOB議員に対する給付についても最大一〇%カットとしており、我が党が財産権を規定する憲法二十九条に違反するというのであれば、同じことではないでしょうか。

なお、付言すれば、与党案では、年金給付額は現職議員で一五%カットとしており、調査会答申よりもカット率が後退しています。何より国会は、さきの年金法改正で国民の年金を一五%もカットしたのです。にもかかわらず、結果的に国民よりはるかに高い年金を受給する。これは、まさに議員の特権の濫用以外の何物でもないのではないのでしょうか。このような内容で、本当に国民の理解を得られるとお考えでしょうか。私は、決して国民の理解は得られないと思います。

この間、与党の中で最も議員年金廃止にこだわってきたのは小泉総理です。しかし、結果として与党案は、実質的な現行制度の延長に終わりました。総理は、本当にこの与党案でよいとお考えになっておるのでしょうか。この案は、まさに羊頭狗肉、竜頭蛇尾であると思います。総理自身も強い不満をお持ちだと思えます。そうであるならば、ぜひとも与党案に反対し、民主党案に賛成を表明していただきたいわけでありました。(拍手)

議場の議員各位にお願い申し上げます。今まで申し上げてきたように、与党案は議員としての尊厳を国民に示すことができません。これは、国民の政治に対する不信感を払拭することはできません。私は、国会議員が議員年金目当てで議席を得たとは全く考えておりません。そうであるならば、みずからの身を切り、国会議員として堂々と国民の前に立つために……

○議長(河野洋平君) 鈴木君、申し合わせの時間が過ぎましたから、結論を急いでください。

○鈴木克昌君(続) どうか、民主党案に御賛同いただきたいと思ひます。

以上で終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 松本純君。

(松本純君登壇)

○松本純君 私は、自由民主党及び公明党を代表し、ただいま議題となりました与党提案の国会議員互助年金法を廃止する法律案について賛成、民主党提案の国会議員互助年金法を廃止する法律案に反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

以下、具体的に申し述べます。

現行の互助年金法第九条では「国会議員が在職期間十年以上で退職したときは、その者に普通退職年金を給する。」と定めており、本条から、この要件を満たす議員は年金受給資格が発生することは明白であります。

与党案は、この厳粛な事実を基礎に、年金受給資格の有無によつて現職議員を区分し、在職十年以上の者には、ことし三月までの在職期間に同じた年金額を一五%削減した上で支給し、在職十年未満の者には、納付金総額の八割を一時金として支給するという極めて明快な内容であります。

また、現に年金を受給している〇〇議員につきましては、その額を最大一〇%削減するとともに、年金と年金外所得の合計が七百万円を超える場合には、その超える額の二分の一を停止することとし、現在の最低保障制度も廃止するなど、高所得者に対する支給制限措置を大幅に強化し、現今の国民世論にも十分にこたえつつ、国庫負担金を極力削減する方途を講じようとするもので、

責任与党としての面目躍如たる内容となっております。(拍手)

これに対し、民主党案は、先ほど指摘いたしました互助年金法第九条の規定を全く無視して、現職議員を一律に扱い、年金受給資格があるにもかかわらず、納付金総額の五割のみを清算金として支給するという乱暴な措置を強行しようとするもので、法律違反のそりを受けても不思議はなく、一たん訴訟が提起されたときは到底たえ得ないものであると断ぜざるを得ません。

さらに、民主党案では、同じ現職議員でも、たまたま過去に落選などによつて年金の裁定を受けた者には引退後には年金の支給が保障されているのに対し、連続当選を重ねた者には、年金受給資格を満たしているにもかかわらず一切年金は支給されないといった、常識的に考えても理解しがたい仕組みになっていることなど、多くの問題をはらんでいると指摘せざるを得ず、もとよりこのような案には反対であるということを確認に申し上げておきます。

かかる不公平で極端な内容を含む民主党案に対しては、同党内において異論があつたとも仄聞しており、しよせんは否決されることを見越しての提案ではないかとの邪推すら生んでおるのであります。建設的対案路線の推進を標榜する同党への国民の期待に果たしてこたえ得るものなのか、他人事ながら甚だ疑問を抱かざるを得ないというべきであります。

与党案では、有資格の現職議員には、年金の受給の道と同時に、これを請求しない場合には一時金受給の道も開かれていたのでありますが、与党案が成立した暁には、すべての民主党所属議員は、自分たちの法案を主張するのであれば、当

然、迷うことなく、年金を受給する道は選ばれないであろうことは当然のことと確信しているというのを申し上げ、私の討論を終わります。

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第五、河村たかし君外七名提出、国会議員互助年金法を廃止する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立少数。よつて、本案は否決されました。

次に、日程第六、宮路和明君外六名提出、国会議員互助年金法を廃止する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○中山泰秀君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案を議題と

し、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長中谷元君。

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中谷元君登壇〕

○中谷元君 ただいま議題となりました平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十七年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることにするものであります。

本案は、去る一月二十四日本委員会に付託され、二十七日中総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました

た。本日討論の後、採決をいたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○中山泰秀君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、石綿による健康被害の救済に関する法律案、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

石綿による健康被害の救済に関する法律案

(内閣提出)

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 石綿による健康被害の救済

に関する法律案、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長木村隆秀君。

石綿による健康被害の救済に関する法律案及び同報告書

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(木村隆秀君登壇)

○木村隆秀君 た、いま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、石綿による健康被害の救済に関する法律案についてありますが、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費、療養手当、特別遺族弔慰金等を支給し、また、労災保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに對しては、特別遺族年金等を支給するための措置を講じようとするものであります。

次に、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案であります。大気汚染防止法、地方財政法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の四法律を改正し、石綿の飛散等による人の健康または生活環境に係る被害を防止するための措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二十七日日本会議において趣旨説明

及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同二十七日小池環境大臣から両案について提案理由の説明を聴取した後、同日並びに本日質疑を行い、質疑を終局いたしました。

その後、石綿による健康被害の救済に関する法律案に對しまして、民主党・無所属クラブから修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

続いて、討論を行い、まず、石綿による健康被害の救済に関する法律案について採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案について採決を行ったところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に對しそれぞれ附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順次これを許します。田島一成君。

(田島一成君登壇)

○田島一成君 私は、内閣提出、石綿による健康被害の救済に関する法律案に、民主党・無所属クラブを代表して、反対する立場から討論を行います。(拍手)

既に炸裂していた静かな爆弾、アスベストは、長年の産業優先、高度経済成長の負の置き土産と

して、人体と環境に大きなつめ跡を残し、国民的災害を引き起こしました。なぜこんな病気になるのかと、苦しんで流された涙と失われた命は、二度と戻りません。

アスベストの危険性は一九七〇年代から既に指摘されており、八〇年代には徹底除去するチャンスもあったはずですが、この数十年間、総合的なアスベスト対策を怠った政府の責任は、厳しく問われなければなりません。

民主党は、アスベストによる健康被害が我が国の深刻な社会問題となつていくことに對し、国、地方公共団体、事業者の責務を定め、国民と一体となつてアスベスト対策に総合的に取り組むための基本的枠組みを定めるアスベスト総合対策推進法案を、政府に先駆けてさきの国会に提出いたしました。

これに對して出された政府の救済法案は、政府の責任には全く触れず、私どもの総合対策のほんの一部を取り出して、形ばかりのお見舞いをするというお粗末な内容でありました。被害者や遺族の皆さんは、飛びおりますからねとその覚悟を示された小池大臣を正義の味方と期待を寄せましたが、実は、血も涙もない、ただの政府の味方ではなかったと、怒りをあらわにしていらつしやいます。(拍手)

本法案の審議に当たつての論点は二つ。アスベストによる健康被害者の痛みと苦しみを少しでも和らげ、安心して暮らせる環境を保障すること、そして、これ以上のアスベスト健康被害を食い止めるため、アスベスト製造等の禁止、建築物からの除去、廃棄物の適正処理、建築物解体時の飛散防止など、既存アスベストの処理の実効性を確保することです。

しかし、政府は、内閣総理大臣を筆頭に、アスベスト対策に取り組む真摯な姿勢を示すわけでもなく、不十分な金銭給付だけを強調されていることは、審議の経過からも明白であります。

特に、我が党議員の指摘ではつきりしたとおり、政府の救済制度は、表裏一体であるはずの労災による補償との格差が歴然であり、すぎ間だらけの制度であります。

何の落ち度もなく、たまたまアスベストを扱う工場のそばに住んでいただけで、亡くなられた方の命の代償は、総額わずか三百万円。月わずか十万円の療養手当では、通院費で全部消えてしまうという被害者もいらつしやいます。

また、労災補償に含まれている就労等援護費や通院費、遺族年金も政府の救済制度には見当たらず、葬祭料にも労災補償の葬祭料との間に大きな格差があります。

同じ病気のなになぜこんなに違うのか、国がアスベストの危険性に気づいたときに使用を禁止していれば、こんな苦しい思いはしなかった、これが被害者の生の声であります。実際に給付を受ける被害者の方々が、工場の内と外では命の値段に差があると感ずるこの程度の内容で、政府は、救済だと本当に胸を張れるのでしょうか。これでもすぎ間のない救済と言いつけるのでしょうか。

また、政府の救済制度では、労災の時効問題の解決も先延ばしにされ、新たな矛盾を抱えることになりました。

政府案では、時効により労災補償を受けられなかった遺族に、原則二百四十万円の遺族年金を支給することにしています。ところが、労災補償は、暴露業務に従事していたときの給与をもとに算定されるため、中皮腫など潜伏期間が数十年と

長いアスベスト関連疾病の場合は、遺族年金が時効事例の原則二百四十万円に比べて大幅に下回るというケースが出ています。なぜ時効の人が労災認定者より有利なのかという疑問に、厚生労働省は答えられないでしょう。そうです、明らかに制度上の不備なのであります。

昨年の第六十二通常国会に我々民主党が提出した労災法の改正案では、アスベスト関連疾病については時効を適用しないことといたしました。この法案が成立さえしていれば、こんな矛盾は生じ得なかつたのであります。

政府の救済制度の財源は、全事業者、国、地方公共団体による負担となつていますが、この抛出の根拠について、政府の答弁の説得力は全くありませんでした。国の最終的な給付の負担割合もありませんでした。国の最終的な給付の負担割合もありませんでした。アスベスト対策を後手に回してきた政府の責任を明確にし、政府みずから前面に立つて説明責任を果たさない限り、国民の理解を得ることはできません。

健康被害者の皆さんが、無念の思いを抱えながら、不安や恐怖と日々闘っておられることを、私たち民主党は真剣に受けとめてまいりました。そして、救済が急務であることを認識しつつも、余りに問題点の多い政府案を前にして、悩みに悩みました。

仮に、政府や与党の皆さんが基本的な枠組みを変えられないとおっしゃるのなら、せめて該当する被害者とその御家族にとつてより切実な問題にこたえるべきだと考え、通院費と就労援護費に絞つた修正案を提出いたしました。

中皮腫の専門医療機関は限られており、居住地によつては通院費だけで月十数万円飛んでしまう方もいらつしやいます。我が党では、被害者の通

院にかかる費用は約三億円と試算見積もりをいたしました。一方、今回の補正予算のうち、基金創設時に負担する事務費におよそ十五億円も充てられることが答弁でも明らかにいたしました。にもかかわらず、わずか三億円程度のこの通院費がどうして捻出できないのでしょうか。これではアスベストによる健康被害の救済ではなく、縦割りの官僚機構を救済するための法案そのものではありませんか。

働き盛りで発症される住民被害者の中には、お子さんの学業や進学を断念されるケースも出てきています。こうした切実な悩みや苦勞に的確に対応することが、自己防衛すらできなかったアスベスト健康被害者に対するせめてもの誠意ではないか、これなら与党の皆さんも共感を理解してくださるのではと一縷の望みを修正案に託しました。

しかし、その思いもむなしく、修正案は否決されました。政府の救済制度案が、実際にもがき苦しんでいる方々の立場に真に寄り添い、誠実かつ具体的に対応する内容でないことと、すぎ間のない対応が実は口先だけの対応でしかないことが、ここに図らずも露呈したのであります。

最後に申し上げます。

健康被害者への救済は、アスベスト対策の最重要課題であります。しかし、それだけがすべてではありません。今後、少なくとも数十年続くノンアスベスト社会への取り組みは、私たちの身の回りにあるアスベストを、いかに計画的、段階的に除去、廃棄し、無害化するにかかっています。

国民の健康と安全を守り、環境汚染の防止を総合的に推進するために、一日も早くアスベスト総合対策推進法を制定すべきであることを繰り返し

申し上げ、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君。

〔加藤勝信君登壇〕

○加藤勝信君 私、ただいま委員長より報告のありました内閣提出の石綿による健康被害の救済に関する法律案及び石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案について、自由民主党、公明党を代表して、賛成の立場から討論を行うものであります。(拍手)

昨年の夏以来、石綿による健康被害は、石綿を使用していた工場などで働いていた方のみならず、その家族や周辺の住民などにも及んでいることが明らかとなり、大きな社会問題となっております。

また、小中学校などの公共施設を初め、私たちの周りの建築物においても吹きつけアスベストなどが発見されるところに、民間建築物を含めると、その全容は必ずしも明らかとなつておりません。そして、石綿が大量に使用された時期に建設された建築物は、建てかえの時期を迎えております。

石綿による健康被害者への対応、そして今後の被害の未然防止、国民の不安解消などアスベスト問題への対策は、全力で取り組むべき喫緊の課題であります。

自由民主党、公明党は、さきの衆議院選挙のマニフェストにおいて、アスベスト問題対策の迅速な実施を公約し、この間、与党間で論議を重ね、政府に対し、救済のための新法の制定など強く働きかけを行ってきたところであります。

石綿による健康被害が広範に発生している中、労災補償の対象になつていないのはその一部にすぎません。

また、石綿に暴露してから発症するまでに数十年もかかり、かつ、石綿が長期間において幅広く大量に利用されてきたことから、被害と原因の因果関係を特定することが非常に難しく、現状では救済が困難な状況にあります。

さらに、石綿による中皮腫や肺がんなどの疾病にかかった場合には、発症からわずか一、二年で亡くなることが多いことから、石綿による健康被害者の多くが、重篤な疾病を発症することも認識しないままに石綿に暴露し、何ら補償を受けられないままに亡くなれるというケースも相次いでおります。

このため、石綿による健康被害者を、また、その御遺族の方々を、すき間が生じないように、かつ一刻も早く救済することが社会的にも強く求められております。

石綿による健康被害の救済に関する法律案は、このような石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、医療費などの各種給付を支給することにより、石綿による健康被害者を救済するものであります。

また、石綿による今後の被害の未然防止などに對しては、政府において、昨年七月以降、石綿使用の実態把握や国民への情報提供、建築物の解体時等の対策など、既存の法律内で対応できる対策が実施されてきております。

加えて、平成十七年度補正予算案及び十八年度予算案において必要な予算措置が講じられるとともに、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案において、石綿を使用している工作物の解体等の作業時における飛散防止対策の義務化、吹きつけアスベスト等の使用規制などを図るため、大気汚染防

止法など四法律の必要な改正を一括して措置するものであります。

このように、これらの二法案は、石綿による被害に対する救済と対策を車の両輪として進めるものであり、一日も早い成立と施行を期待するものであります。

最後に、政府に対して、当時において予防的アプローチという考え方が十分に認識されていなかったことなどの過去の経緯を十分に踏まえるとともに、みずから何らの責任もないにもかかわらず石綿による健康被害に遭われている方々、また石綿により命を失われた方々、そして、その御遺族の方々の思いとその置かれている状況に配慮し、今後、政省令の制定など法案の施行に向けた準備を、そして施行後の運用を迅速にかつ適切に行うことを強く求め、賛成討論といたします。

（拍手）
○議長（河野洋平君） これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君） これより採決に入ります。

まず、石綿による健康被害の救済に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野洋平君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野洋平君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（河野洋平君） 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	小泉純一郎君
総務大臣	竹中 平蔵君
法務大臣	杉浦 正健君
外務大臣	麻生 太郎君
財務大臣	谷垣 禎一君
文部科学大臣	小坂 憲次君
厚生労働大臣	川崎 二郎君
農林水産大臣	中川 昭一君
経済産業大臣	二階 俊博君
国土交通大臣	北側 一雄君
環境大臣	小池百合子君
国務大臣	安倍 晋三君
国務大臣	猪口 邦子君
国務大臣	杏 圭男君
国務大臣	中馬 弘毅君
国務大臣	額賀福志郎君
国務大臣	松田 岩夫君
国務大臣	与謝野 馨君

○議長長の報告

（通知書受領）

一、去る二十七日、小泉内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

内閣閣第一七号

平成十八年一月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

天皇皇后両陛下のシンガポール国及びタイ

国御訪問について

標記について、本日（一月二十七日（金））の閣議において別紙のとおり決定したので、通知いたします。

（別紙）

天皇皇后両陛下のシンガポール国及びタイ

国御訪問について

（平成十八年一月二十七日閣議決定）

かねてより、シンガポール国大統領閣下から、我が国との外交関係樹立四十周年に当たり、天皇皇后両陛下に對し同国を御訪問になるよう招請があり、また、タイ国政府から、同国王陛下即位六十年記念式典に、両陛下の御臨席を願う旨の申出があった。

ついては、我が国と両国との友好親善関係にかんがみ、本年、両陛下に両国を公式に御訪問願うこととしたい。

なお、両陛下には、両国御訪問の途次、マレーシア国にお立ち寄りになる。

御日程については、今後両国政府と協議の上決めることとなるが、六月八日東京御出発で、

全体として約一週間となる予定である。

(報告書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告書

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告書

(理事補欠選任)

一、去る二十七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

総務委員会

理事 谷口 隆義君 (理事赤松正雄君去る平成十七年十一月二日委員辞任につきその補欠)

理事 葉梨 康弘君 (理事岡本芳郎君去る平成十七年十一月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 やまきわ大志郎君 (理事三ツ矢憲生君去る平成十七年十一月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 萩生田光一君 (理事谷本龍哉君去る二十七日理事辞任につきその補欠)

環境委員会
理事 岩永 峯一君 (理事桜井郁三君去る平成十七年十一月二日委員辞任につきその補欠)

理事 山本 公一君 (理事西野あきら君去る平成十七年十一月二日委員辞任につきその補欠)

理事 石崎 岳君 (理事大野松茂君去る平成十七年十一月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 富田 茂之君 (理事石田祝稔君去る十九日委員辞任につきその補欠)

理事 松浪 健太君 (理事宇野治君去る二十七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任
寺田 学君
補欠
寺田 学君

厚生労働委員
辞任
清水鴻一郎君
補欠
長崎幸太郎君

松本 純君
蘭浦健太郎君
三井 辨雄君
上田 勇君
高木美智代君
伊藤 涉君
谷口 和史君
泉 健太君
三井 辨雄君
園田 康博君
高木美智代君
上田 勇君

蘭浦健太郎君
長崎幸太郎君
三井 辨雄君
園田 康博君
高木美智代君
上田 勇君

泉 健太君
三井 辨雄君
園田 康博君
高木美智代君
上田 勇君

伊藤 涉君
谷口 和史君
上田 勇君

環境委員
辞任
井脇ノブ子君
補欠
井脇ノブ子君

岩屋 毅君
木挽 司君
高井 美穂君
井上 信治君
杉田 元司君
西本 勝子君

井上 信治君
岡本 充功君
稲田 朋美君
西本 勝子君

稲田 朋美君

西本 勝子君
盛山 正仁君
岡本 充功君

岩屋 毅君
井脇ノブ子君
木挽 司君
高井 美穂君

白井日出男君
津島 雄二君
中山 成彬君
町村 信孝君
古川 元久君
佐々木憲昭君
阿部 俊子君
中根 一幸君
丹羽 秀樹君
西銘恒三郎君
津島 雄二君
古川 元久君
佐々木憲昭君
阿部 俊子君
中根 一幸君
丹羽 秀樹君
西銘恒三郎君

補欠
丹羽 秀樹君
西銘恒三郎君
中根 一幸君
阿部 俊子君
石関 貴史君
吉井 英勝君
中山 成彬君
町村 信孝君
吉井 英勝君
阿部 俊子君
石関 貴史君
中根 一幸君
丹羽 秀樹君
西銘恒三郎君
津島 雄二君
古川 元久君
佐々木憲昭君

松浪 健太君
石関 貴史君
津村 啓介君
寺田 学君
鈴木 恒夫君
小宮山泰子君
鈴木 克昌君
笠 浩史君

補欠
鈴木 恒夫君
笠 浩史君
小宮山泰子君
鈴木 克昌君
松浪 健太君
津村 啓介君
寺田 学君
石関 貴史君

松浪 健太君
石関 貴史君
津村 啓介君
寺田 学君
鈴木 恒夫君
小宮山泰子君
鈴木 克昌君
笠 浩史君

松浪 健太君
石関 貴史君
津村 啓介君
寺田 学君
鈴木 恒夫君
小宮山泰子君
鈴木 克昌君
笠 浩史君

松浪 健太君
石関 貴史君
津村 啓介君
寺田 学君
鈴木 恒夫君
小宮山泰子君
鈴木 克昌君
笠 浩史君

松浪 健太君
石関 貴史君
津村 啓介君
寺田 学君
鈴木 恒夫君
小宮山泰子君
鈴木 克昌君
笠 浩史君

松浪 健太君
石関 貴史君
津村 啓介君
寺田 学君
鈴木 恒夫君
小宮山泰子君
鈴木 克昌君
笠 浩史君

奥野 信亮君

亀井 善之君
河村 建夫君
三原 朝彦君
山本 公一君
山本 有二郎君
小川 淳也君
笹木 竜三君
古川 元久君
馬淵 澄夫君
佐々木憲昭君
阿部 知子君
松本 洋平君
盛山 正仁君
吉井 英勝君
井脇ノブ子君
小野 次郎君
岡部 英明君
丹羽 秀樹君
萩生田光一君
若宮 健嗣君
渡部 篤君
川内 博史君
小宮山泰子君
高山 智司君
長浜 博行君
高橋千鶴子君
保坂 展人君
小川 友一君

萩生田光一君
盛山 正仁君
松本 洋平君
渡部 篤君
岡部 英明君
丹羽 秀樹君
川内 博史君
小宮山泰子君
長浜 博行君
高山 智司君
吉井 英勝君
保坂 展人君
小野 次郎君
井脇ノブ子君
高橋千鶴子君
小川 友一君
河村 建夫君
山本 公一君
山本 有二郎君
奥野 信亮君
井上 喜一君
三原 朝彦君
小川 淳也君
笹木 竜三君
馬淵 澄夫君
古川 元久君
佐々木憲昭君
阿部 知子君
亀井 善之君

奥野 信亮君
盛山 正仁君
松本 洋平君
渡部 篤君
岡部 英明君
丹羽 秀樹君
川内 博史君
小宮山泰子君
長浜 博行君
高山 智司君
吉井 英勝君
保坂 展人君
小野 次郎君
井脇ノブ子君
高橋千鶴子君
小川 友一君
河村 建夫君
山本 公一君
山本 有二郎君
奥野 信亮君
井上 喜一君
三原 朝彦君
小川 淳也君
笹木 竜三君
馬淵 澄夫君
古川 元久君
佐々木憲昭君
阿部 知子君
亀井 善之君

奥野 信亮君
盛山 正仁君
松本 洋平君
渡部 篤君
岡部 英明君
丹羽 秀樹君
川内 博史君
小宮山泰子君
長浜 博行君
高山 智司君
吉井 英勝君
保坂 展人君
小野 次郎君
井脇ノブ子君
高橋千鶴子君
小川 友一君
河村 建夫君
山本 公一君
山本 有二郎君
奥野 信亮君
井上 喜一君
三原 朝彦君
小川 淳也君
笹木 竜三君
馬淵 澄夫君
古川 元久君
佐々木憲昭君
阿部 知子君
亀井 善之君

奥野 信亮君
盛山 正仁君
松本 洋平君
渡部 篤君
岡部 英明君
丹羽 秀樹君
川内 博史君
小宮山泰子君
長浜 博行君
高山 智司君
吉井 英勝君
保坂 展人君
小野 次郎君
井脇ノブ子君
高橋千鶴子君
小川 友一君
河村 建夫君
山本 公一君
山本 有二郎君
奥野 信亮君
井上 喜一君
三原 朝彦君
小川 淳也君
笹木 竜三君
馬淵 澄夫君
古川 元久君
佐々木憲昭君
阿部 知子君
亀井 善之君

奥野 信亮君
盛山 正仁君
松本 洋平君
渡部 篤君
岡部 英明君
丹羽 秀樹君
川内 博史君
小宮山泰子君
長浜 博行君
高山 智司君
吉井 英勝君
保坂 展人君
小野 次郎君
井脇ノブ子君
高橋千鶴子君
小川 友一君
河村 建夫君
山本 公一君
山本 有二郎君
奥野 信亮君
井上 喜一君
三原 朝彦君
小川 淳也君
笹木 竜三君
馬淵 澄夫君
古川 元久君
佐々木憲昭君
阿部 知子君
亀井 善之君

奥野 信亮君
盛山 正仁君
松本 洋平君
渡部 篤君
岡部 英明君
丹羽 秀樹君
川内 博史君
小宮山泰子君
長浜 博行君
高山 智司君
吉井 英勝君
保坂 展人君
小野 次郎君
井脇ノブ子君
高橋千鶴子君
小川 友一君
河村 建夫君
山本 公一君
山本 有二郎君
奥野 信亮君
井上 喜一君
三原 朝彦君
小川 淳也君
笹木 竜三君
馬淵 澄夫君
古川 元久君
佐々木憲昭君
阿部 知子君
亀井 善之君

奥野 信亮君
盛山 正仁君
松本 洋平君
渡部 篤君
岡部 英明君
丹羽 秀樹君
川内 博史君
小宮山泰子君
長浜 博行君
高山 智司君
吉井 英勝君
保坂 展人君
小野 次郎君
井脇ノブ子君
高橋千鶴子君
小川 友一君
河村 建夫君
山本 公一君
山本 有二郎君
奥野 信亮君
井上 喜一君
三原 朝彦君
小川 淳也君
笹木 竜三君
馬淵 澄夫君
古川 元久君
佐々木憲昭君
阿部 知子君
亀井 善之君

奥野 信亮君
盛山 正仁君
松本 洋平君
渡部 篤君
岡部 英明君
丹羽 秀樹君
川内 博史君
小宮山泰子君
長浜 博行君
高山 智司君
吉井 英勝君
保坂 展人君
小野 次郎君
井脇ノブ子君
高橋千鶴子君
小川 友一君
河村 建夫君
山本 公一君
山本 有二郎君
奥野 信亮君
井上 喜一君
三原 朝彦君
小川 淳也君
笹木 竜三君
馬淵 澄夫君
古川 元久君
佐々木憲昭君
阿部 知子君
亀井 善之君

奥野 信亮君
盛山 正仁君
松本 洋平君
渡部 篤君
岡部 英明君
丹羽 秀樹君
川内 博史君
小宮山泰子君
長浜 博行君
高山 智司君
吉井 英勝君
保坂 展人君
小野 次郎君
井脇ノブ子君
高橋千鶴子君
小川 友一君
河村 建夫君
山本 公一君
山本 有二郎君
奥野 信亮君
井上 喜一君
三原 朝彦君
小川 淳也君
笹木 竜三君
馬淵 澄夫君
古川 元久君
佐々木憲昭君
阿部 知子君
亀井 善之君

奥野 信亮君
盛山 正仁君
松本 洋平君
渡部 篤君
岡部 英明君
丹羽 秀樹君
川内 博史君
小宮山泰子君
長浜 博行君
高山 智司君
吉井 英勝君
保坂 展人君
小野 次郎君
井脇ノブ子君
高橋千鶴子君
小川 友一君
河村 建夫君
山本 公一君
山本 有二郎君
奥野 信亮君
井上 喜一君
三原 朝彦君
小川 淳也君
笹木 竜三君
馬淵 澄夫君
古川 元久君
佐々木憲昭君
阿部 知子君
亀井 善之君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

鍵田忠兵衛君 土屋 正忠君
渡辺 博道君 西銘恒三郎君
渡部 篤君 若宮 健嗣君
土屋 正忠君 鍵田忠兵衛君
西銘恒三郎君 渡辺 博道君
若宮 健嗣君 渡部 篤君

(議案提出)

一、去る二十七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

(議案付託)

一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

石綿による健康被害の救済に関する法律案(内閣提出第二号)

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

以上二件 環境委員会 付託

(議案送付)

一、昨三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十七日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構及びその運営に関する事項
二、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する事項

三、地方自治及び地方税財政に関する事項

四、情報通信及び電波に関する事項

五、郵政事業に関する事項

六、消防に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十八年一月二十七日

総務委員長 中谷 元

衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生労働関係の基本施策に関する事項
二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十八年一月二十七日

厚生労働委員長 岸田 文雄

衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、環境保全の基本施策に関する事項
二、循環型社会の形成に関する事項
三、公害の防止に関する事項
四、自然環境の保護及び整備に関する事項

五、快適環境の創造に関する事項

六、公害健康被害救済に関する事項

七、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十八年一月二十七日

環境委員長 木村 隆秀

衆議院議長 河野 洋平殿

(質問書提出)

一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「戦争犯罪人」と「戦争責任」に関する質問主意書(辻元清美君提出)

一、昨三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

嘉手納基地の使用協定締結に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

『われらの北方領土―二〇〇四年版―』における千島列島と南樺太の地位に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

国家公務員の給与等報告に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

国家公務員の表現の自由に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員の寄稿届、出版届に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

対北朝鮮交渉におけるミスターXの役割等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省におけるセクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務本省の情報収集活動に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

耐震偽装に関する質問主意書(長妻昭君提出)

平成十七年度一般会計補正予算(第1号)

右国会に提出する。

平成十八年一月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成17年度一般会計補正予算
予算総則補正

第1条 既定の平成17年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区 分	平成17年度成 立予算額(千円)	補 正			改平成17年度 予算額(千円)
		追 加 額(千円)	修正減少額(千円)	差 引 額(千円)	
歳 入	82,182,917,678	7,128,929,289	△ 2,607,019,474	4,521,909,815	86,704,827,493
歳 出	82,182,917,678	5,891,592,667	△ 1,369,682,852	4,521,909,815	86,704,827,493

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第15条第1項の規定により平成17年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第5条 平成17年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成17年度において公債を発行することができる限度額(6,180,000,000千円)を「7,762,000,000千円」に改める。

2 平成17年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「平成17年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」第2条第1項の規定により公債を発行することができる限度額「28,210,000,000千円」を「25,707,000,000千円」に改める。

第6条 平成17年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中、所管文部科学省、組織文部

科学本省に係る項の「改革推進公共投資独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備資金貸付金償還時補助」の次に「、独立行政法人日本学生支援機構施設整備費」を、「私立学校助成費(私立学校施設整備費補助金)の次に「及び私立学校建物其他災害復旧費補助金」を加え、所管農林水産省、組織林野庁に係る項の「改革推進公共投資森林保全整備事業資金貸付金償還時補助」の次に「、改革推進公共投資森林環境整備事業資金貸付金償還時補助」を加え、組織水産庁に係る項の「独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費」の次に「、改革推進公共投資海岸事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資水産基盤整備事業資金貸付金償還時補助」を加え、所管経済産業省、組織経済産業本省に係る項の「民間能力活用特定施設緊急整備費補助金及び」を削り、所管国土交通省、組織国土交通本省に係る項の「離島振興特別事業費」の次に「、改革推進公共投資都市計画事業資金貸付金償還時補助」を、「河川管理施設整備費」の次に「、改革推進公共投資治水事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資海岸事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資道路整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資住宅建設等事業資金貸付金償還時補助」を、「独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費」の次に「、改革推進公共投資港湾事業資金貸付金償還時補助」を加え、組織北海道開発局に係る項の「北海道治水海岸事業工事諸費」の次に「、北海道道路事業工事諸費」を加え、組織海上保安庁に係る項の「航路標識整備事業工事諸費」の次に「、航路標識災害復旧事業費、航路標識災害復旧事業工事諸費」を加え、所管環境省、組織環境本省に係る項の「廃棄物処理施設整備費」の次に「、改革推進公共投資廃棄物処理施設整備事業資金貸付金償還時補助」を加える。

第7条 平成17年度一般会計予算総則第14条第1表中、所管国土交通省に係る項の「揮発油税等財源北海道道路事業工事諸費」の次に「、北海道道路事業工事諸費」を加え、同条第2表中、所管国土交通省、組織北海道開発局に係る項の「揮発油税等財源北海道道路事業工事諸費」の次に「、北海道道路事業工事諸費」を加える。

甲号 歳入歳出予算補正

歳 入

主 管	部	款	項	補 正			額	
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)	差 引	額(千円)
法 務 省	雑 収 入		諸 収 入	0	△ 3,507,562	△ 3,507,562	△	3,507,562
			懲 罰 及 没 収 金	0	△ 3,507,562	△ 3,507,562	△	3,507,562
外 務 省	雑 収 入			0	△ 2,203,298	△ 2,203,298	△	2,203,298

財務省	租税及印紙収入	租税	許可及手数料			
			所得税	0	△	△ 2,203,298
			法人税	3,035,000,000	0	3,035,000,000
			相統税	1,519,000,000	0	3,035,000,000
			消費税	960,000,000	0	1,519,000,000
				252,000,000	0	960,000,000
				304,000,000	0	252,000,000
				878,239,887	△	304,000,000
				0	98,263,777	779,976,110
				0	△ 10,523,941	△ 10,523,941
			国有財産貸付収入	0	△	△
			利子収入	0	△	4,785,944
				0	△	5,737,997
			雑納付金	102,968,989	△	100,476,250
			独立行政法人造幣局納付金	102,968,989	0	102,968,989
				0	△	2,492,739
				775,270,898	△	690,023,801
			特別会計受入金	14,249,737	0	14,249,737
			改革推進公共投資事業償還金等特別会計受入金	761,021,161	0	761,021,161
			貨幣回収準備資金受入	0	△	△
				1,582,000,000	△	85,247,097
				1,582,000,000	△	921,000,000
				1,582,000,000	△	921,000,000
				0	△	1,582,000,000
				1,629,431,112	△	2,503,000,000
				1,629,431,112	0	1,629,431,112
				1,629,431,112	0	1,629,431,112
				7,124,670,999	△	4,523,407,222
					△ 2,601,263,777	

農 林 水 産 省	雑 収 入	諸 収 入	公共事業費負担金	229,067 229,067 229,067	△ △ △	26,808 26,808 26,808	202,259 202,259 202,259
国 土 交 通 省	雑 収 入	諸 収 入	公共事業費負担金	4,029,223 4,029,223 4,029,223	△ △ △	18,029 18,029 18,029	4,011,194 4,011,194 4,029,223
歳 入 補 正 額 総 計				7,128,929,289	△	2,607,019,474	4,521,909,815

歳 出

所 管 会	組 織	項 目	補 正			差 引	額 (千円)
			追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	額 (千円)		
国 会	衆 議 院	衆 議 院 施 設 費	0	△ 726,840	△ 726,840	△	726,840
		衆 議 院 施 設 費	0	△ 1,980	△ 1,980	△	1,980
		改革推進公共投資事業償還金	384,799	0	384,799	△	384,799
		計	384,799	△ 728,820	△ 344,021	△	344,021
		参 議 院 施 設 費	0	△ 744,115	△ 744,115	△	744,115
		参 議 院 施 設 費	0	△ 2,170	△ 2,170	△	2,170
		改革推進公共投資事業償還金	297,866	0	297,866	△	297,866
		計	297,866	△ 746,285	△ 448,419	△	448,419
		国 立 国 会 図 書 館	0	△ 778,119	△ 778,119	△	778,119
		国 立 国 会 図 書 館 施 設 費	0	△ 1,423	△ 1,423	△	1,423
国 会	国 立 国 会 図 書 館	改革推進公共投資事業償還金	906,482	0	906,482	△	906,482
		計	906,482	△ 779,542	△ 126,940	△	126,940
		裁判官訴訟追委員会	0	△ 7,515	△ 7,515	△	7,515
		裁判官弾劾裁判所	0	△ 7,343	△ 7,343	△	7,343
		計	1,589,147	△ 2,269,505	△ 680,358	△	680,358

北 方 對 策 本 部 國 際 平 和 協 力 本 部 日 本 學 術 會 議 沖 繩 總 合 事 務 局	沖繩振興計画推進調査費	0	△	15,000	△	15,000
	沖繩教育振興事業費	34,091	0	0	△	34,091
	沖繩保健衛生諸費	0	△	4,645	△	4,645
	沖繩保健衛生施設整備費	73,027	0	0	△	73,027
	沖繩農業振興費	0	△	8,810	△	8,810
	沖繩開發事業指導監督費	0	△	9,310	△	9,310
	沖繩開發事業費	591,907	△	1,940	△	589,967
	經濟社会総合研究所	0	△	130,762	△	130,762
	計	3,833,918	△	8,490,452	△	4,656,534
	北 方 對 策 本 部	0	△	18,820	△	18,820
	國 際 平 和 協 力 本 部	0	△	46,309	△	46,309
	日 本 學 術 會 議	0	△	117,009	△	117,009
	沖繩總合事務局	0	△	90,859	△	90,859
	沖繩治水事業工事諸費	0	△	31,703	△	31,703
	揮発油税等財源沖繩道路事業工事諸費	0	△	18,967	△	18,967
	沖繩港灣空港整備事業工事諸費	93	△	24,951	△	24,858
宮 内 省 公 正 取 引 委 員 会 警 察 庁	揮発油税等財源沖繩道路環境整備事業工事諸費	0	△	4,699	△	4,699
	沖繩都市公園事業工事諸費	0	△	572	△	572
	沖繩農業生産基盤整備事業工事諸費	0	△	15,619	△	15,619
	計	93	△	187,370	△	187,277
	宮 内 省	0	△	109,982	△	109,982
	公 正 取 引 委 員 会	0	△	233,291	△	233,291
	警 察 庁	516,514	△	1,866,280	△	1,349,766
	千葉県警察成田国際空港警備隊費	0	△	19,464	△	19,464
	船 舶 建 造 費	166,250	0	0	△	166,250

官 報 (号 外)

防 衛 本 庁	科 学 警 察 研 究 所	0	△	75,424	△	75,424	
	皇 宮 警 察 本 部	0	△	77,494	△	77,494	
防 衛 本 庁	警 察 庁 施 設 費	0	△	131,547	△	131,547	
	改革推進公共投資事業償還金	2,365,978		0		2,365,978	
防 衛 本 庁	都 道 府 県 警 察 費 補 助	0	△	4,420	△	4,420	
	計	3,048,742	△	2,174,629		874,113	
防 衛 本 庁	防 衛 本 庁 入 費	33,276,330	△	11,186,079		22,090,251	
	武 器 車 両 等 購 入 費	0	△	315,619	△	315,619	
防 衛 本 庁	航 空 機 購 入 費	5,745,750	△	1,919,316		3,826,434	
	施 設 整 備 費	4,346,303		0		4,346,303	
防 衛 本 庁	装 備 品 等 整 備 諸 費	5,556,974	△	2,257,150		3,299,824	
	施 設 整 備 等 附 帯 事 務 費	41,477	△	699,130	△	657,653	
防 衛 本 庁	研 究 開 発 費	0	△	1,897,878	△	1,897,878	
	計	48,966,834	△	18,275,172		30,691,662	
防 衛 施 設 庁	防 衛 施 設 庁 入 費	0	△	192,429	△	192,429	
	調 達 労 務 管 理 費	0	△	97,460	△	97,460	
防 衛 施 設 庁	施 設 運 営 等 関 連 諸 費	8,528,809	△	354,730		8,174,079	
	提 供 施 設 移 設 整 備 費	788,996	△	14,511		774,485	
金 融 庁	計	9,317,805	△	659,130		8,658,675	
	金 融 協 力 費	0	△	584,150	△	584,150	
内 閣 府 所 管 省	補 正 額 合 計	65,167,392	△	30,907,835		34,259,557	
	總 務 本 省 費	46,260,000	△	4,752,076		41,507,924	
總 務 省	總 務 本 省 施 設 費	0	△	3,237	△	3,237	
	恩 給 支 給 事 務 費	0	△	102,302	△	102,302	
總 務 省	過 疎 地 域 振 興 対 策 費	0	△	105,423	△	105,423	
	地 方 交 付 税 交 付 金	1,351,642,423		0		1,351,642,423	

法 務 省	法 務 省 管 轄 部 局 等	改革推進公共投資電気通信格 差是正施設整備資金貸付金償 還時補助	138,005	0	138,005
		電 氣 通 信 監 理 費	0	△	55,005
		電 氣 通 信 監 理 施 設 費	0	△	240
		電波利用料財源電波監視等実 施費	0	△	26,869
		統 計 調 査 費	0	△	206,324
		国 勢 調 査 費	0	△	665,828
		国連アジア統計研修協力費	0	△	10,343
		改革推進公共投資情報通信格 差是正事業資金貸付金償還時 補助	306,597	0	306,597
		計	1,398,347,025	△	5,927,647
		管 区 行 政 評 価 局	0	△	263,361
		管 区 行 政 評 価 局	0	△	171,875
		電波利用料財源電波監視等実 施費	0	△	10,234
		計	0	△	182,109
		公 害 等 調 整 委 員 会	0	△	26,202
		公 害 等 調 整 委 員 会	0	△	439,320
法 務 省	法 務 省 管 轄 部 局 等	消防防災施設等整備費	0	△	309,645
		計	0	△	748,965
		總 務 省 所 管 補 正 額 合 計	1,398,347,025	△	7,148,284
		法 務 省 管 轄 部 局 等	0	△	1,853,693
		登 記 事 務 費	0	△	629,144
		訟 務 費	0	△	3,865
		外 国 人 登 録 事 務 費	0	△	42,229
		法 務 省 施 設 費	39,732,461	△	32,590
		改革推進公共投資事業償還金	11,904,164	0	11,904,164
		計	51,636,625	△	2,561,521
		總 務 省 所 管 補 正 額 合 計	1,398,347,025	△	7,148,284
		法 務 省 管 轄 部 局 等	0	△	1,853,693
		登 記 事 務 費	0	△	629,144
		訟 務 費	0	△	3,865
		外 国 人 登 録 事 務 費	0	△	42,229
		法 務 省 施 設 費	39,732,461	△	32,590
		改革推進公共投資事業償還金	11,904,164	0	11,904,164
		計	51,636,625	△	2,561,521

法務総合研究所	法務総合研究所 国連犯罪防止アジア地域研修 協力費	0	△	107,626	△	107,626
	計	0	△	25,657	△	25,657
検察庁	検察官署費	0	△	133,283	△	133,283
	計	0	△	1,765,518	△	1,765,518
	検	0	△	261,355	△	261,355
	計	0	△	2,026,873	△	2,026,873
矯正官署	矯正官署費	0	△	1,046,229	△	1,046,229
	計	0	△	68,823	△	68,823
	矯正	0	△	1,115,052	△	1,115,052
更生保護官署	更生保護官署費	0	△	200,045	△	200,045
	計	0	△	122,772	△	122,772
	補導	0	△	322,817	△	322,817
法務局	法務局	0	△	142,003	△	142,003
地方入国管理官署	地方入国管理官署費	0	△	669,348	△	669,348
	計	0	△	6,116	△	6,116
	護送	0	△	675,464	△	675,464
	計	0	△	2,475	△	2,475
公安調査委員会	公安調査委員会	0	△	408,582	△	408,582
公安調査庁	公安調査庁	51,636,625	△	7,388,070		44,248,555
法務省所管	補正額合計	630,335	△	3,157,846	△	2,527,511
外務省	外務本省施設費	0	△	6,598	△	6,598
	改革推進公共投資事業償還金	1,531,010	0	0		1,531,010
	独立行政法人国際交流基金出資	2,000,000	0	0		2,000,000
	経済協力費	0	△	318,644	△	318,644
	国際分担金其他諸費	125,160,277	0	0		125,160,277
	計	129,321,622	△	3,483,088		125,838,534
在外公館	在外公館	0	△	3,326,174	△	3,326,174

財 務 省	外 務 省 所 管 省	補 正 額 合 計	在 外 公 館 施 設 費		計	
			△	80,281	986,206	△
財 務 省	財 務 省 所 管 省	1,066,487	△	3,406,455	2,339,968	△
		130,388,109	△	6,889,543	123,498,566	△
		6,519,000	△	3,860,156	2,658,844	△
		0	△	114,356	114,356	△
		0	△	5,386	5,386	△
		2,208,680,989	△	1,030,528,613	1,178,152,376	△
		0	△	13,926	13,926	△
		5,127,225	△	0	5,127,225	△
		53,160,000	△	0	53,160,000	△
		0	△	467,016	467,016	△
財 務 省	財 務 省 所 管 省	2,273,487,214	△	1,084,989,453	1,188,497,761	△
		78,649	△	1,242,090	1,163,441	△
		691,788	△	1,252,389	560,601	△
		0	△	12,190,962	12,190,962	△
		0	△	171,504	171,504	△
		0	△	12,362,466	12,362,466	△
		2,274,257,651	△	1,099,846,398	1,174,411,253	△
		1,742	△	3,353,332	3,351,590	△
		0	△	98	98	△
		0	△	55,614	55,614	△
文 部 科 学 省	文 部 科 学 省 所 管 省	822,060	△	0	822,060	△
		0	△	7,000	7,000	△
		511,591	△	0	511,591	△
		58,753,843	△	0	58,753,843	△
		5,197,627	△	0	5,197,627	△
		2,274,257,651	△	1,099,846,398	1,174,411,253	△
		1,742	△	3,353,332	3,351,590	△
		0	△	98	98	△
		0	△	55,614	55,614	△
		822,060	△	0	822,060	△
文 部 科 学 省	文 部 科 学 省 所 管 省	511,591	△	0	511,591	△
		58,753,843	△	0	58,753,843	△
		5,197,627	△	0	5,197,627	△
		2,274,257,651	△	1,099,846,398	1,174,411,253	△
		1,742	△	3,353,332	3,351,590	△
		0	△	98	98	△
		0	△	55,614	55,614	△
		822,060	△	0	822,060	△
		511,591	△	0	511,591	△
		58,753,843	△	0	58,753,843	△

教育統計調査費	0	△	15,102	△	15,102
生涯学習振興費	0	△	741,163	△	741,163
独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	52,266		0		52,266
義務教育費国庫負担金	0	△	29,365,521	△	29,365,521
学校教育振興費	0	△	2,091,212	△	2,091,212
義務教育教科書費	0	△	19,535	△	19,535
独立行政法人教員研修センター施設整備費	45,445		0		45,445
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	3,302,078		0		3,302,078
改革推進公共投資独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備資金貸付金償還時補助	9,900,690		0		9,900,690
育英事業費	0	△	4,643,521	△	4,643,521
独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	223,992		0		223,992
国立大学法人施設整備費	63,291,896		0		63,291,896
改革推進公共投資国立大学法人施設整備資金貸付金償還時補助	237,697,769		0		237,697,769
私立学校助成費	2,396,297	△	5,960,535	△	3,564,238
改革推進公共投資私立学校施設整備資金貸付金償還時補助	1,406,549		0		1,406,549
科学技術振興費	0	△	22,516,032	△	22,516,032
科学技術振興調整費	0	△	4,982,132	△	4,982,132
放射能調査研究費	0	△	69,854	△	69,854
原子力平和利用研究促進費	0	△	2,758,597	△	2,758,597
独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費	248,009		0		248,009
南極地域観測事業費	69,737		0		69,737
南極地域観測船建造費	0	△	753	△	753

海洋開発及地球科学技術調査 研究促進費	独立行政法人宇宙航空研究 開発機構施設整備費	0	△	77,806	△	77,806
	原子力試験研究費	282,776		0		282,776
	独立行政法人日本原子力研究 開発機構施設整備費	0	△	107,741	△	107,741
	スポーツ振興費	37,252		0		37,252
	改革推進公共投資社会体育施 設整備資金貸付金償還時補助	0	△	733,019	△	733,019
	独立行政法人日本スポーツ振 興センター施設整備費	235,461		0		235,461
	独立行政法人国立青年の家庭 施設整備費	3,916,070		0		3,916,070
	計	117,217		0		117,217
	文部科学本省所轄研究所	388,510,367	△	77,498,567		311,011,800
	文部科学本省所轄研究所施設 費	0	△	271,531	△	271,531
	日本学士院	0	△	301	△	301
	文化庁施設費	0	△	65,187	△	65,187
	文化庁施設費	0	△	337,019	△	337,019
	文化庁施設費	0	△	187,090	△	187,090
文部科学本省所轄機関	文化振興費	0	△	20,062	△	20,062
	改革推進公共投資事業償還金	8,943,029		0		8,943,029
	文化財保存事業費	0	△	3,103,852	△	3,103,852
	文化財保存施設整備費	12,746	△	254,688	△	241,942
	文化財保存施設整備費	0	△	16,845	△	16,845
	日本芸術院	0	△	33,814	△	33,814
	計	8,955,775	△	3,616,351		5,339,424
	文部科学本省所管補正額合計	397,466,142	△	81,451,937		316,014,205
	厚生労働本省	0	△	3,391,485	△	3,391,485
	改革推進公共投資事業償還金	7,292,938		0		7,292,938
	厚生労働省					
	厚生労働省					
	厚生労働省					

官 報 (号 外)

厚生労働統計調査費	0	△	207,022	△	207,022
科学研究所費	0	△	2,774,153	△	2,774,153
保健衛生施設整備費	24,268,073	△	1,883,673		22,384,400
保健衛生施設整備費	5,595,428		0		5,595,428
改革推進公共投資保健衛生施設整備資金貸付金償還時補助	18,278,957		0		18,278,957
国立高度専門医療センター経営費	1,322,782	△	62,691		1,260,091
国立高度専門医療センター施設費	26,179	△	10,204		15,975
独立行政法人国立病院機構施設整備費	8,203,491		0		8,203,491
改革推進公共投資独立行政法人国立病院機構施設整備資金貸付金償還時補助	8,667,116		0		8,667,116
原爆被害対策費	2,380,547	△	119,386		2,261,161
ハンセン病資料館施設費	0	△	141	△	141
職業転換対策事業費	0	△	882,691	△	882,691
社会福祉施設整備費	18,106,756	△	676		18,106,080
社会福祉施設整備費	54,443,523		0		54,443,523
改革推進公共投資社会福祉施設整備資金貸付金償還時補助	78,131,244		0		78,131,244
児童保護費	33,101,221	△	212,648		32,888,573
児童扶養手当給付諸費	5,028,687		0		5,028,687
婦人保護費	0	△	2,075	△	2,075
児童手当国庫負担金	0	△	44,551	△	44,551
生活保護費	50,849,757	△	42,182		50,807,575
災害救助等諸費	1,894,508		0		1,894,508
遺族及留守家族等援護費	0	△	112,649	△	112,649
障害者自立支援給付費	0	△	41,923,373	△	41,923,373
身体障害者保護費	11,108,655	△	9,979		11,098,676

検 疫 所	特別児童扶養手当等給付諸費	132,740	△	1,268	131,472
	精神保健費	32,429,627	△	238,879	32,190,748
	医療観察等実施費	0	△	19,339	19,339
	老人福祉費	5,690,856	△	172,606	5,518,250
	老人医療・介護保険給付諸費	129,264,137		0	129,264,137
	国民健康保険助成費	109,968,287	△	570,559	109,397,728
	厚生年金基金連合会助成費	0	△	28,057	28,057
	国民年金基金等助成費	0	△	50,699	50,699
	社会保険国庫負担金	4,762,890	△	2,180,933	2,581,957
	国民年金国庫負担金	0	△	4,198,493	4,198,493
	特別障害給付金国庫負担金	0	△	12,162	12,162
	改革推進公共投資水道施設整備事業資金貸付金償還時補助	2,498,200		0	2,498,200
	計	613,446,599	△	59,152,574	554,294,025
	検 疫 所 費	0	△	210,321	210,321
	検 疫 所 施 設 費	0	△	51	51
	改革推進公共投資事業償還金	172,399		0	172,399
国立ハンセン病療養所	計	172,399	△	210,372	37,973
	国立ハンセン病療養所運営費	0	△	1,170,939	1,170,939
	国立ハンセン病療養所施設費	30,290	△	12,989	17,301
	計	30,290	△	1,183,928	1,153,638
	厚生労働本省試験研究所	486,598	△	514,341	27,743
	血清等製造及検定費	0	△	4,133	4,133
	厚生労働本省試験研究所施設費	0	△	33,006	33,006
	改革推進公共投資事業償還金	3,300,779		0	3,300,779
	計	3,787,377	△	551,480	3,235,897
	国立更生援護所運営費	0	△	138,748	138,748
国立更生援護機関	国立更生援護所施設費	166,197	△	7,813	158,384

	改革推進公共投資事業償還金 計	地方厚生局 都道府県労働局	中央労働委員会 厚生労働省所管補正額合計	農林水産本省 農林水産本省施設費 農林漁業統計情報費 総合食料対策費 改革推進公共投資総合食料対 策施設整備資金貸付金償還時 補助	農業・食品産業強化対策費 改革推進公共投資卸売市場施 設整備資金貸付金償還時補助 農業生産振興費 改革推進公共投資農業生産振 興施設整備資金貸付金償還時 補助	水田農業構造改革対策費 国産大豆生産安定対策費 糖価調整等対策費 牛肉等関税財源畜産振興費 独立行政法人家畜改良セン タ一施設整備費 飼料需給安定策費 農業経営対策費
1,461,048	0	1,461,048	619,063,910	2,673,135	160,625	8,920
1,627,245	△	146,561	△	△	△	△
0	△	203,853	△	△	△	△
0	△	1,411,873	△	△	△	△
0	△	8,298	△	△	△	△
0	△	2,911	△	△	△	△
0	△	1,423,082	△	△	△	△
0	△	64,671	△	△	△	△
619,063,910	△	62,936,521	△	△	△	△
0	△	5,940,109	△	△	△	△
0	△	11,718	△	△	△	△
0	△	1,177,739	△	△	△	△
2,673,135	△	1,513,697	△	△	△	△
160,625	△	0	△	△	△	△
0	△	1,347,310	△	△	△	△
216,435	△	0	△	△	△	△
0	△	216,354	△	△	△	△
766,885	△	0	△	△	△	△
0	△	4,795	△	△	△	△
0	△	23,822	△	△	△	△
0	△	246	△	△	△	△
0	△	373,500	△	△	△	△
8,920	△	0	△	△	△	△
0	△	800,000	△	△	△	△
0	△	68,732	△	△	△	△

改革推進公共投資農業經營對策事業資金貸付金償還時補助	263,166	0		263,166
農業者年金等実施費	0	△	4,279	△ 4,279
獨立行政法人農業者大學校施設整備費	4,968	△	2,735	2,233
農 林 漁 業 金 融 費	0	△	7,951,461	△ 7,951,461
農 業 保 險 費	0	△	134,580	△ 134,580
農 村 振 興 費	0	△	556,673	△ 556,673
改革推進公共投資農村振興事業資金貸付金償還時補助	1,599,775	0	0	1,599,775
改革推進公共投資事業償還金	26,117,455	0	0	26,117,455
改革推進公共投資海岸事業資金貸付金償還時補助	286,540	0	0	286,540
改革推進公共投資農業生產基礎整備事業資金貸付金償還時補助	8,390,018	0	0	8,390,018
改革推進公共投資農村整備事業資金貸付金償還時補助	18,876,734	0	0	18,876,734
改革推進公共投資農地等保全事業資金貸付金償還時補助	6,908,594	0	0	6,908,594
農業生產基礎整備事業等指導監督費	0	△	37,240	△ 37,240
海 岸 事 業 費	690,000	0	0	690,000
農業生產基礎整備事業費	260,000	△	244,196	15,804
農地等保全管理事業費	1,840,000	△	47,734	1,792,266
農業施設災害復旧事業費	31,187,000	△	3	31,186,997
農業施設災害関連連事業費	604,000	0	0	604,000
農 林 水 産 政 策 研 究 所	0	△	30,666	△ 30,666
計	100,854,250	△	20,487,589	80,366,661
農林水産本省検査指導所	0	△	196,030	△ 196,030
農林水産本省検査指導所施設費	0	△	10,034	△ 10,034
計	0	△	206,064	△ 206,064

農林水産本省検査指導機関

農 林 水 産 技 術 会 議	農 林 水 産 技 術 会 議				
農 林 水 産 業 技 術 振 興 費	0	△	28,891	△	28,891
農 林 水 産 業 技 術 振 興 費	0	△	1,295,716	△	1,295,716
農 林 水 産 業 技 術 振 興 施 設 費	35,252	△	6,165		29,087
改 革 推 進 公 共 投 資 事 業 償 還 金	1,177,588		0		1,177,588
独 立 行 政 法 人 農 業 ・ 生 物 系 特 定 産 業 技 術 研 究 機 構 施 設 整 備 費	620,538		0		620,538
独 立 行 政 法 人 農 業 生 物 資 源 研 究 所 施 設 整 備 費	80,540		0		80,540
独 立 行 政 法 人 農 業 環 境 技 術 研 究 所 施 設 整 備 費	88,337		0		88,337
独 立 行 政 法 人 農 業 工 学 研 究 所 施 設 整 備 費	51,245		0		51,245
独 立 行 政 法 人 食 品 総 合 研 究 所 施 設 整 備 費	235,870		0		235,870
計	2,289,370	△	1,330,772		958,598
地 方 農 政 局	0	△	1,190,350	△	1,190,350
地 方 農 政 局 施 設 費	0	△	2,612	△	2,612
海 岸 事 業 工 事 諸 費	0	△	13,209	△	13,209
地 寸 べ り 対 策 事 業 工 事 諸 費	0	△	89,664	△	89,664
計	0	△	1,295,835	△	1,295,835
北 海 道 農 政 事 務 所	0	△	122,662	△	122,662
北 海 道 統 計 ・ 情 報 事 務 所	0	△	8,538	△	8,538
林 野 庁	0	△	1,010,547	△	1,010,547
林 野 庁 施 設 費	0	△	592	△	592
林 業 振 興 費	0	△	466,405	△	466,405
改 革 推 進 公 共 投 資 事 業 振 興 施 設 整 備 資 金 貸 付 金 償 還 時 補 助	467,224		0		467,224
独 立 行 政 法 人 森 林 総 合 研 究 所 施 設 整 備 費	299,413		0		299,413
改 革 推 進 公 共 投 資 事 業 償 還 金	13,887,045		0		13,887,045

水 産 庁	改革推進公共投資治山事業資金貸付金償還時補助	2,164,127	0		2,164,127
	改革推進公共投資森林保全整備事業資金貸付金償還時補助	2,724,964	0		2,724,964
	改革推進公共投資森林環境整備事業資金貸付金償還時補助	23,769	0		23,769
	山林事業指導監督費	0	△	5,626	△
	治山事業費	11,875,000	△	33,946	11,841,054
	森林環境保全整備事業費	1,000,000	0	0	1,000,000
	緑資源整備事業費	2,000,000	0	0	2,000,000
	山林施設災害復旧事業費	33,309,000	0	0	33,309,000
	山林施設災害関連事業費	34,328,000	0	0	34,328,000
	計	102,078,542	△	1,517,116	100,561,426
	水産庁費	0	△	267,628	△
	船舶建造費	0	△	205	△
	漁業調査取締費	321,338	△	299,820	21,518
	水産業振興費	5,296,697	△	926,818	4,369,879
	改革推進公共投資海岸事業資金貸付金償還時補助	76,754	0	0	76,754
	改革推進公共投資水産基盤整備事業資金貸付金償還時補助	308,336	0	0	308,336
	水産基盤整備事業等指導監督費	0	△	2,455	△
農 林 水 産 省 所 管 補 正 額 合 計	海岸事業費	117,000	0	0	117,000
	漁港施設災害復旧事業費	12,410,413	0	0	12,410,413
	計	18,530,538	△	1,496,926	17,033,612
		223,752,700	△	26,465,502	197,287,198
		0	△	2,690,826	△
経 済 産 業 省	経 済 産 業 本 省 費	0	△	475	△
	経 済 産 業 本 省 施 設 費	0	△	475	△
	地 域 経 済 活 性 化 対 策 費	0	△	244,717	△

官 報 (号 外)

中 小 企 業 庁	中心市街地商業等活性化対策費	0	△	217,875	△	217,875
	商 工 鉱 業 統 計 調 査 費	0	△	28,406	△	28,406
	中小商工業等統計調査費	0	△	55,141	△	55,141
	経 済 協 力 費	0	△	908,407	△	908,407
	産 業 技 術 振 興 費	0	△	1,170,919	△	1,170,919
	中小企業新技術等振興費	0	△	353,770	△	353,770
	改革推進公共投資環境調和型地域振興施設整備資金貸付金償還時補助	1,033,333		0		1,033,333
	製 造 産 業 対 策 費	0	△	288,235	△	288,235
	情報処理振興対策費	0	△	471,341	△	471,341
	改革推進公共投資中心市街地商業等活性化対策施設整備資金貸付金償還時補助	1,215,818		0		1,215,818
	計	2,249,151	△	6,430,112	△	4,180,961
	経 済 産 業 局	0	△	512,559	△	512,559
	商 工 鉱 業 統 計 調 査 費	0	△	13,091	△	13,091
	工 ネ ル ギ ー 対 策 費	0	△	12,629	△	12,629
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	計	0	△	538,279	△	538,279
	資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	0	△	49,483	△	49,483
	工 ネ ル ギ ー 対 策 費	0	△	26,163	△	26,163
	地 下 資 源 対 策 費	0	△	112,077	△	112,077
	計	0	△	187,723	△	187,723
	原子力安全・保安院	0	△	48,835	△	48,835
	電気等保安対策費	0	△	16,950	△	16,950
	産 業 保 安 監 督 官 署	0	△	144,261	△	144,261
	計	0	△	210,046	△	210,046
	中 小 企 業 対 策 費	0	△	59,341	△	59,341
中 小 企 業 庁		26,435,000	△	7,702,738		18,732,262

国土交通省	国土交通省 経 済 産 業 省 所 管 補 正 額 合 計	改革推進公共投資中小企業対策施設整備資金貸付金償還時補助	
		計	
	国土交通本省	677,632	0
	国土交通本省施設費	27,112,632	△
	改革推進公共投資事業償還金	29,361,783	△
	独立行政法人土木研究所施設整備費	6,579,863	△
	独立行政法人建築研究所施設整備費	204,495	△
	官庁営繕費	234,352,905	0
	民間資金等活用官庁営繕費	79,904	0
	鉄道建設及運輸施設整備等助成費	30,647	0
	国土施策創発調査費	12,326,896	△
	都市再生プロジェクト推進調査費	0	△
	都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費	0	△
	国土調査費	0	△
	小笠原諸島振興開発事業費	0	△
	改革推進公共投資都市計画事業資金貸付金償還時補助	362,555	0
	河川管理費	0	△
	改革推進公共投資治水事業資金貸付金償還時補助	3,482,057	0
	改革推進公共投資急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金償還時補助	12,655	0
	改革推進公共投資海岸事業資金貸付金償還時補助	534,033	0
		677,632	19,350,553
		0	14,233,544
		△	176,755
		△	204,439
		0	234,352,905
		0	79,904
		0	30,647
		△	12,280,739
		△	7,214
		△	73,178
		△	163,950
		△	150,000
		△	256,200
		△	201,484
		△	3,465
		0	362,555
		△	33,993
		0	3,482,057
		0	12,655
		0	534,033

官 報 (号 外)

改革推進公共投資道路整備事業資金貸付金償還時補助	8,520,090	0	8,520,090
改革推進公共投資住宅建設等事業資金貸付金償還時補助	21,133	0	21,133
老朽化学兵器廃棄処理事業費	6,656,573	0	6,656,573
改革推進公共投資港湾事業資金貸付金償還時補助	587,250	0	587,250
北海道開発計画費	0	△ 46,033	△ 46,033
国土交通事業指導監督費	0	△ 178,684	△ 178,684
治水事業費	49,106,600	△ 677,837	48,428,763
急傾斜地崩壊対策等事業費	312,500	0	312,500
海岸事業費	2,904,850	0	2,904,850
海岸事業工事諸費	250	△ 41,012	△ 40,762
揮発油税等財源道路整備事業費	0	△ 1,935,435	△ 1,935,435
道路整備事業費	36,416,000	△ 491,278	35,924,722
港湾事業費	2,674,000	△ 358,922	2,315,078
空港整備事業費	639,000	△ 107,652	531,348
鉄道防災事業費	400,000	0	400,000
住宅建設等事業費	12,749,000	0	12,749,000
住宅対策等事業費	0	△ 410,092	△ 410,092
都市環境整備事業費	13,272,000	△ 206,061	13,065,939
都市計画事業費	12,699,908	0	12,699,908
河川等災害復旧事業費	185,181,432	0	185,181,432
河川等災害復旧事業等工事諸費	211,861	△ 866	210,995
河川等災害関連事業費	32,190,792	0	32,190,792
離島振興事業費	268,000	△ 22,685	245,315
北海道治水事業費	5,610,122	0	5,610,122

国土技術政策総合研究所	北海道治山事業費	857,000	△	6,435	850,565
	北海道海岸事業費	229,876	0	0	229,876
	北海道道路整備事業費	2,450,630	0	0	2,450,630
	北海道港湾事業費	169,977	0	0	169,977
	北海道空港整備事業費	220,968	△	2,290	218,678
	北海道住宅建設等事業費	223,000	0	0	223,000
	計	632,671,507	△	11,810,416	620,861,091
	国土技術政策総合研究所	0	△	162,462	162,462
	国土技術政策総合研究所施設費	0	△	47	47
	改革推進公共投資事業償還金	133,210	0	0	133,210
国土地理院	計	133,210	△	162,509	29,299
	国土地理院	0	△	533,141	533,141
	改革推進公共投資事業償還金	2,264,790	0	0	2,264,790
	計	2,264,790	△	533,141	1,731,649
	地方整備局	0	△	441,042	441,042
	都市公園事業工事諸費	92	△	71,277	71,185
	道路災害復旧事業工事諸費	104	△	5	99
	計	196	△	512,324	512,128
	北海道開発局	0	△	91,894	91,894
	北海道治水海岸事業工事諸費	802	△	98,215	97,413
北海道開発局	揮発油税等財源北海道道路事業工事諸費	0	△	301,304	301,304
	北海道道路事業工事諸費	370	0	0	370
	北海道港湾空港整備事業工事諸費	55	△	64,824	64,769
	揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費	0	△	17,644	17,644
	北海道都市水環境整備事業工事諸費	0	△	2,400	2,400
	計	0	△	2,400	2,400
	北海道開発局	0	△	2,400	2,400
	北海道治水海岸事業工事諸費	802	△	98,215	97,413
	揮発油税等財源北海道道路事業工事諸費	0	△	301,304	301,304
	北海道道路事業工事諸費	370	0	0	370

地方運輸局 地方航空局 地方船舶労働委員会 気象庁	北海道都市公園事業工事諸費	0	△	1,412	△	1,412
	北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	0	△	143,182	△	143,182
	北海道水産基盤整備事業工事諸費	0	△	14,593	△	14,593
	北海道災害復旧事業等工事諸費	9,398	△	28		9,370
	計	10,625	△	735,496	△	724,871
	地方運輸局	0	△	574,629	△	574,629
	地方航空局	0	△	67,667	△	67,667
	地方船舶労働委員会	0	△	56,781	△	56,781
	気象官署	27,635	△	968,718	△	941,083
	静止気象衛星業務費	0	△	68,811	△	68,811
	気象官署施設費	97,386	△	732		96,654
	改革推進公共投資事業償還金	1,096,714		0		1,096,714
	気象研究所	0	△	53,003	△	53,003
	計	1,221,735	△	1,091,264		130,471
海上保安庁	海上保安官署施設費	5,394,682	△	1,409,505		3,985,177
	海上保安官署建造費	1,352,528	△	905		1,351,623
	船舶建造費	1,339,763	△	7,778		1,331,985
	改革推進公共投資事業償還金	6,225,404		0		6,225,404
	航路標識整備事業費	830,444		0		830,444
	航路標識整備事業工事諸費	1,556	△	35,562	△	34,006
	航路標識災害復旧事業費	91,060		0		91,060
	航路標識災害復旧事業工事諸費	1,940		0		1,940
	計	15,237,377	△	1,453,750	△	13,783,627
	海難審判庁	0	△	40,452	△	40,452
国土交通省所管補正額合計		651,539,440	△	17,038,429		634,501,011

環境省	環境本省	環境本省施設費				
	環境本省施設費	41,530,376	△	1,115,777	40,414,599	
	廃棄物処理等科学研究費	0	△	325	325	
	廃棄物処理事業災害対策費	0	△	86,229	△	86,229
	改革推進公共投資産業再生利用施設整備資金貸付金償還時補助	778,188	0	0	778,188	
		699,999	0	0	699,999	
	地球環境保全等試験研究費	0	△	105,979	△	105,979
	環境研究総合推進費	0	△	287,250	△	287,250
	改革推進公共投資独立行政法人国立環境研究所施設整備資金貸付金償還時補助	1,229,243	0	0	1,229,243	
	公害防止等調査研究費	0	△	225,510	△	225,510
	自然公園等管理費	0	△	112,737	△	112,737
	改革推進公共投資環境保全施設整備資金貸付金償還時補助	259,118	0	0	259,118	
	環境保全施設整備費	0	△	1,425	△	1,425
	改革推進公共投資産業再興施設整備事業資金貸付金償還時補助	652,022	0	0	652,022	
	改革推進公共投資事業償還金	1,191,308	0	0	1,191,308	
	改革推進公共投資自然公園等事業資金貸付金償還時補助	58,432	0	0	58,432	
	自然公園等事業工事諸費	0	△	24,421	△	24,421
	環境調査研修所	0	△	57,191	△	57,191
	環境調査研修所施設費	0	△	537	△	537
	計	46,398,686	△	2,017,381	44,381,305	
	地方環境事務所管轄合計	0	△	86,932	△	86,932
		46,398,686	△	2,104,313	44,294,373	
歳出補正額合計		5,891,592,667	△	1,369,682,852	4,521,909,815	

平成十八年一月三十一日 衆議院会議録第五号 平成十七年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

丙号 繰越明許費補正

所 管	組	機 織	事 項	所 管	組	機 織	事 項
内 閣 府	警 察 庁	(項) 警 察 庁のうち 航空機購入費(事故災害代 替航空機購入経費に限る。)	厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 省	(項) 私立学校助成費のうち 私立学校建物其他災害復旧 費補助金		
総 務 省	総 務 本 省	(項) 船舶建造費 電波利用料財源電波監 視等実施費 電波監視等技術試験等委託 費(民間団体等委託費に限 る。)	国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	(項) 保健衛生諸費のうち 医薬品買上費 ワクチン供給体制確保事業 費補助金		
財 務 省	財 務 局	(項) 財 務 局のうち 普通財産維持費(アスベ スト飛散防止経費に限る。)			(項) 国 土 交 通 本 省のうち 航空機購入費 鉄道建設及運輸施設整 備等助成費のうち 鉄道軌道整備費等補助金 (鉄道軌道近代化設備整備 費等補助金のうち緊急脱線 防止対策事業費に限る。)		
	税 関	(項) 税 関のうち 税関業務特別庁費(放射性 物質検知設備整備庁費に限 る。)			老朽化学兵器廃棄処 理事業費		
		船舶運航費(アスベスト飛 散防止経費に限る。)		北 海 道 開 発 局	(項) 北海道道路事業工事諸 費		
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	(項) 独立行政法人国立女性 教育会館施設整備費 独立行政法人国立女性教育 会館施設整備補助金(研 修棟施設整備費に限る。)		海 上 保 安 庁	(項) 海上保安官署のうち 航空機及船舶運航費(ア スベスト飛散防止経費に限 る。)		
		独立行政法人教員研修 センター施設整備費のうち 独立行政法人教員研修セン ター施設整備費補助金(設 備棟施設整備費及び体育館 施設整備費に限る。)			管 区 海 上 保 安 本 部、第六管区海上 保安本部、第七管区海上 保安本部及び第十一管区海上 保安本部陸上通信設備整 備経費に限る。)		
		独立行政法人日本学生 支援機構施設整備費			航路標識災害復旧事業 費 航路標識災害復旧事業 工事諸費		

丁号 国庫債務負担行為補正

所管	組織	事項	限度額 (千円)	行為年度	国庫の負担 となる年度	事由
内閣府	内閣府	水産基盤整備事業費補助	326,000	平成17年度	平成18年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		航空機購入	196,634,111	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	ヘリコプターの代替機2機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		追加	6,692,210	同	平成17年度及び平成18年度	
		改定	203,326,321	—	—	
		装備品等整備	581,445,618	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	航空機の改修には、多くの日数を要するため
		追加	6,294,016	同	平成17年度及び平成18年度	
		改定	587,739,634	—	—	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海岸保全施設整備事業費補助	102,000	平成17年度	平成18年度	
		海岸環境整備事業費補助	16,000	平成17年度	平成18年度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		かんがい排水事業費補助	1,408,000	平成17年度	平成18年度	
農林水産省	農林水産省	経営体育成基盤整備事業費補助	3,960,000	平成17年度	平成18年度	経営体育成基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

		平成 17 年 度	平成 18 年 度	
官 報 (号 外)	畑地帯総合農地整備事業費補助	655,000	平成 18 年 度	畑地帯総合農地整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農道整備事業費補助	778,000	平成 18 年 度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農業集落排水事業費補助	1,609,000	平成 18 年 度	農業集落排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農村総合整備事業費補助	308,000	平成 18 年 度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農村振興整備事業費補助	413,000	平成 18 年 度	農村振興整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	中山間総合整備事業費補助	1,559,000	平成 18 年 度	中山間総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農地防災事業費補助	1,751,000	平成 18 年 度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農地保全事業費補助	343,000	平成 18 年 度	農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農村環境保全対策事業費補助	297,000	平成 18 年 度	農村環境保全対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	1,755,000	平成 18 年 度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
林 野 庁	森林環境保全整備事業費補助	224,000	平成 18 年 度	森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	緑資源整備事業費補助	430,000	平成 18 年 度	緑資源整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

水 産 庁	森林居住環境整備事業費補助	1,259,000	平成 17 年 度	平成 18 年 度	森林居住環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	海岸保全施設整備事業費補助	160,500	平成 17 年 度	平成 18 年 度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	海岸環境整備事業費補助	45,000	平成 17 年 度	平成 18 年 度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	水産物供給基盤整備事業費補助	2,130,000	平成 17 年 度	平成 18 年 度	水産物供給基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	水産資源環境整備事業費補助	387,000	平成 17 年 度	平成 18 年 度	水産資源環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	漁村総合整備事業費補助	57,000	平成 17 年 度	平成 18 年 度	漁村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	急傾斜地崩壊対策事業費補助	459,500	平成 17 年 度	平成 18 年 度	急傾斜地崩壊対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	直轄海岸保全施設整備事業	1,010,000	平成 17 年 度	平成 17 年度及び平成 18 年度	仙台湾南部海岸は、8 海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事は、多くの日数を要するため
	既定				
	追加改定	2,024,000 3,034,000	同 —	平成 18 年度 —	
国 土 交 通 省	海岸保全施設整備事業費補助	220,000	平成 17 年 度	平成 17 年度及び平成 18 年度	
	既定				

追加改定	1,753,000 1,973,000	平成17年度 —	平成18年度 —	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
海岸環境整備事業費補助	65,000	平成17年度	平成18年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
住宅市街地総合整備促進事業費補助	776,300	平成17年度	平成18年度	住宅市街地総合整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
市街地再開発事業費補助	616,000	平成17年度	平成18年度	市街地再開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国営公園整備	6,002,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	国営越後丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するため
追加改定	534,000	同	平成18年度	
都市公園事業費補助	6,536,000	—	—	
既定	3,000,000	平成17年度	平成18年度以降4箇年度以内	
追加改定	3,497,000	同	平成18年度	都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
下水道事業費補助	6,497,000	—	—	
既定	77,336,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	
追加改定	9,052,000	同	平成18年度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島海岸事業費補助	86,388,000	—	—	
	288,000	平成17年度	平成18年度	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

離島水産基盤整備事業費補助	272,000	平成 17 年度	平成 18 年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道急傾斜地崩壊対策事業費補助	183,000	平成 17 年度	平成 18 年度	急傾斜地崩壊対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道海岸保全施設整備事業費補助	396,000	平成 17 年度	平成 18 年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道海岸環境整備事業費補助	40,000	平成 17 年度	平成 18 年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道住宅市街地総合整備促進事業費補助	271,500	平成 17 年度	平成 18 年度	住宅市街地総合整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道国営公園整備	250,000	平成 17 年度	平成 18 年度	滝野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するため
北海道都市公園事業費補助	806,000	平成 17 年度	平成 18 年度	都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道下水道事業費補助				
既定	882,000	平成 17 年度	平成 17 年度及び平成 18 年度	
追加	2,684,000	同	平成 18 年度	
改定	3,566,000	—	—	
北海道経営体育成基盤整備事業費補助	497,000	平成 17 年度	平成 18 年度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 経営体育成基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道畑地帯総合農地整備事業費補助	664,000	平成 17 年度	平成 18 年度	畑地帯総合農地整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

事業名	事業費	平成17年度	平成18年度	説明
北海道農道整備事業費補助	73,000	平成17年度	平成18年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道農村総合整備事業費補助	84,000	平成17年度	平成18年度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道農村振興整備事業費補助	30,000	平成17年度	平成18年度	農村振興整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道農地防災事業費補助	34,000	平成17年度	平成18年度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道森林環境保全整備事業費補助	228,000	平成17年度	平成18年度	森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道森林居住環境整備事業費補助	162,000	平成17年度	平成18年度	森林居住環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道直轄特定漁港漁場整備事業	1,397,000	平成17年度	平成18年度	大島漁港ほか4漁港の特定漁港漁場整備事業には、多くの日数を要するため
北海道水産基盤整備事業費補助	794,000	平成17年度	平成18年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
海上保安庁航空機購入	11,597,148	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	警備救難用ヘリコプターの購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
追加改定	1,956,843	同	平成17年度及び平成18年度	
	13,553,991	—	—	

平成十七年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、歳出面において、災害対策費、義務的経費の追加等特に緊要となつた事項等について措置を講ずる一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入れを計上するほか、その他収入の増収を見込み、公債金については、「財政法」(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定による公債の増発を行うこととしているが、他方、「平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成十七年法律第十九号)第二条第一項の規定による公債を減額するなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成十七年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

当初	八二、一八二、九一八百万円
補正	四、五二一、九一〇百万円
計	八六、七〇四、八二七百万円
歳出	
当初	八二、一八二、九一八百万円
補正	四、五二一、九一〇百万円
計	八六、七〇四、八二七百万円
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)	
歳入	
1 租税及印紙収入	三、〇三五、〇〇〇百万円
2 雑収入	七七八、四七九百万円
3 公債金	九二一、〇〇〇百万円
公債金	△
特例公債金	△
4 前年度剰余金受入	二、五〇三、〇〇〇百万円
計	一、六二九、四三一百万円
歳出	四、五二一、九一〇百万円
1 災害対策費	五七三、二五五百万円
(1) 災害復旧等事業費	三二九、五二五百万円
(2) 一般公共事業関係費	一四五、〇八〇百万円

(3) 施設費等

(4) 災害救助等関係経費等

2	義務的経費の追加	三七七、三七二百万円
3	国債整理基金特別会計へ繰入	一、九五八、二三九百万円
4	地方交付税交付金	一、三五一、六四二百万円
5	改革推進公共投資事業償還時補助等	七六一、〇一百万円
6	債務償還費等	二四二、九四九百万円
7	アスベスト対策関連経費	一八〇、四七七百万円
8	国際分担金及び拠出金	一一四、八九六百万円
9	中小企業金融公庫出資金等	七六、二一五百万円
10	市町村合併推進体制整備費補助金	四六、二六〇百万円
11	行刑施設等緊急整備費	三九、三九一百万円
12	新型インフルエンザ対策等関連経費	三七、一七九百万円
13	燃料購入費	三六、五五四百万円
14	その他	九六、一五三百万円
15	既定経費の節減	△
16	予備費の減額	△
計		四、五二一、九一〇百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年一月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿
予算委員長 大島 理森

平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)

右
国会に提出する。

平成十八年一月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成17年度特別会計歳入歳出予算補正

第1条 次に掲げる各特別会計の平成17年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	登記資金
財務省所管	財政融資資金
厚生労働省所管	国債整理基金
厚生労働省所管	国産産業投資
厚生労働省所管	船舶厚生員保険
厚生労働省所管	国立高度専門医療センター
農林水産省所管	国民年金
農林水産省所管	食糧管理
農林水産省所管	農業共済
農林水産省所管	漁業共済
農林水産省所管	漁船再保険
農林水産省所管	漁業共済

国土交通省所管

国有林野事業
国土改良事業
国道
道
治
港
湾
自動車検査登録
都市開発資金
空港整備

第2条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成17年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。

第4条 平成17年度特別会計予算総則第7条第1項に定める「財政融資資金特別会計法」第11条第2項の規定により平成17年度において公債を発行することができる限度額「31,300,000,000千円」を「28,250,000,000千円」に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正 額			
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引	額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金勘定	入	他 会 計 よ り 受 入	1,351,642,423	0	1,351,642,423	
				1,351,642,423	0	1,351,642,423	
				1,351,642,423	0	1,351,642,423	
				0	△ 20,600	△	20,600
法 務 省	登 記	出	歳 出	1,351,642,423	△ 20,600	1,351,621,823	
				0	△ 20,600	△	20,600
				0	△ 20,600	△	20,600
				0	△ 20,600	△	20,600
法 務 省	入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	0	△ 629,144	△ 629,144	
				0	△ 629,144	△ 629,144	
				0	△ 629,144	△ 629,144	
				0	△ 629,144	△ 629,144	

財務省	財政資金 歳入	歳出補正額		歳入補正額	
		歳出補正額	歳入補正額	歳出補正額	歳入補正額
	資金運用収入	0	△ 770,317,677	△ 770,317,677	△ 2,303,487
	公債金	0	△ 770,317,677	△ 770,317,677	△ 8,855
	雑収入	0	△ 3,050,000,000	△ 3,050,000,000	△ 2,312,342
	雑収入	0	△ 126,782,742	△ 126,782,742	△ 126,782,742
	歳入補正額	0	△ 126,782,742	△ 126,782,742	△ 126,782,742
	歳入補正額	0	△ 3,947,100,419	△ 3,947,100,419	△ 480,412
	諸支出金	0	△ 417,063,789	△ 417,063,789	△ 417,063,789
	財政資金へ繰入金	0	△ 3,050,000,000	△ 3,050,000,000	△ 3,050,000,000
	国債整理基金特別会計へ繰入金	0	△ 656,035,546	△ 656,035,546	△ 656,035,546
	歳入補正額	0	△ 4,123,579,747	△ 4,123,579,747	△ 4,123,579,747
	歳入補正額	0	△ 1,687,421,443	521,259,546	521,259,546
	他会計より受入金	2,208,680,989	△ 1,687,421,443	521,259,546	521,259,546
	公債金	5,549,964,489	0	5,549,964,489	5,549,964,489
	資産処分収入	198,319,339	0	198,319,339	198,319,339
	配当金収入	1,523,043	0	1,523,043	1,523,043
	前年度剰余金受入	0	△ 3,666,543,773	△ 3,666,543,773	△ 3,666,543,773
	雑収入	10,610,873	△ 39,121,534	△ 28,510,661	△ 28,510,661
	雑収入	0	△ 3,666,543,773	△ 3,666,543,773	△ 3,666,543,773

[illegible]

農 林 水 産 省	食 糧 管 理 勘 定 国内麦管理勘定 歳 入	出 歳 入	他 会 計 よ り 受 入	業 務 取 扱 費	0	△	113,518	△	113,518	
				一般会計より受入	7,922,469	△	72,895	72,895	7,849,574	
				改革推進公共投資事業償還金 財源一般会計より受入	1,348,961	△	72,895	72,895	1,276,066	
				経 営 費	6,573,508		0	0	6,573,508	
				看護 師 等 養 成 費	1,322,782		0	0	1,322,782	
				施 設 整 備 費	0	△	62,691	△	62,691	
					26,179	△	10,204		15,975	
					6,573,508		0	0	6,573,508	
					7,922,469	△	72,895		7,849,574	
				国 民 年 金 福 祉 年 金 勘 定 歳 入	入	他 会 計 よ り 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	補 正 額	0	△
一般会計より受入	2,336,434	0	△					2,336,434	△	2,336,434
	2,336,434		0					0	2,336,434	
前 年 度 剩 余 金 受 入	2,336,434		0					0	2,336,434	
補 正 額	2,336,434	△	2,336,434						0	
一般会計より受入	0	△	1,874,221					△	1,874,221	
	0	△	1,874,221					△	1,874,221	
	0	△	1,869,607					△	1,869,607	
	0	△	4,614					△	4,614	
	0	△	1,874,221					△	1,874,221	
農 林 水 産 省	食 糧 管 理 勘 定 国内麦管理勘定 歳 入	他 勘 定 よ り 受 入	補 正 額	業 務 取 扱 費	0	△	5,487,959	△	5,487,959	
				一般会計より受入	0	△	1,874,221	△	1,874,221	
					0	△	1,874,221	△	1,874,221	
					0	△	1,869,607	△	1,869,607	
					0	△	4,614	△	4,614	
					0	△	1,874,221	△	1,874,221	
					0	△	1,874,221	△	1,874,221	
					0	△	1,869,607	△	1,869,607	
					0	△	4,614	△	4,614	
					0	△	1,874,221	△	1,874,221	

歳 出	農 業 共 済 再 保 險 業 務 勘 定 入	雑 収 入 前 年 度 剩 余 金 受 入	調 整 勘 定 よ り 受 入 雑 収 入 前 年 度 剩 余 金 受 入	15,091	0	△	5,487,959	△	5,487,959
				4	15,091	0	0	15,091	15,091
				4	4	0	0	4	4
				15,095	△	5,487,959	0	△	5,472,864
歳 出	農 業 共 済 再 保 險 業 務 勘 定 入	補 正 額 国 内 麦 管 理 費 返 還 金 等 他 勘 定 へ 繰 入 予 備 費	補 正 額 国 内 麦 管 理 費 返 還 金 等 他 勘 定 へ 繰 入 予 備 費	3,636,636	0	△	209,500	△	209,500
				0	0	△	8,900,000	△	8,900,000
				3,636,636	△	9,109,500	△	5,472,864	5,472,864
				0	△	75,792	△	75,792	75,792
歳 出	農 業 共 済 再 保 險 業 務 勘 定 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入 前 年 度 剩 余 金 受 入	10,228	0	△	75,792	△	75,792
				10,228	0	0	0	10,228	10,228
				10,228	△	75,792	0	△	65,564
				0	△	65,564	△	65,564	65,564
歳 出	漁 船 再 保 險 及 漁 業 共 済 保 險 業 務 勘 定 入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入 業 務 取 扱 費	0	△	29,337	△	29,337	29,337
				0	0	△	29,337	△	29,337
				0	0	△	29,337	△	29,337
				0	△	29,337	△	29,337	29,337
歳 入	国 有 林 野 事 業 勘 定 入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	3,551,000	△	954,670	954,670	2,596,330	2,596,330
				3,551,000	△	954,670	954,670	2,596,330	2,596,330
				0	△	29,337	△	29,337	29,337
				0	△	29,337	△	29,337	29,337

[illegible]

[illegible]

官 報 (号 外)

特定多目的ダム建設工事 勘定	入	他 会 計 よ り 受 入	補 出 正 額	建設機械整備費	699,885	0	699,885
				離島治水事業費	60,000	0	60,000
				改革推進公共投資河川事業資金貸付金償還時補助	1,840,781	0	1,840,781
				改革推進公共投資河川総合開発事業資金貸付金償還時補助	502,079	0	502,079
				改革推進公共投資砂防事業資金貸付金償還時補助	1,139,197	0	1,139,197
				治水事業工事諸費	102,064	△	△
				産業投資特別会計へ繰入	0	△	△
				産業投資特別会計へ繰入	79,256	0	79,256
				改革推進公共投資事業償還金等産業投資特別会計へ繰入	82,207,566	0	82,207,566
					156,242,476	△	155,201,781
歳 入	入	他 会 計 よ り 受 入	補 出 正 額	一般会計より受入	14,087,427	△	13,949,105
				改革推進公共投資事業償還金財源一般会計より受入	14,087,427	△	△
					0	△	△
				地方公共団体工事費負担金収入	0	△	△
					0	△	△
				電気事業者等工事費負担金収入	0	△	△
					0	△	△
				電気事業者等工事費負担金収入	0	△	△
					0	△	△
				歳入正額	14,087,427	△	13,901,946
歳 出	出	他 会 計 よ り 受 入	補 出 正 額	改革推進公共投資事業償還金産業投資特別会計へ繰入	14,087,427	△	14,087,427
				工事諸費等治水勘定へ繰入	0	△	△
					0	△	△
				歳入正額	14,087,427	△	13,901,946
					0	△	△
				歳入正額	14,087,427	△	13,901,946
					0	△	△
				歳入正額	14,087,427	△	13,901,946
					0	△	△
				歳入正額	14,087,427	△	13,901,946

港 湾 整 備 勘 定 入 歳	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	21,014,722	△	421,189	△	381,658	20,593,533	2,581,721
		改革推進公共投資事業償還金等財源一般会計より受入	2,963,379		△		381,658		2,581,721
		空港整備特別会計より受入	18,051,188		△		0		18,051,188
		特定港湾施設工事勘定より受入	155		△		39,531	△	39,376
	他 勘 定 よ り 受 入		0	△	26,268	△	26,268	△	26,268
	港湾管理者工事費負担金収入		0		△		26,268	△	26,268
		港湾管理者工事費負担金収入	1,371,500	△	159,932		159,932	1,211,568	1,211,568
	債 還 金 収 入	港湾管理者工事費負担金収入	1,371,500		△		159,932		1,211,568
		債還金収入	3,047,351		0		0	3,047,351	2,460,101
		改革推進公共投資事業資金貸付金償還金収入	2,460,101				0		2,460,101
			587,250				0		587,250
	受託工事納付金収入		0	△	13,652	△	13,652	13,652	13,652
		受託工事納付金収入	0		△		13,652	△	13,652
	歳 入 補 正 額		25,433,573	△	621,041		621,041	24,812,532	13,652
		港湾事業費	4,014,651				0		4,014,651
		北海道港湾事業費	199,977				0		199,977
		改革推進公共投資港湾事業資金貸付金償還時補助	587,250				0		587,250
		港湾事業等工事諸費	120,406		△		621,041	△	500,635
		産業投資特別会計へ繰入	2,460,101				0		2,460,101
		改革推進公共投資事業償還金等産業投資特別会計へ繰入	18,051,188				0		18,051,188
	歳 出 補 正 額		25,433,573		△		621,041		24,812,532
特定港湾施設工事勘定入歳	他 会 計 よ り 受 入		0	△	7,857	△		7,857	

[illegible]

歳 出	歳 出	歳 出 補 正 額		
空 港 整 備 事 業 費	849,511	0	849,511	
北 海 道 空 港 整 備 事 業 費	259,968	0	259,968	
沖 縄 空 港 整 備 事 業 費	562,012	0	562,012	
空 港 等 整 備 事 業 工 事 諸 費	155	△	126,372	△
改 革 推 進 公 共 投 資 事 業 償 還 金 産 業 投 資 特 別 会 計 へ 繰 入	4,298,150	0	4,298,150	
歳 出	5,969,796	△	126,527	5,843,269

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 と なる 年 度	事 由
農 林 水 産 省	国 有 林 野 事 業	治 山 勘 定				
		直 轄 治 山 事 業				
		既 定	180,000	平 成 17 年 度	平 成 17 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	
		追 加 改 定	713,000 893,000	同 —	平 成 18 年 度 —	野呂川地区ほか8地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
		国 有 林 野 内 直 轄 治 山 事 業	1,655,000	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	東北森林管理局ほか5森林管理局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
		直 轄 地 す べ り 防 止 事 業	505,000	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	磐井川地区ほか4地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するため
		治 山 事 業 費 補 助				
		既 定	203,000	平 成 17 年 度	平 成 17 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	
		追 加 改 定	1,673,000 1,876,000	同 —	平 成 18 年 度 —	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		水 土 保 全 林 整 備 治 山 事 業 費 補 助	629,000	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	水土保全林整備治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

地すべり防止事業費補助	平成 17 年度	平成 18 年度	地すべり防止事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道直轄治山事業	平成 17 年度 83,000	平成 18 年度	石狩川地区及び尻別川地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
北海道国有林野内直轄治山事業	平成 17 年度 530,000	平成 18 年度	北海道森林管理局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
北海道治山事業費補助	平成 17 年度 906,000	平成 18 年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道水土保全林整備治山事業費補助	平成 17 年度 32,000	平成 18 年度	水土保全林整備治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国営土地改良事業 国営かんがい排水事業	平成 17 年度 130,000	平成 18 年度	東伯農業水利事業には、多くの日数を要するため
東伯農業水利事業	平成 17 年度 90,000	平成 18 年度	曾於南部(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
北海道国営かんがい排水事業	平成 17 年度 310,100	平成 17 年度及び平成 18 年度	樺戸(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
樺戸(二期)農業水利事業	平成 17 年度 170,000	平成 18 年度	道央用水(三期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	同 480,100	—	利別川(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
道央用水(三期)農業水利事業	平成 17 年度 780,000	平成 18 年度	勇払東部(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
利別川(二期)農業水利事業	平成 17 年度 160,000	平成 18 年度	勇払東部(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
勇払東部(一期)農業水利事業	平成 17 年度 260,000	平成 18 年度	
勇払東部(二期)農業水利事業	平成 17 年度 390,000	平成 18 年度	

事業名	事業費(千円)	事業年度	事業期間	事業内容
空知川右岸(二期)農業水利事業	390,000	平成17年度	平成18年度	空知川右岸(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
雄武中央(一期)農業水利事業	3,724,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	雄武中央(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
追 加	170,000	同	平成18年度	
改 定	3,894,000	—	—	
札内川第一(二期)農業水利事業	270,000	平成17年度	平成18年度	札内川第一(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
札内川第二(二期)農業水利事業	660,000	平成17年度	平成18年度	札内川第二(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
別海農業水利事業	220,000	平成17年度	平成18年度	別海農業水利事業には、多くの日数を要するため
はまなか農業水利事業	240,000	平成17年度	平成18年度	はまなか農業水利事業には、多くの日数を要するため
北海道国営総合農地防災事業	150,000	平成17年度	平成18年度	下浦幌(一期)農地防災事業には、多くの日数を要するため
下浦幌(一期)農地防災事業	160,000	平成17年度	平成18年度	生花農地防災事業には、多くの日数を要するため
下浦幌(二期)農地防災事業	600,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	下浦幌(二期)農地防災事業には、多くの日数を要するため
追 加	240,000	同	平成18年度	
改 定	840,000	—	—	
南標茶農地防災事業	150,000	平成17年度	平成18年度	南標茶農地防災事業には、多くの日数を要するため
北海道国営農用地再整備事業	1,000,000	平成17年度	平成18年度	中樹林開拓建設事業には、多くの日数を要するため
中樹林開拓建設事業	1,850,000	平成17年度	平成18年度	由仁開拓建設事業には、多くの日数を要するため

国 土 交 通 省	道 路 整 備					
	直轄道路交通円滑化事業	既 定	184,100,000	平 成 17 年 度	平成 17 年度 以降 5 箇年度以内	一般国道静岡 1 号桃沢川高架橋ほか46箇所の交通円滑化工事には、多くの日数を要するため
	追 加	18,438,000	同	平成 18 年 度	—	
	改 定	202,538,000	—	—	—	
	直轄道路地域連携推進事業	既 定	203,680,000	平 成 17 年 度	平成 17 年度 以降 5 箇年度以内	
	追 加	45,117,000	同	平成 18 年 度	—	
	改 定	248,797,000	—	—	—	
	直轄道路修繕事業	既 定	7,428,000	平 成 17 年 度	平成 17 年度 及び 平成 18 年度	
	追 加	4,580,000	同	平成 18 年 度	—	
	改 定	12,008,000	—	—	—	
	交通円滑化事業費補助	既 定	6,840,000	平 成 17 年 度	平成 17 年度 以降 5 箇年度以内	
追 加	631,000	同	平成 18 年 度	—		
改 定	7,471,000	—	—	—		
地域連携推進事業費補助	既 定	20,206,000	平 成 17 年 度	平成 17 年度 以降 5 箇年度以内		
追 加	4,479,000	同	平成 18 年 度	—		
改 定	24,685,000	—	—	—		
直轄道路雪害地域道路交通確保事業	既 定	1,239,000	平 成 17 年 度	平成 18 年 度		
追 加	—	—	—	—		
改 定	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	一般国道石川 8 号加賀防雪ほか 8 箇所の雪害工事には、多くの日数を要するため	
—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—		

北海道直轄道路交通円滑化事業	既定	3,460,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	一般国道12号苗穂道路(その2)ほか2箇所の交通円滑化工事には、多くの日数を要するため
	追加	1,500,000	同	平成18年度	
	改定	4,960,000	—	—	
北海道直轄道路地域連携推進事業	既定	16,710,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	一般国道44号オビラシケ川橋ほか25箇所並びに道道美幌富良野線幌子道路及び名寄遠別線宇遠別道路の地域連携推進工事には、多くの日数を要するため
	追加	31,675,000	同	平成18年度	
	改定	48,385,000	—	—	
北海道直轄道路修繕事業	既定	370,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	一般国道5号修繕ほか23箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
	追加	4,200,000	同	平成18年度	
	改定	4,570,000	—	—	
北海道交通円滑化事業費補助	既定	531,000	平成17年度	平成18年度	交通円滑化事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加				
	改定				
北海道地域連携推進事業費補助	既定	3,663,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	2,117,000	同	平成18年度	
	改定	5,780,000	—	—	
北海道直轄道路雪害地域道路交通確保事業	既定	180,000	平成17年度	平成18年度	一般国道238号猿払防雪(その2)ほか2箇所の雪害工事には、多くの日数を要するため
	追加				
	改定				

離島地域連携推進事業費補助	既定	5,450,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	592,000	同	平成18年度	
	改定	6,042,000	—	—	
沖縄直轄道路交通円滑化事業	既定	800,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	一般国道58号恩納南道路の交通円滑化工事には、多くの日数を要するため
	追加	360,000	同	平成18年度	
	改定	1,160,000	—	—	
沖縄直轄道路地域連携推進事業	既定	7,680,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	一般国道58号名護東1号トンネルの地域連携推進工事には、多くの日数を要するため
	追加	1,000,000	同	平成18年度	
	改定	8,680,000	—	—	
沖縄交通円滑化事業費補助	既定	2,340,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	交通円滑化事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	225,000	同	平成18年度	
	改定	2,565,000	—	—	
沖縄地域連携推進事業費補助	既定	81,000	平成17年度	平成18年度	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加				
	改定				
直轄道路交通連携推進事業	既定	10,700,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	
	追加				
	改定				

交通連携推進事業費補助	追加	1,870,000	平成17年度	平成18年度	一般国道宮城4号梅田川橋ほか6箇所の交通連携推進工事には、多くの日数を要するため
	改定	12,570,000	—	—	
直轄道路沿道環境改善事業	既定	4,676,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	交通連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加改定	2,888,000 7,564,000	同 —	平成18年度 —	
沿道環境改善事業費補助	既定	32,305,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号袋井浜松沿道環境改善ほか68箇所の沿道環境改善工事には、多くの日数を要するため
	追加改定	14,460,000 46,765,000	同 —	平成18年度 —	
直轄道路交通安全施設等整備事業	既定	792,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	沿道環境改善事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加改定	85,000 877,000	同 —	平成18年度 —	
交通安全施設等整備事業費補助	既定	1,629,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	一般国道宮崎10号浦之名歩行者道ほか5箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
	追加改定	672,000 2,301,000	同 —	平成18年度 —	
	既定	583,150	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	
	追加改定				

追 改	加 定	238,000 821,150	同 —	平成 18 年度 —	交通安全施設等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
直轄道路交通事故重点対策事業	既 定	678,000	平成 17 年度	平成 17 年度及び平成 18 年度	一般国道静岡 1 号富士地区横断歩道橋ほか 6 箇所の交通事故重点対策工事には、多くの日数を要するため
追 改	加 定	804,000 1,482,000	同 —	平成 18 年度 —	
直轄道路電線共同溝整備事業	既 定	20,261,000	平成 17 年度	平成 17 年度以降 3 箇年度以内	
追 改	加 定	700,000 20,961,000	同 —	平成 18 年度 —	一般国道新潟 8 号電線共同溝ほか 3 箇所の電線共同溝工事には、多くの日数を要するため
電線共同溝整備事業費補助	既 定	25,000	平成 17 年度	平成 18 年度	電線共同溝整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道交通連携推進事業費補助	既 定	845,000	平成 17 年度	平成 18 年度	交通連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道直轄道路沿道環境改善事業	既 定	630,000	平成 17 年度	平成 18 年度	一般国道 37 号木永町沿道環境改善ほか 3 箇所の沿道環境改善工事には、多くの日数を要するため
北海道直轄道路交通安全施設等整備事業	既 定	370,000	平成 17 年度	平成 18 年度	一般国道 39 号豊田付加車線(その 2)ほか 2 箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
北海道交通安全施設等整備事業費補助	既 定	334,000	平成 17 年度	平成 18 年度	交通安全施設等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道直轄道路交通事故重点対策事業	既 定	560,000	平成 17 年度	平成 18 年度	一般国道 5 号国富中央帯ほか 3 箇所の交通事故重点対策工事には、多くの日数を要するため
北海道市街地環境改善事業費補助	既 定	190,000	平成 17 年度	平成 18 年度	市街地環境改善事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

道路改築附帯工事					
治水勘定	既 定	23,110,800	平成 17 年 度	平成 17 年 度 以 降 4 箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道新潟 8 号電線共同溝ほか 3 箇所の 電線共同溝附帯工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	30,000	同	平成 18 年 度	
		23,140,800	—	—	
	直轄河川改修事業				
	既 定	45,435,000	平成 17 年 度	平成 17 年 度 以 降 5 箇年度以内	
	追 加 改 定	17,019,000	同	平成 18 年 度	阿武隈川ほか 37 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多 くの日数を要するため
		62,454,000	—	—	
	直轄床上浸水対策特 別緊急事業				
	既 定	2,551,000	平成 17 年 度	平成 17 年 度 以 降 3 箇年度以内	
	追 加 改 定	2,170,000	同	平成 18 年 度	
	4,721,000	—	—		
直轄河川災害復旧等 関連緊急事業					
既 定	3,131,000	平成 17 年 度	平成 18 年 度		
直轄河川激甚災害対 策特別緊急事業					
既 定	520,000	平成 17 年 度	平成 17 年 度 及 び平成 18 年 度	円山川ほか 2 河川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれらに附帯す る工事には、多くの日数を要するため	
追 加 改 定	2,700,000	同	平成 18 年 度		
	3,220,000	—	—		
河川改修費補助					
既 定	1,540,500	平成 17 年 度	平成 18 年 度 以 降 4 箇年度以内		
追 加 改 定	901,500	同	平成 18 年 度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため	
		2,442,000	—	—	

都市河川改修費補助	既 定	2,860,650	平成 17 年 度	平成 17 年度以 降 5 箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	1,141,000 4,001,650	同 —	平成 18 年 度 —	
床上浸水対策特別緊急事業費補助	既 定	2,100,000	平成 17 年 度	平成 17 年度以 降 3 箇年度以内	床上浸水対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	230,000 2,330,000	同 —	平成 18 年 度 —	
河川災害復旧等関連緊急事業費補助	既 定	250,000	平成 17 年 度	平成 18 年 度	河川災害復旧等関連緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	85,000	平成 17 年 度	平成 18 年 度	
河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	既 定	464,700	平成 17 年 度	平成 17 年度及 び平成 18 年 度	河川激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	10,120,000 10,584,700	同 —	平成 18 年 度 —	
北海道直轄河川改修事業	既 定	1,408,500	平成 17 年 度	平成 18 年 度	石狩川ほか 8 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	32,000	平成 17 年 度	平成 18 年 度	
北海道都市河川改修費補助	既 定	314,500	平成 17 年 度	平成 17 年度及 び平成 18 年 度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	—	—	—	
直轄堰堤維持	既 定	—	—	—	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	—	—	—	

追加 改定	604,000 918,500	平成17年度 —	平成18年度 —	木曾川丸山ダムほか13ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要する ため
直轄流況調整河川事業				
既定	2,150,000	平成17年度	平成17年度以 降3箇年度以内	筑後川佐賀導水路の建設工事には、多くの日数を要するため
追加 改定	40,000 2,190,000	同 —	平成18年度 —	
河川総合開発事業費補助				
既定	7,094,452	平成17年度	平成18年度以 降4箇年度以内	河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
追加 改定	454,991 7,549,443	同 —	平成18年度 —	
北海道直轄堰堤維持				
既定	39,000	平成17年度	平成18年度	河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
追加 改定	85,400	平成17年度	平成18年度	
北海道河川総合開発事業費補助				
沖縄直轄堰堤維持				
既定	520,000	平成17年度	平成17年度及 び平成18年度	福地川福地ダムほか3ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要す るため
追加 改定	64,189 584,189	同 —	平成18年度 —	
直轄砂防事業				
既定	8,398,100	平成17年度	平成17年度以 降4箇年度以内	最上川水系ほか20水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
追加 改定	5,770,000 14,168,100	同 —	平成18年度 —	

直轄地すべり対策事業	既定	778,000	平成 17 年度	平成 17 年度以降 3 箇年度以内	最上川豊牧地区ほか 2 地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するため
	追加 改定	246,000 1,024,000	同 —	平成 18 年度 —	
砂防事業費補助	既定	125,000	平成 17 年度	平成 17 年度及び平成 18 年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加 改定	1,350,550 1,475,550	同 —	平成 18 年度 —	
特定緊急砂防事業費補助		30,000	平成 17 年度	平成 18 年度	特定緊急砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助		49,500	平成 17 年度	平成 18 年度	砂防激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
地すべり対策事業費補助		337,000	平成 17 年度	平成 18 年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
特定緊急地すべり対策事業費補助		30,000	平成 17 年度	平成 18 年度	特定緊急地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道直轄砂防事業	既定	151,000	平成 17 年度	平成 17 年度及び平成 18 年度	石狩川水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
	追加 改定	250,000 401,000	同 —	平成 18 年度 —	
北海道砂防事業費補助		718,000	平成 17 年度	平成 18 年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島砂防事業費補助		102,500	平成 17 年度	平成 18 年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

特定多目的ダム建設工事助定	直轄総合水系環境整備事業	既定	1,350,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	馬淵川水系はかい1水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するため 石狩川水系はかい2水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するため
	追加	1,035,000	同	平成18年度		
	改定	2,385,000	—	—		
	北海道直轄総合水系環境整備事業		137,000	平成17年度	平成18年度	球磨川川辺川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため 利根川ハッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため 渡川中筋川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	多目的ダム建設事業					
	球磨川川辺川ダム建設工事	既定	1,000,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	
	追加	250,000	同	平成18年度		
	改定	1,250,000	—	—		
	利根川ハッ場ダム建設工事	既定	6,882,500	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	
	追加	190,000	同	平成18年度		
	改定	7,072,500	—	—		
	渡川中筋川総合開発建設工事		110,000	平成17年度	平成18年度	
最上川長井ダム建設工事	既定	7,180,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	最上川長井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため	
追加	338,000	同	平成18年度			
改定	7,518,000	—	—			

米代川森吉山ダム 建設工事	既 定	18,480,000	平成 17 年 度	平成 17 年 度 以 降 4 箇年度以内	米代川森吉山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加	445,000	同	平成 18 年 度	
	改 定	18,925,000	—	—	
木曾川新丸山ダム 建設工事	既 定	770,000	平成 17 年 度	平成 17 年 度 及 び平成 18 年 度	木曾川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加	180,000	同	平成 18 年 度	
	改 定	950,000	—	—	
神戸川志津見ダム 建設工事	既 定	1,300,000	平成 17 年 度	平成 17 年 度 以 降 4 箇年度以内	神戸川志津見ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加	100,000	同	平成 18 年 度	
	改 定	1,400,000	—	—	
大分川大分川ダム 建設工事	既 定	2,970,000	平成 17 年 度	平成 17 年 度 以 降 4 箇年度以内	大分川大分川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するため
	追 加	180,846	同	平成 18 年 度	
	改 定	3,150,846	—	—	
北上川胆沢ダム建 設工事	既 定	13,280,000	平成 17 年 度	平成 17 年 度 以 降 5 箇年度以内	北上川胆沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日 数を要するため
	追 加	640,000	同	平成 18 年 度	
	改 定	13,920,000	—	—	
江の川灰塚ダム建 設工事	既 定	876,000	平成 17 年 度	平成 18 年 度	江の川灰塚ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日 数を要するため
	追 加				
	改 定				

嘉瀬川嘉瀬川ダム建設工事	既定	3,843,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	嘉瀬川嘉瀬川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加改定	647,174 4,490,174	同	平成18年度	
荒川横川ダム建設工事	既定	620,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	荒川横川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加改定	173,000 793,000	同	平成18年度	
岩木川津軽ダム建設工事	既定	470,000	平成17年度	平成18年度	岩木川津軽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加改定	50,000	平成17年度	平成18年度	
千代川殿ダム建設工事	既定	21,990,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	千代川殿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加改定	350,000 22,340,000	同	平成18年度	
斐伊川尾原ダム建設工事	既定	270,000	平成17年度	平成18年度	斐伊川尾原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加改定	10,909,600	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	
北海道多目的ダム建設事業 留萌川留萌ダム建設工事	既定	300,323	同	平成18年度	留萌川留萌ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加改定	11,209,923	同	平成18年度	

港 湾 整 備 港湾整備助定	石狩川幾春別川総合開発建設工事	80,000	平成 17 年 度	平成 18 年 度	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事は、多くの日数を要するため
直轄港湾改修事業	既 定	37,981,000	平成 17 年 度	平成 17 年度以降 3 箇年度以内	新潟港ほか22港及び平戸瀬戸航路の改修工事には、多くの日数を要するため
	追 加 改 定	10,156,000	同	平成 18 年 度	
		48,137,000	—	—	
港湾改修事業費補助	既 定	3,101,500	平成 17 年 度	平成 17 年度以降 3 箇年度以内	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	1,264,500	同	平成 18 年 度	
		4,366,000	—	—	
港湾環境整備事業費補助	既 定	701,000	平成 17 年 度	平成 17 年度以降 5 箇年度以内	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	85,000	同	平成 18 年 度	
		786,000	—	—	
廃棄物処理施設整備事業費補助	既 定	1,077,530	平成 17 年 度	平成 17 年度及び平成 18 年度	廃棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 改 定	250,000	同	平成 18 年 度	
		1,327,530	—	—	
北海道直轄港湾改修事業		6,951,000	平成 17 年 度	平成 18 年 度	苫小牧港ほか12港の改修工事には、多くの日数を要するため
離島直轄港湾改修事業		300,000	平成 17 年 度	平成 18 年 度	名瀬港の改修工事には、多くの日数を要するため

特定港湾施設 工事勘定	離島港湾改修事業費 補助	330,000	平成17年度	平成18年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	沖繩港湾改修事業費 補助				
	既定	738,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	
	追加	360,000	同	平成18年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	改定	1,098,000	—	—	
	エネルギー港湾施設 工事				
	能代港整備工事	190,000	平成17年度	平成18年度	能代港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
	直江津港整備工事				
	既定	1,400,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	
	追加	370,000	同	平成18年度	直江津港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
空港整備	改定	1,770,000	—	—	
	既定				
	空港整備				
	既定	9,731,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	
	追加	1,619,000	同	平成18年度	徳島飛行場の整備には、多くの日数を要するため
	改定	11,350,000	—	—	
	空港整備事業費補助				
	既定	17,165,760	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	
	追加	62,400	同	平成18年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	改定	17,228,160	—	—	
北海道空港整備		1,191,000	平成17年度	平成18年度	新千歳空港の整備には、多くの日数を要するため

平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計、道路整備特別会計等二十特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。
なお、国有林野事業特別会計等六特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

交付税及び譲与税配付金勘定

当初 七、三三三、八八一 七〇、一〇八、五一四
補正 一、三五一、六四二 一、三五一、六二二
計 七、六八五、五二四 七一、四六〇、一三六

2 国債整理基金特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

当初 二二一、七〇二、一一三 一九一、七〇二、一一三
補正 二、五七六、〇一二 二、五七六、〇一二
計 二二四、二七八、一二五 一九四、二七八、一二五

3 産業投資特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

当初 五七六、一八三 五七六、一八三
補正 七五七、二六七 七五七、二六七
計 一、三四二、四五〇 一、三四二、四五〇

社会資本整備勘定

当初 五七六、一八三 五七六、一八三
補正 七五七、二六七 七五七、二六七
計 一、三四二、四五〇 一、三四二、四五〇

4 財政融資資金特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

当初 五、九七〇、五七二 四八、三一〇、七六六
補正 △三、九四七、一〇〇 △四、一二三、五八〇
計 四八、〇二三、四七二 四四、一八七、一八六

5 厚生保険特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

健康勘定
当初 八、九〇五、八三一 八、九〇五、八三一
補正 四六、七六一 四六、七六一
計 八、九五二、五九二 八、九五二、五九二

(2) 児童手当勘定

当初 四六九、〇一三 四六九、〇一三
補正 △ 四五 △ 四五
計 四六八、九六八 四六八、九六八

(3) 業務勘定

当初 四、六八五、〇九七 四、六八五、〇九七
補正 △ 一、五九一 △ 一、五九一
計 四、六八三、五〇六 四、六八三、五〇六

6 道路整備特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

当初 三、八九三、三三五 三、八九三、三三五
補正 一七三、七六三 一七三、七六三
計 四、〇六七、〇九八 四、〇六七、〇九八

以上のほかに、登記特別会計、船員保険特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、国民年金特別会計、食糧管理特別会計、農業共済再保険特別会計、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会計、都市開発資金融通特別会計及び空港整備特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

公共事業について国庫債務負担行為の追加を行うのは、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計及び空港整備特別会計である。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年一月三十日

予算委員長 大島 理森

衆議院議長 河野 洋平殿

平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右国会に提出する。

平成十八年一月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正に関連して、中小企業金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)
中小企業金融公庫

当初	補正	計
収入(百万円)	支出(百万円)	
六二一、三三五	八三八、四八八	
二一、三三三	二一、二三九	
六三二、六六六	八五九、七二七	

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十八年一月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿

予算委員長 大島 理森

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十八年一月二十七日

提出者

厚生労働委員長 岸田 文雄

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)の

一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「ハンセン病療養所入所者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 らい、予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号。以下「廃止法」という。)により、らい、予防法(昭和二十八年法律第二百四十四号)が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所(廃止法第一条の規定による廃止前のらい、予防法(以下「旧らい、予防法」という。))の第十一条の規定により国が設置したらい療養

所をいう。その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(以下「国内ハンセン病療養所」という。)に入所していた者であつて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において生存しているもの

二 昭和二十年八月十五日までの間に、行政諸法台湾施行令(大正十一年勅令第五百二十一号)第一条の規定により台湾に施行された旧らい、予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法(明治四十年法律第十一号)第三条第一項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令(昭和十年制令第四号)第五条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(以下「国外ハンセン病療養所」という。)に入所していた者であつて、施行日において生存しているもの(前号に掲げる者を除く。)

第四条第一項中「施行日」を「次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二条第一号に掲げる者 施行日。ただし、昭和二十年八月十五日までの間に国外ハンセン病療養所に入所していた者については、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日とする。

二 第二条第二号に掲げる者 改正法の施行の日

第五条第一項中「国立ハンセン病療養所等」を「国内ハンセン病療養所」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第二条第二号に掲げる者 八百万円

第五条第二項中「国立ハンセン病療養所等」を「国内ハンセン病療養所」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前条第一項第一号ただし書に規定する者が施行日から起算して五年を経過した後に補償金の支給の請求をした場合における補償金の額は、前各項の規定にかかわらず、八百万円とする。

第十一条第一項中「者等」の下に「(第二条第二号に掲げる者を除く。次項において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(以下「新法」という。)(第二条第二号に掲げる者(この法律の施行前に死亡した者を含む。))であつてこの法律の施行前に新法の規定により支給される補償金に相当する補償金の支給を請求する意思を有していることが書面により表示されていたものとして厚生労働省令で定める者については、この法律の施行の日において新法第三条の規定による補償金の支給の請求があつたものとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、その者がこの法律の施行前に死

亡したときにおける新法第六条第一項の規定の適用については、同項中「ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これ」とあるのは、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)」

附則第二項に規定する者が同法の施行前に死亡したときは、その者に係る補償金とする。

(租税特別措置法の一部改正)

3 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の八第二項中「国立ハンセン病療養所等」を「国内ハンセン病療養所」に、「第二条」を「第一条第一号」に改める。

理 由

国外ハンセン病療養所に入所していた者が終戦前に被った精神的苦痛を慰謝するため、新たに国外ハンセン病療養所に入所していた者を補償金の支給対象とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三十四億円の見込みである。

国会議員互助年金法を廃止する法律案

右の議案を提出する。

平成十八年一月二十五日

提出者

河村たかし 中川 正春
三井 辨雄 菊田真紀子
末松 義規 園田 康博
細野 豪志 前田 雄吉
賛成者
安住 淳外百二名

国会議員互助年金法を廃止する法律

国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定は、同年七月一日から施行する。

(既裁定者等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの法律による廃止前の国会議員互助年金法(以下「旧法」という。)第二十一条第一項の規定により旧法第二条第一項の互助年金又は同条第二項の互助一時金を受ける権利については、裁定を受けた者及び施行日前にこれらの権利を有する者であつて旧法第二十一条第一項の規定による裁定を受けていないものに係る当該互

助年金又は互助一時金については、旧法の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定は、この法律の施行の際現に国会議員である者に係る旧法第九条第一項の普通退職年金であつて、施行日前に旧法第二十一条第一項の規定による裁定を受けていないものには適用しない。

(旧普通退職年金の減額)

第三条 前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第九条第一項の普通退職年金(以下「旧普通退職年金」という。)の年額は、平成十八年四月分以降、前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の普通退職年金の年額の計算に関する規定にかかわらず、これらの規定(旧法第九条第四項を除く。)により計算された金額に、百分の七十を乗じて得た年額に改定する。

2 前項の場合における前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第九条第四項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号。以下「廃止法」という。)附則第三条第一項」とする。

(職権改定)

第四条 前条第一項の規定による旧普通退職年金の年額の改定は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十二条に規定する局長が受給者の請求を待たずに行う。

(高額所得による旧普通退職年金の停止)

第五条 旧普通退職年金は、これを受ける者の旧普通退職年金の年額と前年における互助年金(旧法又は附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定により支給された互助年金をいう。)外の所得金額(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)に基づき支給される歳費及び期末手当に係る所得の金額を除く。)との合計額が七百万円を超えるときは、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該合計額から七百万円を控除した金額に相当する金額(その金額がその者の旧普通退職年金の年額を超えるときは、当該旧普通退職年金の年額に相当する金額)の支給を停止する。

2 前項の場合における附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十五条の二第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは、「廃止法附則第五条第一項」とする。

(適用区分)

第六条 前条の規定は、平成十八年七月分以降の旧普通退職年金について適用し、同年六月分以前の旧普通退職年金の高額所得による停止につ

いては、なお従前の例による。

(公務傷病年金)

第七条 施行日前に退職(旧法第三条の退職をいう。以下同じ。)した国会議員が、当該退職後三年以内において、当該在職中の公務に基づく傷病により施行日以後に重度障害の状態となったときは、その者に公務傷病年金を給する。

2 前項の公務傷病年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の公務傷病年金に関する規定の例による。

(遺族扶助年金)

第八条 旧普通退職年金若しくは附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十条第一項の公務傷病年金又は前条第一項の公務傷病年金を受ける者が死亡したときは、その者の遺族に遺族扶助年金を給する。

2 前項の遺族扶助年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の遺族扶助年金に関する規定の例による。

3 旧普通退職年金を受ける者が死亡した場合におけるその遺族に給すべき第一項の遺族扶助年金の年額は、前項の規定によりその例によることとされる旧法の遺族扶助年金の年額の計算に関する規定にかかわらず、附則第三条第一項の規定により算出した当該旧普通退職年金の年額を基礎として、旧法第十九条第二項の規定の例

により算出した金額とする。

(清算金)

第九条 この法律の施行の際現に国会議員である者に対し、清算金を給する。

2 前項の清算金の額は、その者が旧法第二十三条第一項及び第二項の規定により国庫に納付した納付金(旧法第九条第一項の普通退職年金又は旧法第十条の二第一項の退職一時金を受ける権利について旧法第二十一条第一項の規定による裁定を受けた者にあつては、その権利の基礎となつた在職期間に係るものを除く。)の総額の百分の五十に相当する金額とする。

3 第一項の清算金を受ける権利は、恩給法第十二条に規定する局長が裁定する。

4 第一項の清算金は、退職時に給する。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の清算金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(死亡前の未受領清算金の支給)

第十条 前条第一項の清算金を受ける権利を有する者が清算金を受けずに死亡したときは、当該清算金は、当該国会議員の遺族に給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に給する。

2 前項の未受領清算金の支給については、旧法第二十二條の規定の例による。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第十一条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融

に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の公務傷病年金及び附則第八条第一項の遺族扶助年金は、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定(沖繩振興開発金融公庫法昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第五項において準用する場合を含む。)の適用については、前条の規定による改正後の国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中「国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)若しくは地方公務員等共済組合法第十一章の規定の適用を受ける者」を「国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第十四条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項第八号を削る。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 旧普通退職年金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。

2 旧法第十条の二第一項の退職一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第四項に規定する退職手当等とみなして、同条の規定を適用する。

(児童扶養手当法の一部改正)

第十六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の公務傷病年金及び附則第八条第一項の遺族扶助年金は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七

年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第百六十四条の二第一項中「年額が」の下に「国會議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)による廃止前の」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日前に支払うべき前条の規定による改正前の所得税法第七十四条第二項第十二号に掲げる納付金については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項中「国會議員互助年金法」を「国會議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国會議員互助年金法」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第二十二條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第八号を次のように改める。

八 削除

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十三条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第六十五条の見出しを「(旧国會議員互助年金法の一部改正)」に改め、同条中「国會議員互助年金法」を「国會議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国會議員互助年金法」に改める。

理 由

国會議員も国民年金その他の公的年金に加入している現状において、互助年金制度は既にその歴史的役割を終え、国會議員の単なる特権となつてしまつていくことにかんがみ、自らその特権を廃して国民と同じ視点に立ち、国民の負託にこたえることができるようになるため、国會議員の互助年金制度を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国會議員互助年金法を廃止する法律案(河村たかし君外七名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、現行国會議員互助年金法を廃止し、それに伴う所要の経過措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国會議員互助年金法を廃止すること。
- 2 既裁定者等の普通退職年金の年額を三割減額すること。

- 3 普通退職年金と前年のそれ以外の所得との合計額が七百万円を超える場合は、当該超える金額に相当する金額の支給を停止することとし、停止する金額が普通退職年金の年額を超える場合には年金は支給しないこと。

- 4 現職国會議員に対し、その者が国庫に納付した納付金総額の五割に相当する金額(既裁定の普通退職年金又は退職一時金の権利の基礎となつた在職期間に係るものを除く。)を清算金として受けることとする。

- 5 この法律は、平成十八年四月一日(三)については、同年七月一日から施行すること。

二 議案の否決理由

国會議員も国民年金その他の公的年金に加入している現状において、互助年金制度は既にその歴史的役割を終え、国會議員の単なる特権となつてしまつていくことにかんがみて国會議員の互助年金制度を廃止しようとする本案は、その内容において、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

平成十八年一月二十七日

議院運営委員長 佐田玄一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

国會議員互助年金法を廃止する法律案

右の議案を提出する。

平成十八年一月二十六日

提出者

宮路 和明 渡辺 博道
山本 公一 田野瀬良太郎
宮澤 洋一 西 博義
大口 善徳

賛成者

武部 勤外五十三名

国會議員互助年金法を廃止する法律

国會議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第五条、第六条及び第十条の規定は、同年七月一日から施行する。

(退職者に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの法律による廃止前の国會議員互助年金法(以下「旧法」という。)第二十一条第一項の規定により旧法第二条第一項の互助年金又は同条第二項の互助一時金を受ける権利については、の裁定を受けた者及び施行日前にこれらの権利を有する者であつて旧法第二十一条第一項の規定による裁定を受けていないものに係る当該互

助年金又は互助一時金については、旧法の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定は、この法律の施行の際現に国会議員である者に係る旧法第九条第一項の普通退職年金(旧法の規定により受けることのできた同項の普通退職年金であつて施行日前に給与を受けなかったもの(施行日前に旧法第二十一条第一項の裁定を受けたとしたならば旧法の規定により施行日前に受けることのできたものを含む。附則第十四条第一項において「未受給の普通退職年金」という。)を除く。)には適用しない。

(旧普通退職年金の減額)

第三条 前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第九条第一項の普通退職年金(以下「旧普通退職年金」という。)を受け取る者のうちその年額の計算の基礎となる議員の歳費年額の十二分の一に相当する金額(以下この項において「基礎歳費月額」という。)が次の各号に掲げる金額である者に給すべき旧普通退職年金の年額は、平成十八年四月分以降、前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の普通退職年金の年額の計算に関する規定にかかわらず、これらの規定(旧法第九条第四項を除く。)により計算された金額に、次の各号に掲げる基礎歳費月額の区分に応じ、それぞれ、当該各号に定める割合を乗じて得た年

額に改定する。

- 一 八十八万円 百分の九十六
- 二 九十六万九千円 百分の九十三
- 三 九十八万九千円 百分の九十二
- 四 百三万円 百分の九十

2 前項の場合における前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第九条第四項の規定の適用については、同項中「前二項とあるのは、」国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号。以下「廃止法」という。)附則第三条第一項」とする。

(職権改定)

第四条 前条第一項の規定による旧普通退職年金の年額の改定は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十二条に規定する局長が受給者の請求を待たずに行う。

(高額所得による旧普通退職年金の停止)

第五条 旧普通退職年金は、これを受ける者の旧普通退職年金の年額と前年における互助年金(旧法又は附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定により支給された互助年金をいう。)外の所得金額(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)に基づき支給される歳費及び期末手当に係る所得の金額を除く。)との合計額が七百万円を超えるときは、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十五条の二第一項の規

定にかかわらず、当該合計額から七百万円を控除した金額の二分の一に相当する金額(その金額がその者の旧普通退職年金の年額を超えるときは、当該旧普通退職年金の年額に相当する金額)の支給を停止する。

2 前項の場合における附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十五条の二第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは、「廃止法附則第五条第一項」とする。

(適用区分)

第六条 前条の規定は、平成十八年七月分以降の旧普通退職年金について適用し、同年六月分以前の旧普通退職年金の高額所得による停止については、なお従前の例による。

(現職国会議員の普通退職年金)

第七条 この法律の施行の際現に国会議員である者であつて施行日の前日に退職(旧法第三条の退職をいう。以下同じ。)したものとしたならば旧法第九条第一項の規定により普通退職年金を受ける権利を有するものが退職したときは、その者に普通退職年金を給する。

2 前項の普通退職年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の普通退職年金に関する規定の例による。

(在職期間の終了)

第八条 前条第一項の普通退職年金の年額の計算については、同項に規定する者の在職期間は、同条第二項の規定によりその例によることとされる旧法第十一条第一項の規定にかかわらず、平成十八年三月をもつて終わるものとする。

(現職国会議員の普通退職年金の年額)

第九条 附則第七条第一項に規定する者に給すべき普通退職年金の年額は、同条第二項の規定によりその例によることとされる旧法の普通退職年金の年額の計算に関する規定にかかわらず、これらの規定(旧法第九条第四項を除く。)により計算された金額に百分の八十五を乗じて得た金額とする。

2 前項の場合における附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる旧法第九条第四項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「廃止法附則第九条第一項」とする。

(高額所得による普通退職年金の停止)

第十条 附則第七条第一項の普通退職年金の高額所得による支給の停止については、同条第二項の規定によりその例によることとされる旧法第十五条の二第一項の規定にかかわらず、附則第五条の規定を準用する。この場合において、同条中「附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法」とあるのは「附則第七条第二項の規定によりその例によること

とされる旧法」と、同条第二項中「廃止法附則第五条第一項」とあるのは「廃止法附則第十条において準用する廃止法附則第五条第一項」と読み替えるものとする。

(公務傷病年金)

第十一条 国会議員が施行日前に受けた公務に基づく傷病により重度障害の状態となり施行日以後に退職したときは、その者に公務傷病年金を給する。国会議員が、退職後三年以内において、施行日前に受けた当該在職中の公務に基づく傷病により施行日以後に重度障害の状態となったときも、同様とする。

2 前項の公務傷病年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の公務傷病年金に関する規定の例による。

(遺族扶助年金)

第十二条 旧普通退職年金若しくは附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十条第一項の公務傷病年金を受ける者が死亡したとき、附則第七条第一項の普通退職年金若しくは前条第一項の公務傷病年金を受ける者が死亡したとき又はこの法律の施行の際現に国会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに附則第七条第一項の普通退職年金若しくは前条第一項の公務傷病年金を給すべきときは、その者の遺族に遺族扶助年金を給する。

2 前項の遺族扶助年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の遺族扶助年金に関する規定の例による。

3 次の各号に掲げる者の遺族に給すべき第一項の遺族扶助年金の年額は、前項の規定によりその例によることとされる旧法の遺族扶助年金の年額の計算に関する規定にかかわらず、当該各号に定める金額を基礎として、旧法第十九条第二項の規定の例により算出した金額とする。

一 旧普通退職年金を受ける者であつて附則第三条第一項の規定の適用を受けるもの 同項の規定により算出した旧普通退職年金の年額
二 附則第七条第一項の普通退職年金を受ける者 附則第九条第一項の規定により算出した普通退職年金の年額
三 施行日以後に在職中死亡した国会議員であつて、その死亡を退職とみなすときは附則第七条第一項の普通退職年金を給すべきもの 附則第九条第一項の規定により算出した普通退職年金の年額

第十三条 この法律の施行の際現に国会議員である者が退職したときは、その者に退職一時金を給する。

2 前項の退職一時金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の退職一時金に関する規定(旧法第

十条の二第二項及び第二項を除く。)の例による。

3 附則第八条の規定は、第一項に規定する者の在職期間について準用する。

4 既に旧法の規定により旧法第九条第一項の普通退職年金又は旧法第十条の二第二項の退職一時金(以下この項において「旧法による普通退職年金等」という。)を受けた者に第一項の退職一時金を給する場合における当該退職一時金の額は、第二項の規定によりその例によることとされる旧法第十条の二第三項の規定により算出した金額から既に受けた旧法による普通退職年金等の額を合計した金額(当該合計した金額が同項の規定により算出した金額を超えるときは、当該算出した金額)を控除した金額とする。

(普通退職年金を受ける権利の消滅等)
第十四条 附則第七条第一項の普通退職年金を受ける権利を有する者が前条第一項の退職一時金を受ける権利の裁定を請求したときは、当該普通退職年金を受ける権利(未受給の普通退職年金を受ける権利を有する者にあつては、その権利を含む。)は、消滅する。

2 附則第七条第一項の普通退職年金を受ける権利を有する者がその権利の裁定を請求したときは、前条第一項の退職一時金を受ける権利は、消滅する。

(遺族一時金)
第十五条 この法律の施行の際現に国会議員であ

る者で平成十八年三月までの在職期間が十年未満のものが在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに附則第十三条第一項の退職一時金を給すべきときは、その者の遺族に遺族一時金を給する。

2 前項の遺族一時金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の遺族一時金に関する規定の例による。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第十六条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条第一項の公務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金は、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定(沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第五項において準用する場合を含む。)の適用については、前条の規定

による改正後の国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十八条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中「国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)若しくは地方公務員等共済組合法第十一章の規定の適用を受ける者」を「国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第十九条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項第八号を削る。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 旧普通退職年金及び附則第七条第一項の普通退職年金に係る債権は、国税徴収法第七十六條第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。

2 旧法第十条の二第一項の退職一時金及び附則第十三条第一項の退職一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六條第四項に規定する退職手当等とみなして、同条の規定を適用する。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律

第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条第一項の公務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十三條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第六十四條の二第一項中「年額が」の下に「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)による廃止前の」を加える。

(所得税法の一部改正)

第二十四條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 施行日前に支払うべき前条の規定に

よる改正前の所得税法第七十四條第二項第十二号に掲げる納付金については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十六條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項中「国会議員互助年金法」を「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第二十七條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第八号を次のように改める。

八 削除

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十八條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第六十五條の見出しを「旧国会議員互助年金法の一部改正」に改め、同条中「国会議員互助年金法」を「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法」に改める。

理 由

現下の社会経済情勢にかんがみ、国会議員互助年金法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員互助年金法を廃止する法律案(宮路和明君外六名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、現行国会議員互助年金法を廃止し、それに伴う所要の経過措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国会議員互助年金法を廃止すること。

2 退職者についての経過措置

(一) 普通退職年金の減額

昭和五十六年四月以降の退職者について、その退職時期に応じて四％から最大十％減額すること。

(二) 高額所得による年金の停止

普通退職年金と前年のそれ以外の所得との合計額が七百万円を超える場合は、その超える額の二分の一に相当する金額の支給を停止することとし、停止する額が普通退職年金の額を超える場合には年金は支給しないこと。

3 現職国会議員についての経過措置

(一) 本年三月までの在職期間が十年以上である国会議員についての措置
(1) 退職後、施行日前の在職年数について

平成十八年一月三十一日 衆議院會議録第五号

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案及び同報告書 石綿による健康被害の救済に関

旧法により計算した年金額を十五%減額した普通退職年金、又は、国庫に納付した納付金総額の八割に相当する金額(過去に年金または退職一時金を受けた場合は、その合計額を控除した金額)を退職一時金として受けることとする。

(2) 右の年金を受ける場合には、二の2と同様の高額所得による年金の停止を適用すること。

(一) 本年三月までの在職期間が十年未満である国会議員についての措置

国庫に納付した納付金総額の八割に相当する金額(過去に普通退職年金または退職一時金を受けた場合は、その合計額を控除した金額)を退職一時金として受けることとする。

4 この法律は、平成十八年四月一日(二)及び3の(一)(2)については、同年七月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

現下の社会経済情勢にかんがみ、国会議員互助年金法を廃止する本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十八年一月二十七日
議院運営委員長 佐田玄一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十八年一月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

平成十七年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない。地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合において、同号に掲げる額から同号ロに規定する平成十七年度当初分として交付すべき地方交付税の額を控除した額については、同法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、その全額を普通交付税として交付することができる。

一 地方交付税法附則第四条の規定により算定された平成十七年度分の地方交付税の総額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成十七年度分に係る地方交付税法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成十七年度当初分として交付すべき地方

交付税の額(平成十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律(平成十七年法律第一号)に基づき平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。)から当該地方交付税交付金の額のうち地方交付税法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額(以下「返還金等の額」という。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成十七年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることをする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十七年度の補正予算により増額

された同年度分の地方交付税一兆三千五百十六億円について、普通交付税の調整額の復活に要する額六百九億円を除いた残余の額一兆二千九百八億円を、同年度内に交付しないで、平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとしようとするものである。

二 議案の可決理由

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の繰越措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成十七年度交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出に、地方交付税交付金として一兆三千五百十六億四千二百四十二万三千円が計上されている。

右報告する。

平成十八年一月三十一日

総務委員長 中谷 元
衆議院議長 河野 洋平殿

石綿による健康被害の救済に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十八年一月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

石綿による健康被害の救済に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 救済給付
第一節 支給等(第三条―第三十条)	第二節 費用
第一款 基金等(第三十一条―第三十四条)	第二款 一般拠出金(第三十五条―第四十六條)
第三款 特別拠出金(第四十七条―第五十一条)	
第三節 雑則(第五十二条―第五十八条)	
第三章 特別遺族給付金	
第一節 支給等(第五十九条―第六十八条)	
第二節 費用(第六十九条)	
第三節 雑則(第七十条―第七十四条)	
第四章 不服申立て(第七十五条―第七十九条)	
第五章 雑則(第八十条―第八十六条)	
第六章 罰則(第八十七条―第九十一条)	
附則	
第一章 総則	
(目的)	
第一条 この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。	

(定義等)

第二条 この法律において「指定疾病」とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)第三条に規定する労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に係る労働保険の保険関係が成立している事業(以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。)に使用される労働者又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したもの(昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日の五年前の日までに死亡した者に限る。)をいう。

3 環境大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議

会の意見を聴かなければならない。

第二章 救済給付

第一節 支給等

(救済給付の種類等)

第三条 石綿による健康被害の救済のため支給される給付(以下「救済給付」という。)は、次に掲げるとおりとし、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)がこの章の規定により支給するものとする。

- 一 医療費
- 二 療養手当
- 三 葬祭料
- 四 特別遺族弔慰金
- 五 特別葬祭料
- 六 救済給付調整金

(医療費の支給及び認定等)

第四条 機構は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかつた旨の認定を受けた者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。

2 前項の認定(以下この条から第十七条までににおいて「認定」という。)は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。

3 機構は、認定を行ったときは、当該認定を受けた者(以下「被認定者」という。)に対し、石綿健康被害医療手帳を交付するものとする。

4 認定は、その申請のあつた日にさかのぼつてその効力を生ずる。

第五条 機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であつた旨の決定を行うものとする。

2 前項の申請は、同項に規定する死亡した者の死亡の日から六月以内に限り、することができる。

3 機構が第一項の決定を行ったときは、当該決定に係る死亡した者につき、認定の申請をした日から死亡した日までの間において被認定者であつたものとして救済給付を支給する。

(認定の有効期間)

第六条 認定は、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間(以下「有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

2 機構は、認定に当たり、被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みが少ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に当該認定の有効期間を定めることができる。

(認定の更新)

第七条 被認定者の当該認定に係る指定疾病が前条第一項又は第二項の規定により定められた有効期間の満了前に治る見込みがないときは、当該被認定者は、機構に対し、認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。

第八条 前条第一項の規定による申請をすることができる者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかったときは、その者は、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病がその後においても継続すると認めるときは、当該申請に係る認定を更新するものとする。この場合において、更新された認定は、同項に規定する有効期間の満了日の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。

3 第六条の規定は、前項の規定により更新され

る認定について準用する。この場合において、同条第一項中「政令で定める期間(以下「有効期間」という。)内」とあるのは、「第八条第一項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第九条 機構は、被認定者の指定疾病が治つたと認めるときは、認定を取り消すものとする。

(判定の申出)

第十条 機構は、認定、第五条第一項の規定による決定、第六条第二項(第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による有効期間の設定、第七条第二項及び第八条第二項の規定による認定の更新並びに前条の規定による認定の取消しを行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による判定の申出があつたときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものとする。

(医療費の支給の要件及び範囲)

第十一条 機構は、被認定者が、その認定に係る指定疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他病院、診療所(これらに準ずるものを含む。)又は薬局であつて環境省令で定めるもの(これらの開設者が診

療報酬の請求及び支払に関し第十三条第一項に規定する方式によらない旨を機構に申し出たものを除く。以下「保険医療機関等」という。)から次に掲げる医療を受けたときは、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。この場合において、被認定者が第五条第一項の決定に係る死亡した者以外の者であるときは、当該被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けたときに限り、医療費を支給するものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

(医療費の額)
第十二条 前条の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、当該認定に係る指定疾病につき、健康保険法その他の政令で定める法律(以下「健康保険法等」という。)の規定により被認定者が受け、又は受けることができた医療に関する給付の額を控除して得た額とする。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算

定するものとする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(保険医療機関等に対する医療費の支払等)

第十三条 被認定者が、石綿健康被害医療手帳を提示して、当該認定に係る指定疾病について、保険医療機関等から医療を受けた場合においては、機構は、医療費として当該被認定者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該被認定者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該被認定者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。

3 健康保険法等の規定による被保険者又は組合員である被認定者が、当該認定に係る指定疾病について保険医療機関等から医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、健康保険法等の規定にかかわらず、当該医療に関し機構が第一項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

第十四条 機構は、前条第一項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二十号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定

める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 機構は、前条第一項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に委託することができる。

(緊急時等における医療費の支給の特例)

第十五条 機構は、被認定者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、診療所又は薬局その他の者から第十一条各号に掲げる医療を受けた場合において、その必要があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

2 機構は、第五条第一項の規定に係る死亡した者以外の被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示しないで保険医療機関等から第十一条各号に掲げる医療を受けた場合において、石綿健康被害医療手帳を提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

3 第十二条の規定は、前二項の医療費の額の算定について準用する。

4 第一項及び第二項の医療費の支給の請求は、その請求をすることができる時から二年を経過

したときは、することができない。

(療養手当の支給)

第十六条 機構は、被認定者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の療養手当を支給する。

2 療養手当は、月を単位として支給するものとし、当該支給は、その請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 療養手当は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月及び前々月の分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた療養手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の療養手当は、その支払期月でない場合であっても、支払うものとする。

(医療費等の支給の請求等)

第十七条 医療費及び療養手当(以下「医療費等」という。)の支給の請求は、認定の申請がされた後は、当該認定前であっても、することができ

2 医療費等を支給する旨の処分は、その請求のあつた日にさかのぼってその効力を生ずる。

(未支給の医療費等)

第十八条 医療費等を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき医療費等でまだその者に支給していなかつ

たものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その支給を請求し、当該医療費等の支給を受けることができる。

2 前項の規定により医療費等の支給を受けることができる者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定により医療費等の支給を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(葬祭料の支給)

第十九条 機構は、被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の葬祭料を支給する。

2 前項の葬祭料の支給の請求は、被認定者が死亡した時から二年を経過したときは、することができない。

(特別遺族弔慰金等の支給)

第二十条 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者(以下「施行前死亡者」という。)の遺族(第五十九条第一項に規定す

る特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。)に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。

2 前項の特別遺族弔慰金の額は、指定疾病について受ける医療に要する費用及び第十六条第一項の療養手当の額を勘案して単一の金額として政令で定める額とする。

3 第一項の特別葬祭料の額は、前条第一項の葬祭料の額と同一とする。

(特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位)

第二十一条 前条第一項の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料(以下「特別遺族弔慰金等」という。)の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、施行前死亡者の死亡の当時施行前死亡者と生計を同じくしていたものとする。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族について準用する。

(特別遺族弔慰金等に係る認定等)

第二十二条 機構は、特別遺族弔慰金等の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給する。

2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行日から三年を経過したときは、することができない。

(救済給付調整金の支給) 第二十三条 被認定者であつて施行日前に第四条第一項の認定に係る指定疾病にかかったものが当該指定疾病に起因して施行日から起算して二年以内に死亡した場合において、当該指定疾病に關し支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、当該死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金の額から当該合計額を控除した額に相当する金額を救済給付調整金として支給する。 2 機構は、前項に規定する遺族の請求に基づき、同項の救済給付調整金(以下「救済給付調整金」という。)を支給する。 3 第十九条第二項の規定は救済給付調整金の支給の請求について、第二十一条の規定は救済給付調整金の支給を受けることができる遺族について準用する。 (判定の申出) 第二十四条 機構は、第十九条第一項の規定による葬祭料の支給及び第二十二條第一項の規定による認定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に關し、環境大臣に判定を申し出ることが出来る。 2 第十条第二項の規定は、前項の規定による判定の申出があつた場合について準用する。 (救済給付の免責) 第二十五条 救済給付の支給を受けることができ	る者に対し、同一の事由について、損害のてん補がされた場合においては、機構は、その価額の限度で救済給付を支給する義務を免れる。 (他の法令による給付との調整) 第二十六条 医療費は、被認定者に対し、当該認定に係る指定疾病について、健康保険法等以外の法令(条例を含む。)の規定により医療に關する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。 2 療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労災保険法等その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。 (不正利得の徴収) 第二十七条 偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 (受給権の保護) 第二十八条 救済給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが	できない。 (公課の禁止) 第二十九条 租税その他の公課は、救済給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。 (環境省令への委任) 第三十条 この節に定めるもののほか、第四条第一項及び第二十二條第一項の認定の申請その他の救済給付に關する手続に關し必要な事項は、環境省令で定める。 第二節 費用 第一款 基金等 (基金) 第三十一条 機構は、救済給付の支給に要する費用(当該支給の事務の執行に要する費用を除く。)に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。 2 前項の石綿健康被害救済基金は、次条第一項の規定により政府から交付された資金、同条第二項の規定により地方公共団体から拠出された資金、第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収した一般拠出金、第三十六条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七条第一項の規定により徴収した特別拠出金、第二十七条第一項の規定により徴収した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によつて生じた利子その他の収入金の合計額に相当す	る金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもつて充てるものとする。 (交付金等) 第三十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用(当該支給の事務の執行に要する費用を含む。次項を除き、以下同じ。)に充てるための資金を交付することができる。 2 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を拠出することができる。 (地方債の特例) 第三十三条 前条第二項の規定に基づく地方公共団体の機構に対する拠出に要する経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。 (国庫の負担) 第三十四条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次条第一項の一般拠出金の徴収に要する費用の一部を負担する。 第二款 一般拠出金 (一般拠出金の徴収及び納付義務) 第三十五条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第八条第
---	---	--	--

一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十条第一項に規定する船舶所有者（以下「船舶所有者」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。
（機構に対する交付）

第三十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により一般拠出金を徴収したときは、機構に対し、徴収した額から当該一般拠出金の徴収に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。

（一般拠出金の額）

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金（以下「第一項一般拠出金」という。）の額は、徴収法第十條第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

2 第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収する一般拠出金（以下「第二項一般拠出

金」という。）の額は、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

3 前二項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

4 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

（第一項一般拠出金の徴収方法）

第三十八条 徴収法第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十一条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十六条の二、第三十八條、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の二の規定は、第一項一般拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十九条第一項		第十九条第二項	
次の	その		
当該保険関係が消滅した日（保険年度の中に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日）	当該保険関係が消滅した日	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十七条第一項の一般拠出金率（以下「一般拠出金率」という。）を乗じて算定した同項の第一項一般拠出金（以下「第一項一般拠出金」という。）
その保険年度に使用した賃金総額	その保険年度の直前の保険年度に使用した賃金総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）	係が消滅した日（当該保険関係が消滅した日）に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。）	係が消滅した日

官 報 (号 外)

第十九条第三項	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	一般拠出金率を乗じて算定した第一項一般拠出金
	納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料	前二項の第一項一般拠出金
	次の	その
	この法律の施行	第一項一般拠出金の徴収
第四十二条		
第四十三条第一項		
第四十五条の二	この法律に	石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律に
この法律の実施		第一項一般拠出金の徴収

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合は、同条第一項の委託を受けて、第一項一般拠出金の納付その他第一項一般拠出金に関する事項(以下「第一項一般拠出金事務」という。)を処理することができる。	は、第一項一般拠出金事務及び第一項一般拠出金について準用する。この場合において、徴収法第三十四条中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)&及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、徴収法第三十五条第一項及び第二項中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づ
3 徴収法第三十四条、第三十五条(第四項を除く。)&及び第三十六条の規定並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第二十三条の規定	

く命令」と、同条第三項中「第二十六条第三項(労災保険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合を含む。)&とあるのは「石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十六条第三項」と読み替えるものとする。	の超える額について、未納の第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金(船舶所有者に係るものに限る。以下この款において同じ。)があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。
(第二項一般拠出金の納付等) 第三十九条 船舶所有者は、各年度ごとに、第二項一般拠出金を、環境省令で定める事項を記載した申告書を添えて、その年度の初日から五十日以内に機構に納付しなければならない。	(第二項一般拠出金の延納) 第四十条 機構は、船舶所有者の申請に基づき、その者の納付すべき第二項一般拠出金を延納させることができる。
2 機構は、船舶所有者が前項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めたときは、第二項一般拠出金の額を決定し、これを船舶所有者に通知する。	(督促及び滞納処分) 第四十一条 第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金を納付しない船舶所有者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。
3 前項の規定による通知を受けた船舶所有者は、第二項一般拠出金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の全額を、納付した第二項一般拠出金の額が同項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に機構に納付しなければならない。	2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。
4 船舶所有者が納付した第二項一般拠出金の額が、第二項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の額を超える場合には、機構は、そ	3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。
	4 第一項の規定による督促を受けた船舶所有者がその指定の期限までに第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができ
	(延滞金) 第四十二条 前条第一項の規定により第二項一般

抛出金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る第二項一般抛出金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る第二項一般抛出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。	を停止し、又は猶予したとき。 五 第二項一般抛出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。 (先取特権の順位) 第四十三条 第二項一般抛出金その他この款の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 (徴収金の徴収手続) 第四十四条 第二項一般抛出金その他この款の規定による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。(船舶所有者に対する報告の徴収等) 第四十五条 機構は、第二項一般抛出金の徴収に關し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、船舶所有者の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を検査させることができる。	3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (環境省令への委任) 第四十六条 この款に定めるもののほか、第二項一般抛出金その他この款の規定による徴収金に關し必要な事項は、環境省令で定める。 第三款 特別抛出金 (特別抛出金の徴収及び納付義務) 第四十七条 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主(以下「特別事業主」という。)から、毎年度、特別抛出金を徴収する。	別事業主に対し、その者が納付すべき特別抛出金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。 2 前項の規定により特別抛出金の額が定められた後、特別抛出金の額を変更する必要があるときは、機構は、当該特別事業主が納付すべき特別抛出金の額を変更し、当該特別事業主に対し、変更後の特別抛出金の額を通知しなければならない。 3 機構は、特別事業主が納付した特別抛出金の額が、前項の規定による変更後の特別抛出金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特別抛出金の額を超える場合には、その超える額について、未納の特別抛出金その他この款の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。 (準用) 第五十条 第四十条から第四十五条までの規定は、特別抛出金について準用する。 (環境省令への委任) 第五十一条 この款に定めるもののほか、特別抛出金その他この款の規定による徴収金に關し必要な事項は、環境省令で定める。
2 前項の場合において、第二項一般抛出金の額の一部分につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる第二項一般抛出金の額は、その納付のあつた第二項一般抛出金の額を控除した額とする。 3 延滞金の計算において、前二項の第二項一般抛出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。 4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。 5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。	一 督促状に指定した期限までに第二項一般抛出金を完納したとき。 二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。 三 延滞金の額が百円未満であるとき。 四 第二項一般抛出金について滞納処分執行	2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。 (特別抛出金の額の決定、通知等) 第四十九条 機構は、前条第一項の政令で定める特別抛出金の額の算定方法に従い、特別事業主が納付すべき特別抛出金の額を決定し、当該特	第五十条 第四十条から第四十五条までの規定は、特別抛出金について準用する。 (環境省令への委任) 第五十一条 この款に定めるもののほか、特別抛出金その他この款の規定による徴収金に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第三節 雑則

(被認定者等に対する報告の徴収等)

第五十二条 機構は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、第四条第一項及び第二十二条第一項の規定による認定(次条を除き、以下単に「認定」という。)又は救済給付の支給を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

(受診命令)

第五十三条 機構は、第四条第一項の認定(その更新及び取消しを含む。)に関し必要があると認めるときは、当該認定を受け、又は受けようとする者に対し、機構の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(救済給付の支給の一時差止め)

第五十四条 機構は、救済給付の支給を受けることができる者が、第五十二条の規定により報告若しくは文書その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を出し、又は正当な理由がなく前条の規定による命令に従わないときは、その者に対する救済給付の支給を一時差し止めることができる。

(保険医療機関等に対する報告の徴収等)

第五十五条 機構は、第十三条第一項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に関し

必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに 응ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第五十六条 機構は、認定又は救済給付の支給に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断若しくは救済給付に関する診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(資料の提出の要求等)

第五十七条 環境大臣は、この章の規定を施行す

るため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主、船舶所有者又は特別事業主に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五十八条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、認定又は救済給付の支給に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

第三章 特別遺族給付金

第一節 支給等

(特別遺族給付金)

第五十九条 厚生労働大臣は、この節に定めるところにより、死亡労働者等の遺族であつて、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅したものに對し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給する。

2 前項の特別遺族給付金(以下「特別遺族給付金」という。)は、特別遺族年金又は特別遺族一時金とする。

3 特別遺族年金の額は、労災保険法の規定による遺族補償年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることがで

きる遺族の人数の区分に応じ政令で定める額とする。

4 特別遺族一時金の額は、労災保険法の規定による遺族補償一時金の額等を勘案し、第六十二

条各号の区分に応じ政令で定める額とする。

5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から三年を経過したとき(第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の子の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、三年を経過したとき)は、することができない。

(特別遺族年金の受給者の範囲等)

第六十条 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 死亡労働者等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたこと。

二 妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外の者にあつては、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイからニまでのいずれかに該当すること。

イ 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。

ロ 子又は孫については、十八歳に達する日

以後の最初の三月三十一日までの間にあること。

ハ 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は五十五歳以上であること。

二 イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

三 死亡労働者等の死亡の時から施行日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたこと。

ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。)となったこと。

ハ 離縁によつて、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。

二 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続き前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。)

ホ 前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄

弟姉妹については、その事情がなくなったこと(夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで

の間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までであるか又は死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。)

2 特別遺族年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

3 特別遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、特別遺族年金の額は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の政令で定める額をその人数で除して得た額とする。

(特別遺族年金の受給権の消滅)
第六十一条 特別遺族年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に特別遺族年金を支給する。

一 死亡したとき。
二 前条第一項第三号イからホまでに掲げる要件のいずれかに該当したとき。

2 特別遺族年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、

その者は、特別遺族年金を受けることができる遺族でなくなる。

(特別遺族一時金)

第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

一 施行日において特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該特別遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該死亡労働者等の死亡に関し支給された特別遺族年金の額の合計額が当該権利が消滅した日において前号に掲げる場合に該当することとなるものとしたときに支給されることとなる特別遺族一時金の額に満たないとき。

(特別遺族一時金の受給者の範囲等)
第六十三条 特別遺族一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。

一 配偶者

二 死亡労働者等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

三 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

2 特別遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該

各号に掲げる順序による。

3 第六十条第三項の規定は、特別遺族一時金について準用する。この場合において、同項中「前条第三項」とあるのは、「前条第四項」と読み替えるものとする。

(特別遺族給付金に関する労災保険法の準用)

第六十四条 労災保険法第十一条(第二項を除く。)、第十二条の七及び第十六条の九第一項の規定は、特別遺族給付金について準用する。この場合において、労災保険法第十一条第一項中「遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族」とあるのは、「特別遺族年金については当該特別遺族年金を受けることができる他の遺族」と、同条第三項中「第一項に規定する順序(遺族補償年金については第十六条の二第三項に、遺族年金については第二十二条の四第三項において準用する第十六条の二第三項に規定する順序)」とあるのは、「第一項に規定する順序」と、労災保険法第十二条の七中「政府」とあるのは、「厚生労働大臣」と、労災保険法第十六条の九第一項中「労働者」とあるのは、「死亡労働者等」と読み替えるものとする。

2 労災保険法第九条、第十二条第一項、第十二条の二、第十六条の二第二項、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十六条の九第二項及び第四項の規定は、特別遺族年金について準用す

る。この場合において、労災保険法第九条第一項中「支給すべき事由が生じた月」とあるのは「支給の請求をした日の属する月」と、労災保険法第十二条の二中「支払うべき保険給付」とあるのは「支払うべき特別遺族給付金」と、「当該保険給付」とあるのは「当該特別遺族給付金」と、

労災保険法第十六条の二第二項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と、「前項」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律第六十条第一項と、労災保険法第十六条の九第二項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と、同条第四項中「消滅する」とあるのは「消滅し、同順位者がなくなつて後順位者があるときは、次順位者に特別遺族年金を支給する」と読み替えるものとする。

3 労災保険法第十六条の九第三項の規定は、特別遺族一時金を受けることができる遺族について準用する。この場合において、同項中「遺族補償年金」とあるのは「特別遺族年金」と、「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と読み替えるものとする。

(損害賠償との調整に関する措置)

第六十五条 死亡労働者等の遺族が、当該死亡労働者等を使用していた労災保険適用事業主から民法明治二十九年法律第八十九号その他の法律による損害賠償を受けることができる場合であつて、特別遺族給付金の支給を受けるべきときに、同一の事由について、民法その他の法律

による損害賠償を受けたときは、厚生労働大臣は、その定める基準により、その価額の限度で、特別遺族給付金の支給をしないことができる。

(不正受給者からの費用徴収)

第六十六条 偽りその他不正の手段により特別遺族給付金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、当該特別遺族給付金の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の場合において、労災保険適用事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその支給が行われたものであるときは、厚生労働大臣は、その労災保険適用事業主に対し、支給を受けた者と連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合は、前項の規定の適用については、労災保険適用事業主とみなす。

4 徴収法第二十六条、第二十八条、第二十九条及び第四十一条の規定は、第一項及び第二項の規定による徴収金について準用する。この場合において、徴収法第二十六条及び第四十一条第二項中「政府」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(受給権の保護等に係る準用)

第六十七条 第二十八条及び第二十九条の規定は、特別遺族給付金について準用する。

(厚生労働省令への委任)

第六十八条 この節に定めるもののほか、特別遺族給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 費用

第六十九条 特別遺族給付金の支給に要する費用については、徴収法第十条第一項に規定する労働保険の事業に要する費用とみなし、これに充てるため同条第二項に規定する労働保険料(同項第四号に掲げる印紙保険料を除く。以下同じ。)を徴収する。

2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定(第四条及び第二十二条から第二十五条までの規定を除く。)を適用する。この場合において、徴収法第十二条第二項中「及び労働福祉事業」とあるのは、「労働福祉事業及び石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第五十九条第一項の特別遺族給付金(以下「特別遺族給付金」という。)の支給と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遺族給付金の支給に要する費用の額」と、同条第三項中「とする。第二十条第一項において同じ。」とあるのは「とする。第二十条第一項において同じ。」と特別遺族給付金(石綿健康被害救済法第六十二条第二号の場合に支給される特別遺族一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者(厚生労働省

令で定める事業の種類)ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。)に係る特別遺族給付金(以下この項において「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金」という。)及び第三種特別加入者に係る特別遺族給付金を除く。)の額(石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。)」と、「特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用」とあるのは、「特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金の支給に要する費用、特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金に要する費用」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 特別遺族給付金の支給に要する費用については、労災保険法による労働者災害補償保険事業の保険給付費とみなして、労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の規定を適用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「労災保険事業の保険給付費」とあるのは、「労災保険事業の保険給付費(石綿による健康被害の救済に関する法律第六十九条第三項の規定により労災保険事業の保険給付費とみなされた同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に要する費用を含む。)」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三節 雜則

(特別遺族給付金の受給者等に対する報告の徴収等)

第七十条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族に対し、報告、文書その他の物件の提出又は出頭を求めることができる。

(受診命令)

第七十一条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族に対し、厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(特別遺族年金の支給の一時差止め)

第七十二条 厚生労働大臣は、特別遺族年金を受ける権利を有する者が、第七十条の規定により報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、正当な理由がなく前条の規定による命令に従わず、又は第六十四条第一項において準用する労災保険法第十二条の七の規定による届出をせず、若しくは書類その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わないときは、その者に対する特別遺族年金の支給を一時差し止めることができる。

(事業主等に対する報告の徴収等)

第七十三条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合若しくは労災保険法第三十五条第一項に規定する団体(以下「労働保険事務組合等」という。)に対し、報告、文書の提出又は出頭を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、当該職員に、労災保険の保険関係が成立している事業の事業場又は労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者(労災保険法第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者を含む。)に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

4 第四十五条第二項の規定は第二項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は第二項の規定による権限について準用する。

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第七十四条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の

支給に関し必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族の診断若しくは診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第四章 不服申立て

(審査請求)

第七十五条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に依じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。

一 認定又は救済給付の支給に係る処分についての審査請求 公害健康被害補償不服審査会
二 第二項一般拠出金及び特別拠出金の徴収に係る処分についての審査請求 環境大臣

2 前項第一号に掲げる審査請求についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第三十一条の規定の適用に関しては、同条中「その庁の職員」とあるのは、「審査員又は専門委員」とする。

3 第一項第一号に掲げる審査請求については、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号。以下「公害健康被害補償

法」という。)第六十三条第三項、第三十一条、第三十三条及び第三十四条の規定を準用する。この場合において、公害健康被害補償法第三十一条中「補償給付」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第三条に規定する救済給付」と、公害健康被害補償法第三十四条中「この款」とあるのは「石綿健康被害救済法第七十五条第三項において読み替えて準用する第三十三条」と読み替えるものとする。

(異議申立て)

第七十六条 労災保険適用事業主は、第三十八条第一項の規定により準用する徴収法第十九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十七条 この法律に基づいて機構が行った処分又は前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該機構が行った処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会若しくは環境大臣の裁決又は同条に規定する処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定若しくは同条に規定する処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(特別遺族給付金に係る審査請求等)

第七十八条 特別遺族給付金に関する決定は、労災保険法に基づく保険給付に関する決定とみな

して、労災保険法第三十八条から第四十条までの規定を適用する。

(準用)

第七十九条 徴収法第三十八条の規定は、第六十六條第一項及び第二項の規定による徴収金について準用する。

第五章 雑則

(調査及び研究)

第八十条 国は、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならない。

(公務所等への照会)

第八十一条 厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(期間の計算)

第八十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第八十三条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区长とする。)は、厚生労働大臣、機構又は救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。)町村の条例で定めるところにより、救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者又は

はこれらの者以外の死亡労働者等の遺族の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置の命令委任)

第八十四条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第八十五条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

(命令への委任)

第八十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第八十七条 第五十八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十八条 労災保険適用事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務

組合等がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一 第三十八条第一項において準用する徴収法第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第三十八条第一項において準用する徴収法第四十三条第一項の規定による当該職員の間に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第七十三条第一項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

四 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合が、第三十八条第三項において準用する徴収法第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に第一項一般拠出金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の

代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第四十五条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二 第五十六条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 労災保険適用事業主及び労働保険事務組合等以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第七十条又は第七十三条第三項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第七十三条第二項の規定による当該職員の問題に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第七十四条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

第九十条 法人（法人でない労働保険事務組合等を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十八条又は前条（第一項第一号及び第二項第一号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合等を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十一条 第四十一条第四項（第五十条において

て準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二章第二節第一款、第八十四条及び第八十六条並びに附則第二条、第三条、第五条、第十条及び第十二条から第十四条までの規定 公布の日

二 第二章第二節（第一款を除く。）、第五十七条、第七十五条（第一項第二号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第九十条（第八十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）に係る部分に限る。）及び第九十一条並びに附則第四条の規定 平成十九年四月一日
（認定の申請に関する経過措置）

第二条 第四条第一項の認定を受けようとする者は、施行日の一週間前の日から施行日の前日までの間においても、その申請を行うことができる。

2 前項の規定により認定の申請があつたとき

は、施行日において第四条第二項の規定によりその申請があつたものとみなす。

（国庫の負担の特例）

第三条 平成十八年度における第三十四条の規定の適用については、同条中「毎年度」とあるのは「平成十八年度においては」と、「一部」とあるのは「全部」とする。

（有期事業に関する特例）

第四条 徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定める有期事業であつて、附則第一条第二号に定める日前に徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものであるものは、第三十五条第一項の規定は、適用しない。

（施行前の準備）

第五条 第三十七条第三項及び第四十八条第一項の政令の制定の立案については、環境大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前にあつても中央環境審議会の意見を聴くことができる。

（見直し）

第六条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項」を、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第 号第十四条第二項）」に、

「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項」を、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項」に改め、同条第三項中「又は市町村の」を、「市町村又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の」に、「又は市町村が」を、「市町村又は独立行政法人が」に改め、同条第四項中「若しくは市町村」を、「市町村若しくは独立行政法人」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第八条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一中八十二の項を削り、八十一の項を八十二の項とし、六十五の項から八十の項までを一項ずつ繰り下げ、六十四の項の次に次のように加える。

六十五 厚生労働省

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第号)による同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中百二十の項を百二十一の項とし、百十九の項を百二十の項とし、百十八の項の次に次のように加える。

百十九 独立行政法人
環境再生保全機構

石綿による健康被害の救済に関する同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十二條第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(社会保険労務士法の一部改正)

第九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十の次に次の一号を加える。

二十の二十一 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第号)。

第三十八条及び第五十九条の規定に限る。)

(労働保険特別会計法の一部改正)
第十条 労働保険特別会計法の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第号)の規定による第一項一般拠出金の徴収に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。この場合

において、第六条中「並びに附属雑収入」とあるのは、「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第号)第三十四条の規定に基づく一般会計からの受入金、同法第三十五条第一項の一般拠出金(以下この条において「一般拠出金」という。)並びに附属雑収入」と、「労働保険料の徴収及び」とあるのは、「一般拠出金の返還金、同法第三十六条の規定による独立行政法人環境再生保全機構への交付金、労働保険料及び一般拠出金の徴収並びに」とする。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)
正)
第十一条 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百十一条中「第百六条第二項の」を「第百六条第二項及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第号)第七十五条第一項第一号の規定による」に改める。
第百十九条の次に次の一条を加える。
(専門委員)
第百十九条の二 審査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、環境大臣が任命する。
3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
4 専門委員は、非常勤とする。
(環境基本法の一部改正)
第十二条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第二項第三号中「及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)」を、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第号)」に改める。
(環境省設置法の一部改正)
第十三条 環境省設置法(平成十一年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。
第四条中第二十四号を第二十五号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、

第十九号の次に次の一号を加える。

二十 石綿による健康被害の救済に関すること(他の府省の所掌に属するものを除く。)

第十二条第二項中「第二十一号」を「第二十二号」に、「第二十四号」を「第二十五号」に改める。

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)
第十四条 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第三条中「維持管理積立金の管理等」を「維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等」に改める。

第十条第一項第一号イ中「次条」を「第十一条」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 認定(石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第号)以下「石綿健康被害救済法」という。)第四

条第一項の認定(その更新及び取消しを含む。)及び第二十二條第一項の認定をいう。)

ロ 救済給付(石綿健康被害救済法第三条

の救済給付をいう。)の支給

ハ 船舶所有者(石綿健康被害救済法第三十五条第二項の船舶所有者をいう。)からの一般拠出金(同項の一般拠出金をいう。)の徴収及び特別事業主(石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。)からの特別拠出金(同項の特別拠出金をいう。)の徴収

第十条の次に次の一条を加える。

(業務の委託)

第十条の二 機構は、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣の指定する者(次項において「都道府県等」という。)に対し、前条第一項第七号イ(申請に係る部分に限る。)及びロ(請求に係る部分に限る。)に規定する業務の一部を委託することができる。

2 都道府県等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

第十一条中「前条第一項第二号」を「第十条第一項第二号」に改める。

第十二条を次のように改める。

(区分経理)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下「公益健康被害補償予防業務」という。)

二 第十条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「石綿健康被害救済業務」という。)

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第三章中第十六条の次に次の一条を加える。

(石綿健康被害救済基金)

第十六条の二 機構は、第十条第一項第七号ロに掲げる業務に要する費用に充てるために石綿健康被害救済基金を設け、石綿健康被害救済法第三十一条第二項の規定において充てるものとされる金額をもつてこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、石綿健康被害救済基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第十七条第一号中「前条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第二十二條第三号中「及び第十六条第二項」を「第十六条第二項及び第十六条の二第二項」に、「若しくはポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」を、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」に改める。

若しくは石綿健康被害救済基金」に改める。

附則第二十九条を次のように改める。

(基金の事務費への充当)

第二十九条 機構は、石綿健康被害救済法第三十一条第二項及び第十六条の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境大臣の認可を受けて、石綿健康被害救済基金の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を石綿健康被害救済業務の事務の執行に要する費用に充てることができる。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、平成十九年度以降において、石綿健康被害救済法第三十二条第一項の規定により政府から交付された資金のうち石綿健康被害救済業務の事務の執行に要する費用に充てられたものに相当する金額の一部を、当該取り崩した額に相当する金額に達するまで、石綿健康被害救済基金に組み入れるものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則第三十条から第三十六条までを削る。

(障害者自立支援法の一部改正)

第十五条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九十四条のうち社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定中「心神喪失

等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第八十四条第三項」を「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第百十四号第一項)」に、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項」を「石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項」に改める。

理 由

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石綿による健康被害の救済に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 救済給付の支給

(一) 石綿による健康被害の救済のため支給さ

れる給付(以下「救済給付」という。)は、医療費、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金、特別葬祭料及び救済給付調整金とし、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が支給するものとする。 (二) 機構は、石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者(以下「被認定者」という。)に対し、その請求に基づき、医療費及び療養手当を支給するものとする。 (三) 機構は、被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、葬祭料を支給するものとする。 (四) 機構は、石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給するものとする。 (五) 機構は、被認定者であつて施行日前に認定に係る指定疾病にかかったものが当該指定疾病に起因して施行日から起算して二年以内に死亡した場合において、支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、その遺族に対し、救済給付調整金を支給するものとする。	2 救済給付の費用 (一) 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため石綿健康被害救済基金を設けるものとする。 (二) 政府及び地方公共団体は、機構に対し、資金を、交付及び拠出することができるものとする。 (三) 労災保険適用事業主等から一般拠出金を、また、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主から特別拠出金を、毎年度、徴収するものとする。 3 特別遺族給付金の支給等 厚生労働大臣は、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅したものに對し、その請求に基づき、特別遺族年金又は特別遺族一時金を支給するものとし、これらの支給に要する費用については、労働保険の事業に要する費用とみなして、徴収するものとする。 4 施行期日等 この法律は、一部を除き、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。 また、政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。	二 議案の可決理由 本案は、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。 また、本案に対し、民主党・無所属クラブ提案に係る修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。この修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して小池環境大臣から、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。 なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 三 本案施行に要する経費 本案施行に要する経費として、平成十七年度一般会計補正予算に、石綿健康被害救済事業交付金として三百八十七億六千三百万円が計上されている。 右報告する。 平成十八年一月三十一日 環境委員長 木村 隆秀 衆議院議長 河野 洋平殿 (別紙) 石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。	一 指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。 二 石綿に暴露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、さらに医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めること。 三 本法に基づく政令の制定に当たっては、国会における論議を踏まえ、被害者救済の趣旨が損なわれないよう十分に留意すること。 四 中皮腫について、臨床データを収集・共有するための情報システムの整備等、早期診断・治療法の開発のための基盤整備を行うこと。 五 石綿関連疾患にかかった労働者については、今後、労働者災害補償保険法による保険給付を受ける権利が時効により消滅することがないよう、労使や医療関係者等に対する効果的な周知活動を行うこと。 六 政府は、石綿による健康被害の実態について十分調整・把握し、本制度の施行に反映させるよう努めること。 七 政府は、本制度の施行状況につき毎年とりまとめて公表するとともに、併せて最新の医学的知見、海外の状況その他の情報の収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後五年を待たずとも本制度について適宜適切に所要の見直しを行うものとする。
--	---	---	---

石綿による健康等に係る被害の防止のための
大気汚染防止法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成十八年一月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

石綿による健康等に係る被害の防止のため
の大気汚染防止法等の一部を改正する法律
(大気汚染防止法の一部改正)

第一条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「建築物」を「建築物等」に改める。

第二条第十二項中「建築物」の下に「その他の工作物(以下「建築物等」という。)」を加える。

第十八条の十五第五号及び第三項、第

二十六条第一項、第二十九条並びに第三十二条中「建築物」を「建築物等」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の六の二の次に次の一条を加える。

(石綿健康等被害防止事業に係る地方債の特例)

第三十三条の六の三 地方公共団体が石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に

資する事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、第五条の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができる。

(建築基準法の一部改正)

第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二を次のように改める。

(石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置)

第二十八条の二 建築物は、石綿その他の物質

の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有

害なものとして政令で定める物質(次号及び第三号において「石綿等」という。)を添加しないこと。

二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料

(石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。)を使用しないこと。

三 居室を有する建築物にあつては、前二号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質

の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

第八十六条の七第一項中「第二十七条の下に

「第二十八条の二同条各号に掲げる基準のう

ち政令で定めるものに係る部分に限る。」を加

え、同条第三項中「同条の技術的基準」を「同条各号に掲げる基準」に改める。

第八十八条第一項中「第二十条」の下に

「第二十八条の二同条各号に掲げる基準のう

ち政令で定めるものに係る部分に限る。」を、

「認証型式部材等に係る部分に限る。」の下に

「第八十六条の七第二項(第二十八条の二(第

八十六条の七第一項の政令で定める基準に係る

部分に限る。)に係る部分に限る。」を加える。

第一百一条第六号中「第二十八条の二」の

下に「第八十八条第一項において準用する場合

を含む。」を加える。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭

和四十五年法律第三十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

目次中「第九条の八・第九条の九」を「第九

条の八―第九条の十」に、「第十五条の四の二・第

十五条の四の三」を「第十五条の四の二―第十五

条の四の四」に、「第十五条の四の四―第十五条

の四の六」を「第十五条の四の五―第十五条の四の七」に改める。

第二章第四節第二号中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改める。

第二章第四節第九号の九の次に次の一条を加える。

(一般廃棄物の無害化処理に係る特例)

第九条の十 石綿が含まれている一般廃棄物そ

の他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理(廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。)を行い、又は行

おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していること

について、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該無害化処理の内容が、当該一般廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施

設が環境省令で定める基準に適合すること。 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所 三 無害化処理の用に供する施設の種類の 四 無害化処理の用に供する施設において処理する一般廃棄物の種類 五 無害化処理の用に供する施設の処理能力 六 無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画 七 無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画 八 その他環境省令で定める事項 3 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る無害化処理が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。 4 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないうで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定	に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。 5 第一項の認定を受けた者は、第七条第十三項、第十五項及び第十六項の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者とみなす。 6 環境大臣は、第一項の認定に係る無害化処理が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。 7 第八条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は第一項の認定について、第八条の四の規定は同項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第八条第三項本文中「前項」とあるのは「第九条の第十二項」と、同条第四項中「都道府県知事は、一般廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について」とあるのは「環境大臣は」と、「第二項第一号」とあるのは「第九条の第十二項第一号」と、「書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）」とあるのは「書類」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、「市町村の長」とあり、及び「市町村長」とあるのは「都道府県及び市町村の長」と、同条第六項中「当該都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。	とする。 8 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に關し必要な事項は、政令で定める。 第十四条第一項中「及び第十五条の四の第三項」を、「第十五条の四の第三項及び第十五条の四の第三項」に改める。 第三章第七節中第十五条の四の六を第十五条の四の七とし、第十五条の四の五を第十五条の四の六とし、第十五条の四の四を第十五条の四の五とし、同章第六節中第十五条の四の三の次に次の一条を加える。 （産業廃棄物の無害化処理に係る特例） 第十五条の四の四 石綿が含まれている産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。 一 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。 二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合するこ	と。 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所 三 無害化処理の用に供する施設の種類の 四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類 五 無害化処理の用に供する施設の処理能力 六 無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画 七 無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画 八 その他環境省令で定める事項 3 第八条の四の規定は第一項の認定を受けた者について、第九条の第十三項の規定は第一項の認定について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第六項及び第八項並びに第十五条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は第一項
---	--	--	---

の認定について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該認定に係る施設」と、「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該施設」と、第九条の十第四項中「第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の四第一項若しくは第六項又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第五項中「第七条第十三項、第十五項及び第十六項」とあるのは「第十四条第十二項、第十三項及び第十五項又は第十四条の四第十二項、第十三項及び第十六項」と、「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者」と、第十五条第三項本文中「前項」とあるのは「第十五条の四の四第二項」と、同条第四項中「都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について」とあるのは「環境大臣は」と、「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の四第二項第一号」と、「書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書」とあるのは「書類」と、同条第五

項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、「市町村の長」とあり、及び「市町村長」とあるのは「都道府県及び市町村の長」と、同条第六項中「当該都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。第十八条第二項中「において、」の下に「第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定を受けた者（次条第二項及び第十九条の三において「無害化処理認定業者」という。）又はを加え、輸入した者又はを「輸入した者若しくは」に改め、「対し、」の下に「当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理又はを加え、輸入又はを「輸入若しくは」に改める。第十九条第二項中「職員に、」の下に「無害化処理認定業者の事務所若しくは事業場若しくは第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に係る施設のある土地若しくは建物若しくはを、立ち入り、」の下に「当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理若しくはを加える。第十九条の三中「及び特別管理産業廃棄物処分業者を、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者」に改め、同条第一号中「場合」の下に「（第三号に掲げる場合を除く。）を加え、同条第二号中「場合」の下に「（次号に掲げる

場合を除く。）を加え、同条に次の一号を加える。三 無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）又は産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合 環境大臣 第十九条の四第一項中「市町村長」の下に「（前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。）を加える。第十九条の五第一項中「都道府県知事」の下に「（第十九条の三第三号に掲げる場合及び）を加え、同項第三号イ及びチ中「第十五条の四の六第二項」を「第十五条の四の七第二項」に改める。第二十四条中「第十五条の四の六第一項」を「第十五条の四の七第一項」に、「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改める。第二十五条第一項第十二号中「第十五条の四の六第一項」を「第十五条の四の七第一項」に改める。第二十六条第四号中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改め、同条第五号中「第十五条の四の四第四項」を「第十五

条の四の五第四項」に改める。第二十九条第三号及び第十号中「第十五条の四の六第二項」を「第十五条の四の七第二項」に改める。第三十条第三号中「第十五条の二の三」を「第九条の十第七項、第十五条の二の三及び第十五条の四の四第三項」に改める。 附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第二条の規定 公布の日 二 第四条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 （検討） 第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第三条及び第四条の規定による改正後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 （登録免許税法の一部改正） 第三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。 別表第一第五十号を次のように改める。

五十 一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的処理又は無害化処理の認定

(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第九条の九第一項(一般廃棄物の広域的処理に係る特例)又は第十五条の四の三第一項(産業廃棄物の広域的処理に係る特例)の一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理の認定	認定件数	一件につき十五万円
(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の十第一項(一般廃棄物の無害化処理に係る特例)又は第十五条の四の四第一項(産業廃棄物の無害化処理に係る特例)の一般廃棄物又は産業廃棄物の無害化処理の認定	認定件数	一件につき十五万円

理由

石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解体等の作業による石綿の飛散の防止、石綿を添加した建築材料の使用の制限、石綿が含まれる廃棄物の無害化処理の促進等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解

することができるとすること。

3 建築基準法の一部改正

(一) 建築物は、石綿の建築材料からの飛散による衛生上の支障がないよう、建築材料に石綿を添加しないこと等とすること。また、煙突等一定の工作物について、この規定を適用するものとする。

(二) (一)の規定の適用を受けない建築物について、一定の範囲内で増築等をする場合には、当該規定は適用しないものとする。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

石綿が含まれている廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、当該処理の内容、当該処理を行い、又は行おうとする者及びその者が有する施設が環境省令で定める基準に適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができることとし、当該認定を受けた者は、当該認定に係る廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る廃棄物処理施設を設置することができるものとする。

5 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して八月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、2は公布の日、4は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、1、3及び4の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年一月三十一日

環境委員長 木村 隆秀
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 従来の建築物の解体等におけるアスベストの飛散防止対策に加え、新たに工作物の解体等の際にも対策の徹底が図られるよう、国においては関係府省が密接に連携しつつ、各地方公共団体等におけるアスベストの使用実態等の情報の共有化に努めること。
- 二 地方公共団体が行うアスベスト対策に要する経費について、適切な財政措置を講ずること。
- 三 建築基準法による規制の実効性を確保するため、アスベストを使用している建築物の実態調査を進めるとともに、建築物所有者等に対する相談体制等の環境整備を行うこと。
- 四 アスベスト廃棄物が大量に排出されることに伴い処理費用の高騰が懸念されることから、不法投棄など不適正処理を招かないよう、アスベスト廃棄物の追跡管理を強化するとともに、国と地方公共団体が連携して規制の徹底、監視の強化等に万全を期すること。
- 五 アスベストによる被害の未然防止に万全を期するため、本法案による関係四法律の改正のみならず、「アスベスト問題に係る総合対策」(平成十七年十二月二十七日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)に盛り込まれた施策について、政府は地方公共団体、事業者、国民と一丸となって実施していくとともに、適切な時期にフォローアップを行うこと。

昨三十日は、会議を開くに至らなかったため、ここに議事日程を掲載する。

議事日程 第四号

平成十八年一月三十日(月曜日)

午後五時開議

- 第一 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
- 第二 国会議員互助年金法を廃止する法律案(河村たかし君外七名提出)
- 第三 国会議員互助年金法を廃止する法律案(宮路和明君外六名提出)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 四四〇円)	本号一部 四六〇円